

公氏に與へて、笑ひながら、曰ふには、これは、わが形見であるといつた。實朝が、いよく出掛けると、京都から此儀式に參會する爲めに鎌倉に下り來れる公卿たちを始め、以下の人々が悉く之に従ひ、隨行の兵士は一千騎あつた。義時は、實朝の側に付き添うて、劍を持つて居つたが、八幡宮の門に入らうとする時に、病氣が起つたと云つて、その劍を仲章に渡し歸つて仕舞つた。實朝は、そこで、隨行の兵士を遠ざけて、ひとり仲章のみ従つて居つたが、儀式が済んでから、公卿に會釋して階段を下ると、何者とも知れず一人が、階段の側から跳り出でて、刀を揮つて實朝及び仲章を斬つて、其首を持つて逃げ去つた。この時には、丁度、眞暗であつたので、宮の内も外も、たゞ、がや／＼と騒ぎ亂れるばかりで、何者が致したものであるか知れなかつた。とかくする中に、大きい聲で呼ばりて曰ふには、われは公曉である、父の爲めに仇を報いたのであると曰ふ者があつたので、皆々は、はじめて、公曉の爲した事であることを知つた。そこで、公曉の住んで居る處を攻め圍んだ。公曉は、實朝の首を片手にぶらさげて、直に備中某の家に往つて食事をしたが、其間、手から、實朝の首を離さなかつた。三浦義村の子が、公曉の弟子となつて居つたので、公曉は、その縁故があるので、使を遣りて、如何すれば善からうかと、義村に問はせた。義村は欺いて曰ふには、いづれ兵士を引き連れて御迎に参りましやうと曰つて、そして、此事を義時に告げ知らせた。義時は、義村に命じて、速かに之を殺させることにした。義村は、そこで、長尾定景を遣はし、五人の力士を引き連れて、公曉の處へ出掛けさせた。公曉は、自分を迎へに來るべき義村の兵士を待ち望んで居たが、久しくして來ない故に、そこで、公曉は、自ら、八幡宮の後の高い岡を踰えて、義村の家に行かうとして、その途中で、五人の力士に出遇つたので、奮つて之と闘つたが、定景が、横合から公曉の首を斬つて仕舞つて、それを義時に送つた。公曉は、この時に、年が十九であり、實朝は、年が二十八であつた。その翌日に、實朝を葬つたが、首が見付からなかつたので、致方なく、出掛ける時に遺して置いた一本の髪を以て、首の代りにして葬つた。源氏の本案の血筋は、こゝに於て、絶えて仕舞つた。

【参考】左に鎌倉北條九代記の一章を録して参考に資す。

實朝公任 右大臣 一付拜賀 眞禪師公曉討 實朝

同十二月三日、將軍實朝公、既に正二位右大臣に任ぜらる。明年正月には、鶴岡八幡宮にて御拜賀あるべしとして、大夫判官行村、奉行を承り、供奉の行列、隨兵以下の人数を定めらる。御裝束、御車以下の調度は、仙洞より下されける。右大將賴朝卿の御時、隨兵を定められしには、諸代の勇士、弓馬の達者、容儀美麗の三徳の人を選びて、拜賀の供奉を勤めさせらる。然るに此度の拜賀は、關東未だ例なき時の儀なりとして、兼て其人を選び定めらる。建保七年正月二十七日、今日辰辰なりとして、將軍家右大臣の御拜賀、四刻と觸られけり。路次行列の裝ひ嚴重なり。先づ居飼四人、舍人四人、一員二行に列り、將軍菅野景盛、府生狛盛光、中原成能、束帶して續きたり。次に殿上人口條侍從能氏、伊豫少將實雅、中宮權亮以下五人、隨身各四人を具す。藤勾當賴隆以下前驅十八人、二行に歩み。次に官人秦兼味、番長下毛野敬秀、次に將軍家檳榔毛の御車、車副四人、扈從は坊門大納言、次に隨兵十人皆甲冑を帶す。雜色二十人、檢非違使一人、調度懸、小舍人、童、看書長二人、火長二人、放免五人、次に調度懸佐々木五郎左衛門尉義清、下藪の隨身六人、次に新大納言忠清、宰相中將國道以下公卿五人、各前驅隨身あり。次は受領の大名三十人、路次の隨身一千騎、花を飾り、色を交へ、辻堅厳しく、御所より鶴岡まで、練出で去き給ふ裝ひ、心も詞も及ばれず、前代に例なく、後代も有べからずと、貴賤上下の見物は、いやが上に集りて、錐を立つる地もなし。路次の兩方込あうて押合ける所には、若狼藉もや出來すべしと、驅り靜むるに障なき。既に宮寺の樓門に入給ふ時に當て、右京大夫義時俄に心神逸例して、御劍をば仲章朝臣に譲りて退出せらる。右大臣實朝公、小野亭より、宮前に參向し給ふ。夜陰に及びて、神拜のこと終り、伶人樂を奏し、祝部鈴を振りて神慮をいさめ奉る。當宮の別當阿闍梨公曉、竊に石階の邊に伺ひ來り、劍を取て右大臣實朝公の首打落し、提げて還電す。武田五郎信光を先として、聲々に喚は

り、隨兵走り散て求むれども、誰人の所爲と知り難し。別當坊公曉の所爲ぞと云出しければ、雪の下の本坊に押寄ければ、公曉は座し、見物の上下は踏殺され、打倒れ、鎌倉中はいと闇暗になり、是はさもいかなる事ぞとて、人々魂を失ひ呆れたる計なり。禪師公曉は、御後見備中阿闍梨の雪の下坊に入りて、乳母子の彌源太兵衛尉を使として、三浦左衛門尉義村に仰せつかはされけるやう、今は將軍の官職に關す。關東武門の長胤たり。早く計議を回らすべし。示合せらるべきなりとあり。義村が息駒若丸、かの門弟たる好を頼みて、かく仰せつかはさる。義村聞て、先づ此方へ來り給へ、御迎の兵士を參らすべしとて、使者を返し、右京大夫義時に告たり。公曉は直人にあらず、武勇兵略勝れたれば、輒くは謀り難かるべしとて、勇悍の武士を撰び、長尾新六定景を大將として討手をぞ向られける。定景は黒皮威の冑を著し、大力の剛の者雜賀次郎以下郎從五人を相具して、公曉の座する備中阿闍梨の坊に赴く。公曉は鶴岡の後の峰に登りて、義村が家に到らんとし給ふ。途中にして長尾定景行合て、太刀おつ取りて御首を打落しけり。素絹の下に腹巻をぞ召れける。長尾御首を持って走歸り、義村、義時之を實檢す。前大將大夫廣元入道覺阿申されけるは、今日の事兼て示す所の候。將軍家御出立の期に臨で申けるやうは、覺阿成人して此方途に涙の面に浮ぶ事を知らず。然るに今御前に参りて頻りに涙の出るは、是常事と思はず、定めて子細あるべく候か。東大寺供養の日、右大將家の御出の例に任せて、御束帶の下に腹巻を著せしめ給へと申す。仲章朝臣申されしは、大臣大將に昇る人、未だ其例式あるべからずと、是に依て止めらる。又御出の時宮田兵衛尉公氏、御髪に候す。實朝公、自ら髪一筋を抜いて、御記念と稱して賜り、次に庭上の梅を御覽じて、

出でいなば主なき宿と成りぬとも軒端の梅よ春を忘るな

外史氏曰。余嘗踰函嶺。望八州之野。北控奥羽。知源氏基業深且遠矣。世傳。八幡公臨終。遺書其家曰。吾後世必有操天下之權者。雖信否未可知。非無其謂也。蓋我王化自西漸東。東之强悍難服。足以敵全國。雖中古鋤治。纔就條緒。叛服不常。每爲國患。而廟堂不以爲憂。蓋綱紀之弛。非

一日也。相門爭寵。骨肉相軋。而不能制也。盜賊公行。劫公卿。焚宮闕。而不能禁也。則何暇恤邊疆哉。而夫貞任家衡等。皆桀黠之才。足以乘而逞焉。微源氏父子。封豕長蛇。吞食上國。誰能拒之。其有大功德於天下。如此。而朝廷酬功。不塞其什一。賴義遷任。適致困敝。義家官不過四位。衛尉子孫或以罪誅。或以謫逐。保平之亂。又鬪其骨肉。殘亡垂盡。何報施之倒也。天之福人。縮於父祖。則贏於子孫。固其所也。故源氏之福。大發於賴朝。遂得司天下之權。義家儻預睹之邪。

【南嶺】……箱根山。函は音カン。八州之野。……關東八州は前に見ゆ。【控】……ひかふ、引き付けて居る、引き續く、後頼となり力となり居るを云ふ。【某業】……幕府を立つるに至りし基礎。【操】……とる、執る也。【信否】……まことなるか然らざるか。【其謂】……そのいひ、その譯、理由。【王化】……天朝の徳化。【自西漸東】……漸は次第々々に及ぶと。神武天皇初め日向より起りて、東征し、諸賊を平らげ、竟に大和に都したまふ。崇神天皇、四道將軍を置き、不逞者を誅し、景行天皇、皇子日本武尊を遣はし、東夷を征し、撃つて之を平らぐ。かく、我が國の王化は、西よりだんぐと東に及びしなり。【強悍】……剛強勇悍。強壯にして勇氣のさかんなること。【中古勸治】……勸治とは、勸にて草を刈るが如く討つて之を平らぐること。光仁帝、桓武帝の朝に、陸奥蝦夷はばぐ反す、紀古佐美、阪上田村丸等を遣はし、討つて之を平らげたまひしなどを云ふ。【幾就條緒】……やつと條口に附く、やつとすぢ道が立ちか、つたこと。【叛服不常】……そむいたり、服従したりすること、きまりが無い。【廟堂】……朝廷を云ふ。【綱紀之弛】……政令のゆるみ勝なること。綱は大づな、紀は小づな、綱に綱紀ありて萬目皆張るが如く、國家には制度政令ありて萬事を經理して亂れるが故に、制度政令を綱紀と云ふなり。【相門】……宰相となる家柄、即ち藤原氏を指す。相は音シャウ。【骨肉相軋】……軋は、さしはる、すれ合ふ。車のすれあふ事にて、仲の悪きことなり。親しき兄弟等の間に仲の悪きこと。策家、伊尹は兄弟を以て權を争ひ、伊周、道策は叔姪を以て争ひし類。【盜賊公行】……公行とは、公然と横行する也。盜ありて駿河介忠幹、并に備前介時望を殺せし類。【劫公卿】……劫は、おびやかす也。一條帝の朝に、將保輔が藤原季孝、大江匡衡を久我繩手におびやかせし類。【焚宮闕】……宮闕は、宮城なり。襲芳舎を燒き、康華殿を燒きし類。【恤】……うれふ、心配する、世話を焼く。【邊疆】……奥羽等を指す。【貞任】……安倍貞任、前九年の役の亂人。【家衡】……清原家衡、後三年の役の亂人。【桀黠】……音ケツカツ。強くて惡がしこきと。【乘而逞】……逞は、たくましくす、思ふ存分にする。乘而逞とは、綱紀のゆるみたるにつけて、己が思ふ存分にすることを云ふ。【微】……なかりせば、証がつかぬならは。【源氏父子】……源賴義と義家とを指す。【封豕長蛇】……音ホウシナヤマ。然深として土地を

亂し人民を害する惡る者に喩ふる語。封は大きな。大なる豕の蓋れるが如く長き蛇の、たぐるが如く、食りまはると云ふ意なり。亂人貞任等に喩ふるなり。左傳の定公四年の條下に、楚の申包胥、秦に如きて師を乞ふ。曰く、吳、封豕長蛇と爲り、以て上國を吞食す。註に、吞は數なり。吳の貪害すること、蛇豕の如くなるを言ふなりとあり。又、昭公二十八年の條下に、貪林にして厭くこと無きを、之を封豕と謂ふとあり。【荐】……音セン。しきりに、重ね、しばしば。【上國】……都に近き國。【不塞其什一】……その十分の一にも當らぬ。【賴義遷任通致困敝】……賴義、陸奥守より伊豫守に遷任せられしが、毎年、凶旱にて穀熟せず、私財を以て貢賦を償ひ居りしことを云ふ。【義家官不過四位衛尉】……義家は、正四位下、右衛門尉にて、天仁中に卒せり。【或以謫逐】……謫は音タク。流罪なり。【義家官不過四位衛都を逐はる】……義國の如きを云ふ。【保平】……保元、平治。【殘亡】……そこなひはらぶ。【垂】……なんなんとす。殆んどす。【先祖の大功あるには、その子孫の幸福あるべき苦なるに、却つて不仕合なること】……是の如きを云ふ。【縮】……おびやかす。【先祖の大功ある、餘あること】……固其所。……もとより左様あるべき苦なり。【儻】……儻と同じ。……は、ひよつとしたらば。【預睹之】……預は、あらかじめ、前以て。前以て此事あるべきを見抜く。

【外史氏曰く、われ嘗て、箱根山を踏えて、關東八州の平野が、北の方は奥羽に引きつゝいて居る形勢を望み見て、源氏の興隆の基礎が甚だ深くして且つ極めて遠いことを知つた。世間で傳へるには、八幡太郎義家公が、將に死なんとする時に臨んで、遺言書を其家に殘して置いたが、其中に書いてあるには、わが後世の子孫の中には、必ず、天下の大權を手に取る者があるであらうと書いてあつたといふ事であるが、其事の信であるか然らざるかは知る事が出来なけれども、その理由は無いでは無い。大體、我が皇室の徳化は、西の方からだんぐと東の方へ向つて進んだものであつて、東國の人民の剛強勇悍にして制服し難いことは、東國だけで以て我が全國を相手に引き受けることも出来るほどで、中古の時代に、東國の賊黨を平らげ治めて、やつと絲口だけはあいたけれども、それでも、叛いたり従つたりすることが、定まりが無く、いつとも、國家の患を爲したのである。然るに、朝廷に於ては、格別、それを心配事とも致されなかつた。といふのは、大體、我が朝廷の制度政令の弛み廢れたことは、僅かな年月の事では無く、隨分長い間の事であつたので、藤原氏の一門の人々が、君寵を争うて、身内同士が、きしり合つて喧嘩をし合つても、それを制することも出来ず、盜賊が公然と横行して、公卿たちを脅かしたり、宮城を燒いたりして、それを禁止することも出来なかつたほどで、中央政府の所在地の附近に於ては、へま左様であるから、どうして、邊鄙なる國境奥羽などの事を心配する暇があらうや。その上、かの安倍貞任や清原家衡などは、いづれも皆、強くして惡賢い人物であつて、箇擧を隙間につけ込んで思ふ存分に遣ふことが出来たのであるから、其時分に若し源賴義と義家との二人が無かつたならば、大なる家や長い蛇にも喩ふべき惡深き惡黨どもが、幾度も、都に近い國々に攻め込んで來ることがあつても、誰が之を拒ぎ止めることが出来やうか。【貞任、家衡】などが都近くまで攻め上ることが出来なかつたのは、全く源氏の父子の力であつたのである。【賴義、義家】の二人が、天下に對して大なる功績あり大なる恩澤ありしことは、此の如くであつたのに、然るに、朝廷に於ては、その手柄に酬いて賞典を授けられたことは、その十分の一にも足らぬほどであつて、賴義は、任地を遷されて伊豫守となつて、たゞ困難疲勞を致したばかりであり、義家は、官位は正四位下の右衛門尉にしか過ぎなかつたといふ有様で、その子孫の中には、或は罪によりて誅殺せられたものもあるし、或は流罪に處して都を逐はれたものもあるし、保元平治の亂の時には、又、その身内同士を闘はしめて、一門の者が殺され滅び、ほとんど血統も絶え果てんとした位であつた。天から人に施し報いられることが、何とした顛倒した事であるぞ。しかし、天が人に幸福を與へるのに、先祖の時に不足であるときは、必ず子孫の時に有り餘る位であると云ふ事は、もとより左様あるべき苦である。それ故に、源氏の幸福は、賴朝の時に至りて大いに開けて、とう

天下の政治の大権を掌握することが出来るやうになつたのである。義家は、ひよつとしたらば、前以て此事を見抜いて居たので、斯くは遺言書の中に豫言して置いたのであらうか。

然余嘗謂天下之權歸源氏久矣。而源氏不自知也。賴義。義家經略東北。捍護其民。前後十有五年。而朝廷如不關知焉。及其奏功爲將士請賞格。遷延不決。甚而目以私鬪。停之官符。使其以私恩噢咻之。則是朝廷自舍其征伐刑賞之柄。而付之源氏。遂令東北豪傑曰。寧背天子。勿負源氏。當是之時。使義家一唾手起。則函嶺以東。非朝廷之有。不必待賴朝也。而不敢失臣節。以終其身。乃所以貽慶子孫也。舊志稱賴朝之逃伊東也。心私祝曰。願得主關東八國。否則猶領伊豆。得以報伊東氏。由是觀之。其初念不過割據一隅。而豪傑之素附焉者。爭爲之用。兵鋒所嚮。莫不克捷。又得廷臣抱才而不逞者。以輔其所不及。而會於國家綱紀極隳之時。碁布所謂素附者於七道。而坐制其命。是雖其智術有以劫持上下。籠絡一世。則亦時勢之自至焉。而其源實出於父祖之餘慶焉爾。

【經略】……取り捌く。筋道を立て、その土地の事を取り捌き治むるなり。【捍護】……音カンゴ。ふせぎまもる。寇を防ぎて保護すること。【關知】……あづかり知る。關係する。【賞格】……賞典と同じ。格は例なり。格例によりて褒美を與ふること。【遷延不決】……遷延は滯久の貌。延引して決定せぬ。賴義、前九年の役を平らげ、將士の爲めに恩賞を請ひしかども、朝廷久しく決せざりしこと、本文に見ゆ。【目以私鬪】……自分誇手の戯りとする。後三年の役の時事なり。本文後三年の役の條を參看すべし。【私恩】……義家が私財を以て將士を賞せしことを云ふ。【噢咻】……音ウク。又はイクキウ。いたはりかばふ。小兒の痛あるとき父母が口を以て息を吹きかけて暖むる。【刑賞】……あるものを刑し功あるものを賞す。【柄】……權。【唾手起】……手に唾をはきかけて、それと云つて起ち上る。勇んで著手すること。【臣節】……臣下たる者の守るべき節義。【舊志】……ふるき記録。【私祝】……内々に祈る。【割據一隅】……一地方を割き取りてそこに立て籠る。【素附】……父祖の代より隸屬する。もとから附いて居る。【廷臣】……朝廷の臣下。大江廣元、三善康信の如きを云ふ。【抱才而不逞】……才氣ありながら思ふ存分な事が出来ず下僚に屈して居る。【極端】……極端まで落ち廢れはてる。廢は音ダ。毀る也。【碁布】……音キフ。碁石を碁盤の上に並べ置くが如くに、配り置く。守護地頭を諸國に置きしを云ふ。【制其命】……その死命を制す。生命をも支配して自由にする。【智術】……才智と術數。【劫持】……劫は脅かすなり。持は制するなり。劫持とは、威力を以ておさへつける也。劫持上下とは、君主と人民とを己の威力を以て押さへつけるなり。【籠絡】……音ロウラク。籠は包む也。絡は纏ふなり。くるめ込んで己が自由にすること。【自至】……自然に至り来る。【餘慶】……殘せし幸福。

かゝる如く賴朝の創業は賴義、義家等の遺徳であるが、しかし、われは常に思ふには、天下の大権が源氏に歸して居たのは、久しい間のことであつて、必ずしも賴朝の時を待たぬのであるけれども、源氏は、自ら此事を知らずして居たのである。そゞろ、賴義、義家が東北の諸國の事を取捌き治めて、其人民の寇をふせぎ保護してやつたことは、前後十五年の久しい間であつたが、朝廷では、まるで關係もせず知りもせぬ様な風であつて、源氏が手柄を奏上して將士の爲めに賞典を請うた時には、徒らに時日を延ばして決定せず、甚しいのにならんと、それを個人同士の自分勝手な競争であるといひ、賊の首を京都に送る爲めに下附されんことを請うた官符をも停めて與へず、源氏をして私財を以て賞を與へて將士の私恩を施して之をかばひいたはらしめる様にしたのは、これは、朝廷が、自ら、其征伐したり罪ある者を刑し功ある者を賞したりするの權柄を棄て、之を源氏に引き渡した譯になるので、とうとう、東北地方の豪傑をして、むしろ朝廷に背くことがあつても源氏に背いてはならぬといはしめるに至つた。この時分に、義家が「たび手に唾してそれと云つて起ち上つたならぬ」といふわけでは無かつたであらう。然れども、義家は、安に臣下たる者の守るべき節義を失ふやうな事を爲さずして、そして、其一生を終つたのである。それが、やがて、幸福を後世の子孫に残すやうになつた譯である。古き記録に云ふには、賴朝が伊豆の伊東を逃げ出したとき、賴朝の心の中で内々祈るには、どうか關東八州の主領となつた譯である。若しそれが出来ないうらば、せめて伊豆だけでも領地として、そして伊東祐光に怨を報いたいものであると祈つたと云ふことである。これによつて見ると、賴朝の初の志望は、大なる者では無く、たゞ天下の片隅を割いてそこに立て居りたいと云ふ丈の事に過ぎなかつた。然るに、豪傑共の素から源氏に附いて居た者は、先を争うて賴朝の用を爲し、その兵の鋒先の向ふところ、勝利を得ぬといふことは無く、又、朝廷の臣下にして、才氣がありながら思ふ存分に事を爲すことの出来なかつた者どもを得て、その及ばざる所即ち政治の方面の事などを補ひ助け、その上に、折節、國家の制度が極めて廢れて居つた時であつたので、賴朝は、謂ゆる本來源氏に附いて居つた者どもをば、七道の諸國に、碁石を並べたるが如く配り置き、そして、自分は鎌倉に坐して居ながら、活殺の權を握つてその生命をも支配することになつた。これは、賴朝の智慮と術數とに、上に朝廷を始め下は人民に至るまでを抑へ附け、一世を「ま」とめにくるめ込んで仕舞ふだけの力があつたのであるけれども、亦、天下の時勢が自然にこゝに至つたものであつて、そして、其源は、父祖の殘して置かれた幸福から出たものである。

吾嘗聞之縉紳之家。鎌倉之興。大江。三善之徒。有竊抱民部省簿記而往。

者亦可以見人心所向矣。夫王家自放失其權。而莫之或收。民安所倚哉。於是王族之任其器者。代而操之。以宰天下。亦不得已之勢也。源氏以清和之胄。世勤勞王事。以至於賴朝。經營艱苦。創建大業。以致天下小康。而不敢僭踰。恭順其跡。又再傳乃亡。天未艾源氏之福也。是以足利氏。新田氏。皆以清和之源。更起宰天下。而皆以上將代操國權。以服事天子。莫非襲賴朝之故者。則是賴朝爲天下萬世。創不得已之事。以立不可踰之限。而君臣之際。兩得其宜也。不然焉知莽操懿卓不接踵我國哉。雖曰賴朝有功德於天下。勝其父祖可也。

【補神】……音シシ。公卿を云ふ。續は指と同じ。挿むなり。神は大帯なり。笏を大帯の間に挿むものとの意なり。【民部省傳記】……民部省は邦國土地の圖。戸口人民の數を知るところなり。傳記は記録なり。帳面なり。民部省傳記とは、土地戸口などを記したる帳面に於て、天下の經營に必要なる者なり。【亦可以見人心所向】……朝廷の人すら斯く大切の記録を鎌倉に持ち運ぶほどなれば、天下の人心が賴朝へ向へることを知ることを得べしとの意。【王家】……朝廷を云ふ。【莫之或收】……これを拾ひ收める者が無かつたならば。【倚】……頼る、たよる、もたれかかる。【王族】……源氏は清和帝の後なるが故に、これ亦王族の一なり。【任其器者】……天下を支配するだけの器にかつた者、即ち天下を支配するだけの器量ある者。【宰】……音サイ。支配する。【胄】……音チウ。血すぢ、後胤。【經營】……經は量度なり。營は爲なり。種々に工夫して組み立てる。【瓶】……音サウケン。瓶は初なり。新に始める。【小廉】……少しく無事なること。天下少し安くおちつくこと。【廉は安き也】……音セン。分限を超えて高上りすること。【恭順】……謙遜にして上に順ふこと。【跡】……行跡、行爲。【再傳乃亡】……頼朝、實朝の二世に傳へて亡びしを云ふ。【艾】……つくす、盡す也。【足利氏】……源義家の孫義康より出で、上野國足利郡に居る。【新田氏】……源義家の孫義重より出で、上野國新田郡に居る。【更】……かはる。【上將】……上將軍の略。【襲賴朝之故】……敢て僭踰せざるの故事を嗣ぐなり。【不得已之事】……幕府を親建するを云ふ。【莽】……王莽。前漢の平帝と孺子嬰とを試して竟に位を篡ひ、國を新と號すること十五年にして、漢の兵に亡ぼさる。【操】……曹操。後漢の獻帝の丞相となり、魏公に封せられ、已にして王となる。その子丕に至りて、篡立して、國を魏と號す。【懿】……司馬懿。魏の丞相となり、權を專にせり。その孫昭に至りて、遂に魏に代りて國を晉と號す。【卓】……董卓。後漢の少帝辯を廢して陳留王協を立つ、之を獻帝となす。卓後に辯を殺し、權を專にせしが、終に呂布の爲めに刺されぬ。上に列擧せる莽操懿卓の四臣は皆僭踰反亂の臣也。【接踵】……接は續なり。踵は迹なり。前の者の踵についで後者の者出で来る、續々と出で来るを云ふ。

【補】 われは、以前に、公卿の家で承つたには、鎌倉幕府が新に出来たときには、大江、三善などの輩の中に、そつと民部省の帳面をか、へて鎌倉へ出掛けて往つた者があつたといふ事を承つた。これを以ても、亦、當時の人民の心の向つて居つた所を知ることが出来る。夫れ、王室が自ら其大權を取り難して仕舞つて、之を拾ひ取る者がないときは、人民は、何處にたよる所があらうか。さうなつたときは、王族の中で、それだけの器量を十分に備へて居る者が、代つて此大權を取り、そして、天下を支配するのは、これ亦已むを得ざる勢である。そも、源氏は、清和天皇の血統であつて、代々王事に骨折けて、そして頼朝の代に成つて、種々工夫して組み立て、艱難辛苦して、幕府創立の大事業を新に始めて、以て、しばらく天下の安穩を致したのである。しかも、名分の上には不相應なる高上りをするには無く、其行迹は、謙遜にして朝廷に順つて居たのであるが、頼朝より二代傳はつて亡びて仕舞つたので、天は未だ源氏に與ふべき幸福を残らず與へ盡して仕舞はなかつたのである。それ故に、足利氏や新田氏は、いづれも皆、清和の源氏であつて、かはるゝ起つて天下を支配したのである。そしていづれも皆、上將軍を以て、天子に代つて國家の大權を執りて、以て天子に従ひ事へて居つたのは、頼朝の昔（即ち頼朝が僭踰の行爲無かりし事）を受け繼いだので無い者は無い。さうすれば、これ、頼朝は、天下萬世の爲めに、已むを得ざる事を始めて、幕府を起し、それで以て、決して踰ゆることの出来ない分限を立てたものであつて、そして、君と臣との間柄が、兩方ともに其宜しきを得たのである。若しさうでない時には、どうして、王莽や、曹操や、司馬懿や、董卓の如き亂臣賊子が、我が國にも續々と出で来ることを知れやうか。（若し頼朝が權を握るのみならず名分をも僭することがあつたならば、後世之を學んで、國を篡ふの亂臣賊子が續々と出で来ることを有るまいもので無かつたとの意。然らば、頼朝が天下の功德あることは、その祖先頼義、義家等にも立ちまさつて居ると曰つても、宜しうである。）

日本外史講義卷之三終

立志論

男兒不學則已。學則當超羣矣。今日之天下。猶古昔之天下也。今日之民。猶古昔之民也。天下與民。古不異。今而所以治之。今不及古者。何也。國異勢乎。人異情乎。无志之人也。庸俗之人。溺於情勢。而不自知。無上下一也。此不足深議焉。獨吾黨。非傳夫古帝王治天下民之術者乎。而徒拘然。嗚呼。尋章摘句。以為一生大業。亦已陋矣。是其業難貴。與庸俗奚擇。乃將為庸俗所侮。噫。男兒不學則已。學當超羣矣。古之賢聖豪傑。如伊傅。如周召。亦一男兒耳。吾雖生于東海千載之下。生幸為男兒矣。又為儒生矣。安可不奮發立志。以答國恩。以顯父母。誠。遇不遇。天也。苟學古帝王之道。而有得乎。神而明之。在我所為。我所為。合今日情勢。而其至也。情勢隨我而回。夫然後古賢聖豪傑所成。吾亦可幾已。孰謂吾言之狂乎。吾生十有二年矣。以父母教。得聞古道者六年矣。春秋雖富。其成已近。苟不自奮。因循消日。則將伍夫尋章摘句之徒。而止。可不恥哉。於是。書以自力。又申之曰。噫。女擇之。同立天下。同為此民。女羣庸俗乎。抑群古賢聖豪傑乎。(山陽文稿下卷)

日本外史講義卷之四

賴襄子成原著 興文社編輯所講義

源氏後記

北條氏

外史氏曰。北條氏之事。吾不忍言之也。而諸敘其事。晦澀不覺。亦有疑於文飾者。獨源親房之論。頗可取信云。其論曰。源氏以武臣掌握天下。朝廷蓋不能平。況其後嗣既絕。寡妻陪隸。繼當其家。欲乘其時而斃之。以復舊權。似也。雖然。王綱之衰久矣。賴朝奮一臂以平其亂。雖朝廷不復其舊。而民庶息肩。非有德政足以勝之。則安克斃之。縱使克斃之。民之不安。天豈與之。王者之師。必加有罪。賴朝陞高官。管重職。皆出法皇之允裁。非私竊之也。北條氏以其外家久司其權。未嘗失人望。非有顯然之罪也。而欲遽加之誅。是朝廷未為無過。而北條氏又不可比之反賊。

獲利者也。夫以頼朝之業。而猶不能過二世。北條氏乃以陪臣執國命。奕世累葉。是豈偶然哉。蓋義時非有才德過人也。泰時繼之。修政立法。專操正直。不獨不踰己之分。戒飭親族。及諸將士。莫敢規望高爵。至其子孫。能守其法。不敢失墜。雖其政漸衰。卒至於亡。而得傳之七世之久。亦可謂無憾矣。大凡以保平以來之亂。而不有若頼朝。有若泰時。則六十州之民。何所底止。不詳於此。而特稱皇威之衰。武臣之專者。謬矣。

【不忍言之】……その惡逆不臣なることは、これを言ふに忍びずとの意。時政、義時の父子が、頼家を弑し、實朝と公暁とを謀殺して、源氏の某業を奪ひ、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を海島に遷し奉り、朝臣を殺し、陪臣を以て政權を擅にしたることなどを云ふ。【殺其事】……北條氏の事蹟を敘述する。【晦澁不明】……時は昏なり、味なり。澁は滑ならずるなり。不絶は不明なり。絶は古の暢の字、明か也。その文義、曖昧にして前後の關係など明かならざるを云ふ。【文飾】……文章修飾。あやどりかざるなり。【源親房之論】……神皇正統記の說を云ふ。源親房は、村上帝の皇子具平親王の後裔にして、姓は源、北高氏と稱す。師重の子。雍髪して宗玄といふ。和漢の學世に優れ、剩へ佛教にも暗かちず。建武中興の際、専ら王事に勤勞し、後、三宮に准せられ、羣車宮中に入ることを許さる。神皇正統記は、親房が常陸の小田の城中に闢られたるときに、筆を執りたるものにして、史實を敘述して、以南朝の正統なることを述べたるなり。其他、藤原抄、古今集註、東家秘傳、元々集、二十一社記等の著あり。【頼朝可取信】……餘程信用すると出来る。【不能平】……叡慮の穩にあらせられぬを云ふ。【其後嗣】……そのあとつぎ。源氏の相續者。【寡妻】……後家、やめ。政子をいふ。【陪隸】……音バレイ、陪臣、また家來。北條氏、時政父子を云ふ。【當其家】……その家を引受け受ける。源家の事を引受け受ける。【似也】……尤なる事である様である。道理ある事であるに似て居る。【王綱】……朝廷の政事の大本。【奮一臂】……片腕を振りまはす。勇を鼓して働くことを形容したるものなり。史記の陳涉世家の語なり。【民庶】……萬民、しむじもの人民。庶は衆多の義なり。【息肩】……肩をいこふ。兵亂の苦を免れ夫役租税を輕減することを得ることを、負擔したる者をおろすに喩へて、肩を休めると云ひたるなり。左傳の語なり。【德政】……人民に恩惠ある政治。【勝之】……これよりもまさる。【縱使】……たとひ。【頼朝陪隸高官管重職】……頼朝が正二位右近衛大將總追捕使に任せられしを指す。【法皇】……後白河法皇。【允裁】……音インサイ。允許裁判。御とりさばき。【外家】……外戚、妻の親元。頼朝の妻政子は、北條時政の女なり。【顯然】……明白にあらはれたる貌。【業】……功業。【陪臣】……陪隸と同じ。又家來。【執國命】……國の政事を執ること。論語の季氏篇に、陪臣、國命を執るは、三世にして、失はざる希なりと曰へると對照して味ふべし。【奕世累葉】……音エキセイルキエフ。代々續くこと。奕も累も、重ねる義、葉は世代なり。【偶然】……ふとしたこと、期せずして至ること。【修】……なすむ、善く整へる。【操】……とる。堅く執り守ること。【戒飭】……音カイチヨク。いさめと、のへる。氣をつ

けて憤ましむること。【規望】……はかりのぞむ。規は謀るなり。【高爵】……高位。【失墜】……音シツツキ。うしなひおとす、はづしおとす。【七世】……時政、義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗、貞時、高時を北條九代といふ。然れども、時氏は父に先だちて死して、未だ執權とならず、時頼は弟を以て兄に承く、併せて一世となす、故に之を七世と稱す。【無憾】……うちみ無し。心残り無し。【保平】……保元、平治。【底止】……いたりともまる、とまりのつまりまで行く。【特】……たゞ。【皇威】……天子の御威徳。【謬】……あやまる。

【外史氏曰く、北條氏の事蹟に就いては、われ、之を述べ立てるに忍びないのである。そして、諸々の、北條氏の事蹟を書き立てたものは、曖昧で書きなすつて居つて、前後の關係が明かでない、また、いろいろと飾り立て、書いてあるのではないかと疑はれるところもある。ただ源親房の議論だけは、頗る信用することの出来るものである。親房の議論は次の如くである。曰く、源氏が、武臣でありながら、天下の事を手に握つたので、朝廷に於ては、大體、御不滿に堪へさせられなかつたのである。ましてや、頼朝の跡つぎは、實朝に至つて絶えて仕舞つたのに、後家の政子や又家來の北條氏などが、つゞいて其家事を引き受けて居つたのであるから、朝廷に於て、この時につけ込んで居るのを、久しい間の事であつて、頼朝が、片腕を振り廻して、それで、天下の亂を平らげたので、朝廷は、その昔の體にはならなかつたけれども、下々の人民は、肩を休めて安堵したのであるから、恩惠ある政治で、之よりも勝れて居るだけのものがあるのでは無いならば、上天は、どうして、之を許さく彼等を倒すことが出来やうか。又、たとひ彼等を斃すことが出来るにしても、人民が安堵しないものならば、上天は、どうして、之を許さくやうか。全體、帝王たる者の軍は、必ず、罪ある者の上に施されるものである。頼朝が、高き官位にのぼり、尊嚴なる職務を統轄したが、これは、皆、後白河法皇の御許可によつたもので、頼朝が自分勝手に竊み取つたものではないのである。又、北條氏が、頼朝の外戚であるので、久しい間、その實權を司つて居つたが、未だ、つひで、人望を失つたことは無く、又、明白にあらはれたる罪があるのでは無い。然るに、格別の道理も無くして、遽かに之に誅伐を加へやうとなさるるのであるから、これは、朝廷に於て、御過失が無いとは云ふことは出来ない。そして、北條氏をば、又之を謀叛したる亂賊がうまく成功して利を得た者に比較することは出来ないのである。それ、頼朝ほどの大なる功業があつてさへも、なほ、二世よりも長く傳はることは出来なかつたのに、北條氏では、又家來を以て國の政治を執つて居りながら、幾代も代を重ねたのは、これは、どうして、譯も無いふいふとした出来事であらうか。大體、義時は、人にすべられたる才能道徳がある譯では無いが、その子の泰時が、之に繼いでから、政治を修め整へ、法度を立て定め、専ら正直を堅く執り守り、たゞひとり自分の分限に越ゆることの無いのみならず、親類の人々及びよろしくの將士どもをも戒めて氣を附けさせ、安りに高位にのぼらうと謀り望むことのないやうにした。その子孫になつても、能く其家法を守りて、敢てその家法を失ひ落すやうな事をしなかつたのである。その政治が、だんごとくと衰へて、とうとう滅亡することにはなつたけれども、之を七世も長い間子孫に傳へることが出来たのであるから、殘念に思ふべきことも無いと謂つても善いのである。凡そ、保元、平治よりこのかたの騷亂に於て、頼朝の如きものが無く、泰時の如きものが無かつたならば、我が國六十餘州の人民は、何處まで行きつくことに成るか知れなかつたのである。此道理を十分に辨へ知らずして、たゞ、皇室の御威光の衰へたと、武臣どもの我が儘勝手であるときを、彼れ此れと言ふのは、まことに間違つた事である。

廢帝の條

【參考】左に神皇正統記の二章を録して參考に資す。

は、俄に謀國し給ふ、順徳御身を輕めて、合戦の事を、ひとつ御心にせさせ給はん御謀にや、新主讓位ありしかど、即位登壇までもなく、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の亭へ遣はせ給ふ、三種の神器をば閑院の内裏に捨て置かれにき、讓位の後七十七ヶ日の間、暫く神器を傳へしかども、日嗣には加へ奉らず、飯豐の天皇の例にならば、申すべきこそ、元服などもなく、十七歳にてかくれましき事、扱もその世の亂を思ふに、誠にも世には迷ふ心ありぬべく、又下の上をしのぐ端ともなりぬべし、そのいはれをよく辨へたるべき事に侍り、頼朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思召しけるも理なり、況やその跡絶えて、後室の尼公陪臣の義時が世になりぬれば、かれの跡を削りて、御心のまにせらるべしと云ふも、一往のいひなきにあらざ、然れ共、白河鳥羽の御代のころより、政道の古き姿やうく衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民殆ど塗炭に落ちにき、頼朝一臂を振ひてその亂を平げたり、王室は古きにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすくし、東より西よりその徳に服せしかば、實朝なくもなりて、背く者ありとは聞えず、これにまさる程の徳政なくして、いかでたやすく覆へさるべき、たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくば、上天まもくみし給はじ、次に王者の軍と云ふは、科有るを討じて、既なきをばほろぼさず、頼朝高官に昇り、守護の職を給ふ、これ皆法皇の勅裁也、私に盜めりとは定めがたし、後室その跡を計らひ、義時久しく彼が權をとりて、人望に背かざりしかば、下には未だ疵ありといふべからず、一往のいはればかりにて追討せられんは、上の御科とや申すべき、謀叛起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし、かれば時の至らず、天のゆるさぬ事は疑ひなし、但下の上を剋するは、極めたる非道なり、終にはなにか皇化にまつろはざるべき、先誠の徳政を行はれ、朝威をたて、かれを剋する計の道ありて、その上の上の事とぞ覺え侍る、且は世の治亂の姿をも、能くかみしらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさる、か、弓矢を治めらる、か、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや、終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意の未だ達せぬにはあらざ、されど一旦もしづませ給ひしこそ口惜く侍れ、

後醍醐院の條

第八十七代第四十六世後醍醐院、諱は邦仁、土御門院第二の御子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり、この御門承久の亂ありし時、二歳にならせ給ひけり、通親大臣の四男大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御幼かりなりしかば、收養し申して、隠し置き奉りき、十八の御年にや、大納言さへ世を早くせしかば、いと無頼になり給ひて、御祖母承明門院になんうつろひましきける、二十二歳の御年春正月十日、四條院俄に憂駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず、順徳院を未だ佐渡におはしけるが、御子達もまた都に番より給ひし、入道攝政道家の大臣、かの御子の外家におはせしかば、この御流を天位につけ奉り、もとのまに世をしちんと思はれけるにや、その趣を仰せ遣しければ、鎌倉の義時が子泰時計らひ申して、この君をすま奉りぬ、誠に天命なり正理也、土御門院御兄にて、御心はへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、計らひ申しけるも理なり、大方泰時心正しく政すなほ年代を重ね、事、偏に泰時が力とぞ申し傳ふる、陪臣として久しく權をとる事は、和漢兩朝に先例なし、その主たりし頼朝より二世を過ぎず、義時いかなる果報にか、はからざる家業を始めて、兵馬の權をとりし、ためし稀なる事にや、されど殊なる才徳は聞えず、又大名の下に誇る心や有りけん、中二年計ぞ有りし、身まかりしかど、かの泰時相續して徳政を先とし、法式を堅くす、己が分をはかるのみならず、親族政びにあらゆる武士までもいまして、高官高位を望む者なかりき、その政次第のまに衰へ、終に流びぬるは、天命の終る姿なり、七代までたもてるこそかれが餘黨なれば、恨むる所なしといひつべし、凡保元平治より以來の亂りがはしさに、頼朝と云ふ人もなく、泰時と云ふものもなかりまししかば、日本國の人民いかなりなまし、このいはれをよくしちぬ人は、故もなく皇威の衰へ、武備のちかちけると思へるは誤りなり、所々に申し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふにとりて、用意有るべき事の侍るなり、神は人を安くするを本誓とす、天下の萬民は皆神物なり、君は尊くましませど、一人を樂しめしめ萬民を苦しむる事は、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺え侍る、まして人臣として、君を貴び、民を憐れ、天にせよ、まり、地にぬきあし、日月の照すを仰ぎて、心の黒くして、先に當らざらん事を、雨露の施すをみて、身のたゞしかりずして、惠みに漏れん事を願ふべし、朝夕に長田狭田の稻の種をくふも皇恩なり、晝夜生井菜井の水のながれを呑むも神徳也、これを思ひも入れず、あるに任せて欲を念にし、私を先として、公を忘る、心あるならば、世に久しき理侍らじ、況や國柄をとる仁に當り、兵權を預る人として、正路を踏まざらんにおきては、いかでその運を全くすべき、泰時が昔を思ふにこそ、異朝の事は、亂逆にして紀なきためし多ければ、例とするに足らず、わが國は、神明の誓いおしるしして、上下の分定まされり、然も善惡の報明かに、因果の理空しからず、且は遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て、將來の鑒戒とせらるべき也、抑この天皇正路に歸りて、日嗣を受け給ひし、先立ちてさまぐ、奇瑞ありき、又土御門院阿波の國にて告文をかへせまして、石清水の八幡宮に啓白せさせ給ひける、その御本懐未だ通りにしかば、さまぐ、御願を果されしも、哀れなる御事也、終に繼體の主として、この御末ならぬはましまさず、壬寅の年即位、癸卯の春改元、御身を慎み給ひければにや、天下を治め給ふ事四年、太子をさなくましくしかども、讓國あり、尊號例の如し、院中にて世をしらせ給ふ、御出家の後もかはらず二十六年ありしかば、白河鳥羽より以來には、おだやかにめでたき御代なるべし、五十三歳おましくき、

外史氏曰。吾讀親房之論。而悲其意焉。其亦出於不得已。而告君之體。宜如此爾。後之君子。因其言而詳其事。可也。蓋源氏之嗣既絕。藤原賴經爲征夷大將軍。其子賴嗣襲職。既而宗尊親王往代之。傳之其子惟康。久明親王又往代之。傳之其子守邦。而兵馬之政。每在於北條氏。故凡事皆不得。不係之北條氏。

【告君之體】……神皇正統記は、もと、天子の御覽に供へる爲めに作りし者なるが故に、かく云ふ。【君子】……徳ある人の稱、歴々の人々と云ふが如し。【襲】……繼ぐ。【兵馬之政】……武器軍馬の政令、即ち將軍の職權を云ふ。【係】……かける、北條氏の事につなぎつける。外史氏曰く、われ、上に擧げたる親房の議論を讀んで、その意中を悲むのである。この議論も、亦、已むを得ざるより出でたる者である

が、しかし、元來天子に申上げるのであるから、その書き振は斯くの如くあるべき筈である。(重に北條氏の善い方面を擧げ、朝廷の慮置の程當ならぬ事を述べたるは、君の御輕舉を戒め奉らんが爲めである。)後の君子たちは、親房の言葉によつて、その事柄を十分に吟味せらるれば、宜しいのである。大體、源氏の血筋は、すでに絶えて仕舞つて、藤原頼朝が、征夷大將軍となり、その子の頼朝が職をついたが、さうする中に、宗尊親王が、京都から往きて之に代られ、其職を其御子の惟康親王に傳へられたが、久明親王が又京都から往つて惟康親王に代られ、之を其御子の守邦親王に傳へられたので、征夷大將軍は、ちやんと其人があつたものではあるけれども、實際の兵馬の政權は、いつても、北條氏の手の中に在つたのであるから、それ故に、すべての事は、みな、之を北條氏を本として之につなぎ附けて書き立てないわけには行かぬのである。

北條氏。出於平貞盛。貞盛七世之裔時政。其父曰時家。時家父時方。養於祖父直方。直方父維時。維時父。即貞盛次子常陸介維將也。維將後二世。始與源氏婚。子孫世居伊豆北條。因氏焉。北條氏以豪族。世屬源氏。源義朝與平清盛戰京師。敗績。宗黨死亡略盡。義朝子賴朝被執。宥死。流于伊豆。時政以清盛命。與州人伊東祐親。並監護之。賴朝四世祖義家。樹恩威於東國。即直方女所生。以故時政頗屬意於賴朝。

【平貞盛】……世呼んで平將軍と稱す。平氏記に詳なり。【時家】……守の次の官。【維將後三世】……直方に於たる。【始與源氏婚】……頼朝は婚姻なり。縁組するなり。女を源頼朝に嫁せしを云ふ。【豪族】……一門繁盛にして強き家柄。【京師】……平治元年十二月のこと。【敗績】……大崩を敗績と云ふ。大敗する也。【宗黨】……一族徒黨。【略】……略す。【監護】……監は視察する也。目付となりまゝを云ふ。【榎】……たつ、榎を付ける。【恩威】……恩義と威光。【願】……すこぶる、餘程。【屬意】……望を掛けて居ること。

北條氏は、平貞盛から出たものである。貞盛の七代目の末孫は時政であつて、其父を時家と曰ひ、時家の父なる時方は、祖父の直方に養はれたが、直方の父は維時で、維時の父は即ち貞盛の次男の常陸介維將である。維將の後三代目に、始めて源氏と縁組をした。その子孫は、代々伊豆の北條に居つたので、それで北條氏とした。北條氏は勢力強盛なる大族であつて、代々源氏に附いて居つた。源義朝が、平清盛と、平治元年に、京都に於て戦つて、大負をしたので、義朝の一族徒黨は、死んで亡んで、大がけ無くなつて仕舞つた。義朝の子の頼朝が、生捕にせられて、死罪を赦されて、伊豆に流罪に處せられたときに、時政は、清盛の言ひ附けによりて、伊豆の國の人伊東祐親と共に、頼朝を

監督し守護して居つた。頼朝の四代前、先祖なまゝ家には、恩恵と威光とを關東の諸國に種を附けて置いたが、義家は即ち時政の先祖の直方の娘の生んだものであつて、北條氏と源氏とは斯る縁故があることであるから、それ故に、時政は、餘程望を頼朝に掛けて居つたのである。頼朝初寄伊東氏。通其女。生男。女之繼母。告之祐親。祐親懼平氏疑已。投其男於水。嫁女於江馬某。遂圖頼朝。頼朝逃依北條氏。久之問人曰。聞時政多女。孰尤美。曰。長美。次否。否者。後妻出也。頼朝懲伊東氏。欲通次女。作書託僕安達盛長。致焉。盛長竊慮次女無貌。頼朝情好不終。徒足階禍也。更作書。致於長女。前一夕。次女夢鳩銜金函。至覺語之。其姊心動。曰。吾當買妹。乃與妹。以其糶鏡。曰。薄以償直。日日得書。遂通之。情好日密。女名政子。時年二十一。是時。時政役於京師。役滿而歸。路遇平兼隆。兼隆。清盛族人。爲伊豆目代者。時政與偕歸。許以政子妻之。已聞其與頼朝私。且驚且喜。而難違兼隆約。則爲不知。嫁於兼隆。其夜雨甚。政子出奔。匿伊豆山。與頼朝俱居焉。兼隆索之。不得。時政素器頼朝。且思其高祖事。至是。陽怒而陰益厚之。頼朝亦謂時政謀慮可倚。深相結託。

【寄】……たよる、寄寓する、寄食する。【通】……密通する。【繼母】……まは、は、【江馬某】……名は小次郎。【依】……たよる、世話になる。【次否】……次は然らず、次のは美でなし。【懲伊東氏】……伊東氏の方には、頼母の生んだ娘でなかつた爲めに、頼母に告げ口をされしにこりて、今度は、美人でなくとも、頼母の生んだ娘に通じやうと思ふなり。【致焉】……致は送附なり。文書を次女に贈らしむるを云ふ。【無貌】……貌は容貌なり。無貌とは、美貌なし、容貌の美ならざること。【情好不終】……夫婦の親が末長く添ひ遂げぬ。【階禍】……階は梯なり。

禍に至るべし階梯をかける。【衝】……ふくむ、口にくはへる。【金函】……こがね作りの箱。【覺】……おぼえて、夢がさめて。【心動】……羨む情の萌したる也。【釋鏡】……化粧の鏡。【薄】……いさ、か。少許と云ふの意。【償直】……あたひをつくなふ。夢を買ふ代價を拂ふ。【旦日】……あくる日。【情好日密】……その仲が日に増し親密になる。【役】……職役なり。往つて勤番をする。【族人】……一族。【目代】……モクダイ。國司が任に赴かずして權りに其地方の豪族武人を延いて自ら代らしむ、之を目代と云ふ。【私】……私通する。【難】……はかかる。【爲不知】……知らざるまねする。【陽怒】……あらはに怒る、表面では怒る。【陰】……ひそかに。【厚】……手厚くもてなす。【謀慮可倚】……はかりごとをも有り分別もありて、たよりにすることが出来る。倚は倚頼なり。【結託】……たのみ合ふ。

頼朝は、はじめ、伊東祐親の家に寄寓して居つて、祐親の娘と密通して、男の子を生んだが、此事を祐親に告げ知らせた。祐親は、平氏が自分を疑つて源氏と親しくするなど、疑はんことを恐れて、その男の子を水の中に投げ込んで殺して仕舞ひ、そして、その娘を江馬某に嫁りさせて、とうとう頼朝を殺さうと巧んだので、頼朝は、逃げて北條氏にたよつた。それから暫くすると、頼朝は、ある人に問うて曰ふには、聞くところでは、時政には、娘が多いといふ事であるが、それが、すくられて美しいかと問うた。ある人が答へて曰ふには、一番上の娘が美しく御座います。二番目の娘は美しくは御座いませぬ。美しく無い方は、後妻の腹で御座いますと曰つた。頼朝は、伊東氏の處で前妻の生んだ娘に通じた爲に繼母に言ひ附けられてさんぐな目に逢つたのに驚りて居るので、二番目の娘に通じやうと思つて、手紙を書いて、下部の安達盛長に預けて、之を二番目の娘に届けさせることにしたが、盛長が、心の中と思ふには、二番目の娘は容貌が美しくは無いから、頼朝殿との契りは末遂げることばあるまい、さうすると、これは、たゞ、禍に階梯を掛けるやうな者であると思つて、別に手紙をこしらへて、一番目の娘に届けた。その前の晩に、二番目の娘は、鳩が黄金の箱をくはへて来たといふ夢を見たが、夢がさめてから、此事を其姉（即ち一番目の娘）に話した。姉は、妹の見た夢が善い夢であるから、それを羨ましく思ふ情が萌して曰ふには、妾は御前の夢を買ひまじやうと曰つて、そこで、妹（即ち二番目の娘）に自分の化粧の鏡を與へて、そして曰ふには、聊かなれども、夢の價を渡しますよと曰つた。その明るる日に、頼朝から手紙を得て、とうとう、之と密通し、その仲が日に親密となつた。その娘の名は政子と云ひ、時に年は二十一であつた。この時分に、父の時政は、京都に往つて勤番をして居つたが、三年の勤番の期限が済んだので、伊豆國に歸らうとして、路で平兼隆に出遇つた。兼隆は、清盛の一族の者であつて、伊豆の國の目代となつて居つた。時政は、兼隆と一所に歸つて来て、政子を以て兼隆に妻はすことを承知して置いた。とかくする中に、時政は、政子が頼朝と密通して居ることを聞いて、驚きもし、喜びもしたが、けれども、兼隆との約束に背くことを懼りて、そこで、すべての事情を知らないふりをして、兼隆に嫁入らせることにした。その夜、雨がひどく降つたが、政子は、家を出て、伊豆山に匿れて、頼朝と一處にそこに居つた。兼隆は、政子をさがしたけれども、見付からなかつた。時政は、平生から、頼朝を器量ある人と思つて居り、その上に、その先祖の事どもを思つて居つたので、此度は、表面では頼朝の行爲を怒つて居る様な風をして居つたけれども、裏面では、一層、頼朝を手厚く取り扱つた。頼朝も、亦、時政が謀略あり智慮ありて隨分たよりにすることが出来る人であると思つて、互に深く結び合つた。

治承四年。以仁王討平氏令至。頼朝先示之時政。遂發東國家人。家人至

者頗多。頼朝輒延之別室。曰。爲我努力。人人各自以爲頼朝特厚己也。而
至其陰謀。獨時政得知之。八月。時政率佐佐木經高等。八十五騎。夜襲平
兼隆。斬之。遂糾伊豆相模豪傑。以擁頼朝。據石橋山。令政子居守。頼朝
與大庭景親戰而敗走。時政疲而後。加藤景廉。狩野祐茂。堀親家。小山實政
等。請從焉。時政揮之。令從頼朝。而自之甲斐。欲發其諸源。長子宗時至
平井郷。爲伊東氏兵所圍。中箭死。逮夜。時政遇頼朝于杉山。箱根別當行
實。素善頼朝。聞其敗。使弟永實來餽餉。先見時政。時政給曰。大將既死矣。
永實曰。子疑吾歟。大將而死。子豈生存者。時政晒。使見頼朝。頼朝乃匿箱
根。令時政及其次子義時如甲斐。而自走土肥。使土肥遠平存問政子。航
抵獵島。時政與三浦義澄等。出迎頼朝。頼朝曰。卿何以在此。時政曰。吾卿
命北行。而中道自度。不觀君所底。安所取信。故踪君至此。請自此行矣。
於是終抵武田。一條諸族。得一萬人。助頼朝。擊平氏于駿河。走之。頼朝
還。至相模國府。論功行賞。以時政爲首。武田信義以下次之。頼朝劔鎌
倉府。政子助之於内。而時政。義時輔之於外。諸將士目以北條公。莫敢抗

禮。

【治承】高倉帝の時の年號。以仁王……後白河帝の皇子、高倉帝と號す。【令】……令旨。【發】……徵發する、召し寄せる。【輒】……すなはち、その度毎に、一々。【延】……引き入れる。【努力】……力を盡す、骨折りてつとめる。【特】……殊の知し。格別に。【厚己】……自分を厚くもてなさる。【陰謀】……秘密の謀。佐々木經高……東鑑、源平盛衰記には、佐々木木定綱に作る。【襲】……おそふ、輕行して敵の不備を掩ふ也。不意撃する。【糾】……音キウ。呼び集める。糾は結合なり。【擁】……もりたてる、抱持する也。【石橋山】……相模に在り。【揮】……振りはらふ。【平井郷】……伊豆に在り。【餽餉】……食物を贈る。餽は、おくる。餉は音シヤウ。【給】……あずむ。欺なり。【啗】……わらふ。微笑なり。【存問】……おとづれ見舞ふ。存は、なぐさむる也。【政子】……八牧を襲ふときより走湯山に在り、秋戸にうつる。【抵】……至る。【獵島】……安房國に在り。【卿】……汝。【卿】……ふくむ、口に物を含むこと。頼朝に言ひ含められたる命令を帯ぶるの意なり。【所底】……いたる所、落ち付き所。【安所取信】……頼朝の至る所を觀するときは、證據なくして人に疑はれんとす。【踪】……音ソウ。あとをつけてさがる也。源氏記に詳なり。【武田一條諸族】……甲斐に在る源氏の一族。【擊平氏于駿河】……富士河の役を云ふ。【恨】……はじむ。【抗禮】……對等の禮をする。

治承四年に、以仁王からの、平氏を討てよとの令旨が到着したときに、頼朝は、第一に、それを時政に見せて、とうとう、關東諸國の家人どもを召し寄せた。すると、家人どもは出た来た者が餘程多かつた。頼朝は、その度毎に、之を別室に引き入れて曰ふには、われの爲めに、骨折つてくれよと曰つた。そこで、人々は、銘々、頼朝が格別に自分にだけ丁寧な手厚くしてくるのであると思つて居つた。けれども、頼朝の秘密なる計略に至りては、たゞ一人時政がそれを知ることが出来て居つた。八月に、時政は、佐々木經高等八十五騎を引き連れて、夜、平兼隆を不意撃して之を斬り殺し、とうとう、伊豆、相模の豪傑どもを呼び集めて、そして、頼朝をより立て、石橋山に立て籠つて、政子をして北條に留守居をさせて置いた。頼朝が、石橋山で、大庭景親と戦つて敗北して逃げたときに、時政は、疲れて後れたが、加藤景廉、狩野祐茂、堀親家、小山實政等が、時政に従はうと請うたのに、時政は、之を振りはらうとして、頼朝に従はせることにし、そして、自分は、甲斐の國に往きて、その國のもろくの源氏の人々を徵發しやうと思つた。時政の長子の宗時、平井の郷に至り、伊東氏の兵士の爲めに圖まれて、矢に中つて死んだ。夜になつて、時政は、頼朝に杉山で出合つた。頼朝の別當の行實といふ者は、平生から、頼朝と仲が善かつたが、頼朝が敗北したといふ事は、弟の永實といふ者をして、わざと來つて食物を贈らした。永實は、先づ時政に面會した。すると、時政は、之を欺いて曰ふには、大將頼朝殿は最早討死したされましたと曰つた。永實が曰ふには、貴殿は、私を疑ひなされるのか。大將が討死したされたならば、貴殿は、どうして生きながら居られる御方であらうぞと曰つた。時政は、微笑して、永實を案内して頼朝に面會させた。頼朝は、そこで、箱根に匿れて、時政及び其次男の義時をして甲斐に往かしめ、そして、頼朝自身は土肥に走り、土肥遠平をして、政子を音づれ見舞はしめ、舟に乗りて海を渡つて、安房の獵島に至つた。すると、時政が、三浦義澄等と一處に、出で、頼朝を迎へた。頼朝が曰ふには、お前は、甲斐國に行く筈であつたのに、どうして此處に居るのかと曰つた。時政が曰ふには、私は、君の命を承けて北の方甲斐の國へ向ひましたが、途中で、自分で思案しまするに、わが君の落ち付く處を見て置きませぬときは、どうして、信用致されまじやうと思案いたしましたので、それ故に、わが君の跡を尋ねて此處まで參つたので御座います。さらば、これから出かけることに致しませうと曰つた。そこで、時政は、とうとう、武田、一條などいふ諸族の處に行き、二萬人の軍勢を得て、頼朝を助けて、平氏の軍勢を駿河國に擊ちて、之を走らせ、頼朝は、引つ還して相模の國府に至り、將士の功勞を評議して賞典を與へたが、時政を以て第一となし、武田信義以下の者が之に次ぐこと

とにした。かくて、頼朝が鎌倉の幕府を創立してからは、政子は之を内に於て助け、そして時政、義時は之を外に於て輔けた。そこで、諸の將士どもは、稱して北條殿と曰つて、之を敬ひ、押して對等の禮を以て附合はうとする者は無かつた。

明年七月、政子生男。是爲頼家。立爲世子。北條氏以外祖、益貴重。陰收人心、以自固。頼朝有嬖姫、託之伏見廣綱家。時政妻牧氏知之、告政子。政子性妬悍、即使牧宗親毀廣綱宅、驅逐其姫。姫走、依大多和義久者。頼朝聞之、託事往義久宅、召宗親、罵之、親截其髻。時政聞而恥之、不告而歸其邑。頼朝謂梶原景季曰、江馬必不從。汝往視之。江馬者、義時也。還報曰、在。頼朝召義時曰、汝可託吾子孫者、已而事釋。時政還鎌倉、被親信如初。

【明年七月】……明年は養和元年なり。然れども、東鑑には、壽永元年八月十二日庚戌、壽、西越、御養所男子御平産とあり。壽永元年は、明後年に當る。【政子】……音セイシ。跡取り。支那にては、諸侯の嫡子を世子と云ふ。【外祖】……母方の祖父。【牧人心】……人心を引き寄せる。【自固】……自分の基礎を堅める。【嬖姫】……音ヘイキ。身分賤しくして寵を得たる女を云ふ。名は龜の前。長橋太郎入道の女。東鑑壽永元年の條に、豆州の御旅居より、昵近し奉る。顔貌の濃なるに非ず、心操殊に柔和なり、去春の比より御密通、日を追うて御寵甚しとあり。【託】……あづける。【妬悍】……音トカン。妬は妬と同じ、悍は性急なり。嫉妬の心深くして氣の荒きと。【牧宗親】……時政の妻牧の方の父。【毀】……こぼつ。【託事】……事にかこつけて。【髻】……もとより、髪のかみなり。【聞而恥之】……妻の父に恥を與へられし故に之を恥づるなり。【其邑】……伊豆の北條。【江馬】……義時の通稱を江間小四郎と云ふ。【事釋】……事が落着する。事のさばきが附く。【明年七月】……政子が男の子を生んだ。是れは頼家で、立て、跡とりとした。北條氏は、母方の祖父といふので、まさしく、貴び重んぜられて居つたが、内々、人心を引き寄せるやうにして、それで、自分の基礎を堅めた。頼朝に、氣に入りの女があつたので、すくなく、牧宗親をして廣綱の家を打ちこはして、その女を逐ひ出させた。その女は、逃げて大多和義久といふ者の家にとつた。頼朝は、此事を聞いて、ある事にかこつけて、義久の家に行きて、宗親を呼び寄せて、之を罵り、自分で、宗親のもとより切つて仕舞つた。時政は、此事を聞いて、妻の父の宗親が斯る目に遇はされたのを恥づかしく思つて、頼朝に告げずして、その領地なる北條に歸つて仕舞つた。そこで、頼朝は梶原景季に向つ

て曰ふには、時政は北條に歸つたけれども、その伴の江馬は、きつと、時政に従つて北條に歸りはし無かつたであらう。汝、往つてそれを見て來いと曰つた。江馬と云ふのは、時政の次男の義時の事である。景季が往つて見て還り報告して曰ふには、在宅いたして居りますと曰つた。そこで、頼朝は、義時を召して曰ふには、汝は、將來、わが子孫を預け頼んでよい者であると曰つた。とかくする中に、其事は落著して、時政は、鎌倉に還り來り、頼朝に親まれ信任せられることが、初の通りであつて格別かはりは無つた。

【參考】左に東鑑の數節を抄録し假字交りに書き下して參考に供す。

壽永元年の條

十一月十日丁丑、此間、御寵女、伏見冠者廣綱が飯島の家に住す。而して、此事露顯し、御臺所殊に憤らしめ給ふ。是れ北條殿の室家牧の御方が密々に申さしめ給ふが故なり。仍て今日、牧三郎宗親に仰せて、廣綱の宅を破却し、頼る恥辱に及ぶ。廣綱は彼人を相伴ひ奉り、希有にして連れ出で、大多和五郎義久が燈摺の宅に到る云々。

十二日己卯、武衛、事を御遊興に寄せ、義久が燈摺の家に渡御し、牧三郎宗親を召し出し、御供に具せられ、彼所に於て廣綱を召し、一昨日の勝事を尋ね仰せらる。廣綱、具に其次第を言上せしむ。仍て宗親を召決せらる。處、陳謝して舌を卷き、面を泥沙に垂る。武衛、御寵念の餘り、手自ら宗親の鬘を切りしめ給ふ。此間、仰せ含められて云ふ、御臺所の事を重んじ奉るに於ては尤も神妙なり。但し彼の御命に順ふと雖も、此の如き事は、内々盡ぞ告げ申さるや。忽ち以て恥辱を興ふるの條、所存の企業甚だ以て奇怪なり云々。宗親逃亡し、武衛今夜止宿し給ふ。

十四日辛巳、晚景、武衛、鎌倉に還らしめ給ふ。而して今晚、北條殿俄に豆州に進發し給ふ。是れ宗親が御勸發の事を懇陳せらるゝに依りて也。武衛、此事を聞かしめ給ひ、太だ御氣色あり。梶原源太を召して、江間は穩便の存念あり。父統ひ不義の恨を挿み、身の暇を申さず、下國すと雖も、江間は相從はざるか。鎌倉に在るや否や、儘に之を相尋ぬ可しと云々。片時の間に、景季歸り参り、江開下國せざるの由を申す。仍て重ねて景季を遣はして江開を召す。江開殿参り給ふ。判官代邦通を以て仰せられて云ふ、宗親、奇佐を現はすに依りて、勸發を加ふるの處、北條、懇念に任せて下國の條、殆ど御本意に違ふ所なり。汝、吾が命を察して、彼の下向に相從はざるは、殊に感じ思食す者なり。定めて子孫の護たる可き歟。今賞は追つて仰せらる可き者なり。江開殿、是非を申されず、畏り奉るの由を啓して、退出し給ふ云々。

十二月十日丙午、御寵女、小中太光家が小坪の宅に遷り住す。頼りに御臺所の御氣色を恐れ申さると雖も、御寵愛、日を追うて興盛なるの間、怒に以て仰に順ふ云々。

頼朝忌弟義經勇智謀除之。文治元年。冬。親將擊之京師。義經奔竄。頼朝途還。遣時政以千餘騎護京師。四索不獲。於是。以頼朝意奏請。諸國司置守護。莊園置地頭。所在追捕。弗被允。時政抗辯再三。終被允。自爲七

國地頭。已而辭之。當是時。大亂初平。京畿多事。時政身當其衝。事無不立。辨。歲餘東歸。以詔舉從弟時定自代。亦頼朝意也。頼朝嘗獵富士野。頼家甫十二。射中走鹿。頼朝大喜。使人報之。政子曰。彼將家胄子。獲一禽。何煩專使。頼朝愧之。

【文治】……後鳥羽帝の時の年號【奔竄】……音ホンザン。逃げ隠る。【途還】……途中から引きかへる。駿河の黃瀬川より還りしを云ふ。【四索】……よもにともむ。處々方々さがして見る。【國司守護莊園地頭】……前巻に出でたり、就いて看るべし。【所在】……どこでも其所々で。【允】……許す。【抗辯】……押し立てて辯解する。【京畿】……音ケイキ。京都五畿内。【當其衝】……重要な職務を引き受ける。衝は音シヨウ。要路なり。【立辨】……立ちどころに辨す。即座に片付く。【從弟】……いとこ。【富士野】……富士の裾野。【甫】……はじめて、やつと。【胄子】……音ナウシ。嫡子、世子に同じ。【一禽】……一匹の獲物。禽は獵の獲物なり。【專使】……わざわざの使。【愧】……はづかしく思ふ。

頼朝は、弟義經が勇氣あり智略あるを忌みきらうて、之を無きものにしやうと企て、文治元年の冬に、頼朝自身で大将となつて、之を京都に撃たうとしたが、義經が逃げ隠れたので、頼朝は、途中から引きかへして、時政を遣はして、千餘騎を引き連れて京都を守護せしめて、諸處方々に義經をさがし求めたけれども見付からなかつた。こゝに於て、時政は、頼朝の内意を受けて、朝廷に奏上して請ひ願ふには、諸の國司府には守護職を置き、莊園には地頭職を置いて、その所々で之を追捕せしめたいと請うたけれども、朝廷では御許しにならなかつた。そこで、時政は、押し立てて申し立てること兩三度も及んだので、とうとう御許しになつた。そこで、時政は、自身で、七國の地頭となつたが、その内に、之を辭職した。この時には、大騒動が初めて平定したときであつたので、京都畿内は、事が殊の外多かつたが、時政は、吾が身が、その重要な役目を引き受けて、すべての事が立ちどころに持の明かぬとは無かつた。一年餘にして、時政は、東へ歸つた。詔を以て、時政の從弟なる時定を推舉して、自分の代りとした。これも亦、頼朝の内意に本づいたものである。頼朝が、ある時、富士の裾野に狩したが、その時に頼家はやつと十二歳であつたが、走つて居る鹿を射止めたので、頼朝は、大に喜んで、人を遣つて此事を政子に報ずると、政子が曰ふには、彼れ頼家は、將軍の家に生れた世つぎの子でありますから、そんな事は何でも無い事で、一つの獲物があつたとて、わざわざ御使者を下されるには及ばぬことありますと曰つたので、頼朝は之を恥づかしく思つた。

正治元年。正月。頼朝薨。頼家立。政子削髮爲尼。而與聞政事。時政敍從五位下。任遠江守。爲政所別當。與大江廣元。三善康信。中原親能。三浦義澄。

八田知家。和田義盛。比企能員。安達盛長。足立遠光。梶原景時。藤原行政。參決諸政。餘毋得傳宣。

【正治】…土御門帝の時の年號。【削髮】…音サクハツ。髪をけづる、髪を剃ること。【與聞】…あづかりきく。【政所】…まんどころ。前に見ゆ。【參決】…參與して裁決する、その事に關係して決断する。【餘毋得傳宣】…この外の者は取次をしたり命令を申し渡したりすることが出来ぬ。この外の者は直に申し出づることが出来ぬ。

【正治元年の正月に、賴朝が死んで、賴家が立つて將軍となつた。政子は、髪を剃り落して尼と爲り、そして、政事を與かり聞いて居つた。時政は、從五位下に敘せられ、遠江守に任せられ、政所の別當となり、大江廣元、三善康信、中原親能、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、安達盛長、足立遠光、梶原景時、藤原行政と、まことに、まろくの政事に關係して取捌きを爲し、その他の者は、取次をしたり命令を申渡すことが出来ないことに定めた。

賴家有狎臣五人。下教曰。五人親黨。有罪勿論。七月。參河盜起。遣安達景盛討之。景盛新買妾於京師。殊弗欲行。不得已而行。歸則賴家已奪其妾。絕愛幸之。有告景盛怨望者。賴家令五人討之。府下大擾。時賴朝薨。纔六閱月。政子急如安達氏。使使誚讓賴家。且曰。汝不聽我言。吾以身當汝箭。賴家乃止。政子徵景盛誓書。使佐佐木盛綱齎送。賴家以和解之。因諭賴家曰。視汝近狀。倦政忘民。遠賢近佞。只聲色是溺。無禮於親戚。願少留意。勿及於悔。賴家般樂如故。已而聽梶原景時讒。欲誅結城朝光。朝光與諸將連署抗訴。景時出奔。旋還鎌倉。時政逐之。景時終奔京師。令人追誅之。二年五月。有爭疆而訟者。賴家視其地圖。援筆抹圖中央曰。廣狹命也。不能費案檢。凡疆場之訟。以此爲準。即不厭心。不如毋爭。

【狎臣五人】…狎は音カフ。狎臣とは御氣に入りの家來。比企三郎、和田朝盛、中盤能成、細田四郎、小笠原長經の五人。【教】…命令、命令なり。【親黨】…親しき輩。【有罪勿論】…たとひ罪があつても、彼れ此れ云ふことは相成らぬ。罪あるとも吟味するな。【盜】…室平四郎重廣。【殊】…格別に。【絶】…はなはだ。最も、極めて。【愛幸】…寵愛する。【怨望】…うらむ。望も亦怨なり。【擾】…みだる。騒ぎ立てる。【六閱月】…間は歴るなり。六箇月を経たるなり。【如】…往く。【誚讓】…音セウジャウ。言語を以て責むる也。【誓書】…賴家を怨まぬと云ふ起請文。【賣】…もたらす。持參する。【近狀】…近頃の様子。【佞】…音ネイ。媚び諂ふ者。【聲色】…音楽と女色。【留意】…氣を附ける。【般樂】…遊樂。大に遊び楽しむこと。般も樂なり。【連署】…連列する。署は押なり、名を書き或は花押するなり。【抗訴】…押して訴へ出づる。【旋】…また、またとどつて。【爭疆而訟者】…陸奥の新熊野の社僧。羅は音キヤウ。境なり。【抹】…取る。【抹】…音マツ。墨を引く。【中央】…まんなか。【廣狹命也】…廣いと狭いと運命次第なり。此墨にて筋を引いた通りにせよとの意。【按檢】…按は考なり、檢は察なり。取り調べ吟味すること。【疆場】…音キヤウエキ。羅は大界、場は小界。土地の境界。【準】…音ジュン。度なり、則なり。【さまり、法度。即不厭心】…もし心にあかざれば、若し心に満足せぬならば。

【賴家には、御氣に入りの近侍の家來が五人あつたが、賴家は、命令を下して曰ふには、此五人の親しき者共には、たとひ罪の有ることがあつても、彼れ此れと申すことは相成らぬと曰つた。七月に、參河國に、盜賊が起つたので、安達景盛を遣はして之を征伐せしめることにしたが、景盛は、近頃、金を出して妾を京都から連れて来たときであつたので、この外、參河に行くことを好まなかつたけれども、君の命令であるから、致し方無くして出掛けて行つた。然るに、歸つて見ると、賴家は、もはや其妾を奪ひ取つて仕舞つて、極めて之を寵愛して居られた。すると、景盛がそれを怨んで居ると賴家が告げた者があつたので、賴家は、例の五人の御氣に入りの家來をして景盛を討たせやうとしたので、鎌倉は大に騒ぎ立てた。その時は、賴朝が死んでからやつと六箇月たつたばかりであつた。すると、政子は念いで、安達氏の處に往きて、使者を遣りて賴家を詰責させて、其上に曰ふには、御前が若し妾の言ふ事を聞き入れぬならば、妾は身を以て御前の矢に中つて死にまじやうと曰つた。賴家は、そこで、景盛を討つことを止めた。政子は、景盛から、賴家に對して異心無く怒みは致さぬと云ふ誓の書面を差出さしめて、佐々木盛綱をして、それを持參して賴家に送らしめて、それで仲直りをさせることにした。そこで、政子は賴家を諭して曰ふには、御前が近頃の様子をつくく見るに、政事に倦み、人民の事を忘れ、賢人を遠ざけ、媚び諂ふ者を近づけ親しんで、たゞ、音楽と女色とばかり溺れ込んで居つて、親戚に對しても禮儀に背いて居る。何卒、少しく氣を附けて、行を改めて、後悔するやうな事に相成ることが無いやうにせよと曰つた。けれども、賴家は、氣儘に遊び楽しむこと、もとの通りであつた。さうするうちに、賴家は、梶原景時の讒言を聞き入れて、結城朝光を誅伐しやうと思つたが、朝光が、諸將と連列して、罪無き旨を押しつけて訴へ出でたので、景時は、たまらず鎌倉を逃げて出し、また戻つて鎌倉に引つつかへしたが、時政が、それを逐つ拂つたので、景時は、とうとう京師へ走つたが、人をして追つ掛けて行つて之を殺さしめた。正治二年五月に、土地の境界を争うて訴へ出でた者があつたときに、賴家は、其地圖をじつと見つけて、やがて筆を取つて圖のまん中頃に墨を引いて曰ふには、土地の廣いと狭いとは、其者の運命次第である。取り調べて吟味を致すなどの手数を掛けることは出来ぬ。すべし、土地の境界の訴訟には、斯く致すを以て法度とする。若しそれで心に不満足と思ふならば、はじめから争を致さぬが宜しいと

曰つた。(まことに無造作なわけで、頼家が政治上の事に熱心でなかつたことは、これによりても知られるのである。)

建仁元年秋。大風雨。關東禾稼不登。下總海溢。民死者千人。九月。蹴鞠工紀行景至自京師。大江廣元携謁頼家。頼家素好蹴鞠。請上皇得行景也。自是日學其技。不復視朝。義時有子。曰泰時。少有器局。密召頼家狎臣中野能成。謂曰。蹴鞠無害於事。獨不畏災異乎。故將軍每逢天變。輒止出遊。是後世所當法耳。子親臣也。盍嘗試諷之。時北條告飢。泰時且往視之。會僧觀清至。曰。將軍聞能成語。怒曰。言非無理。踰父祖而言何也。公且稱疾歸邑。俟其怒衰。可也。泰時曰。吾聊語鄙意於侍臣耳。豈敢諫乎。即被譴怒。非所避也。吾有事如邑。日日將發。子莫以爲避焉。乃出簞笠視之。遂至邑。邑人去歲貸籽種。約明稔償之。而不稔也。相與謀逃亡。於是泰時召諸負債者。悉燒其券。曰。父老安之。饒使年豐。吾不復責也。乃賜酒食。人給斗米。皆泣拜祝曰。願使君多子孫。一二年。七月。泰時娶三浦義村女。義村。義澄子也。

【建仁】……土御門帝の時の年號。【禾稼】……音クワカ。穀類。【不登】……實らぬ。【海溢】……つなみのありしを云ふ。【蹴鞠工】……音シキクコウ。けまりに妙を得たる者。既ば、鬪なり、ける也。鞠は小革を以て作りたる圓き毬なり、まりと訓ず。【携】……たづさふ、引き連れ

る。【上皇】……後鳥羽上皇。【視朝】……政廳に出で、政事を聽くこと。【器局】……才略度量。【中野能成】……頼家の狎臣五人の中の一人。【災異】……天災變異。大風雨海溢などを云ふ。【故將軍】……頼朝を指す。【親臣】……御氣に入りの家來。【嘗試】……ころみ。【諷】……諷諷。それと無く諷める。【告飢】……飢饉の事を申出づ。【父祖】……時政、義時、俣……待つ。【怒衰】……怒のゆるむこと、御腹立のやはらぐこと。【鄙意】……わが意見。【即】……もし。【還怒】……音ケンド。還は請むる也。おとがめ、お叱り。【如】……往く。【簞笠】……音サリツ。みのかさ。【視】……しめす。【貸】……借る。【籽種】……音シシユ。もみ種。【明稔償之】……音メイシン。明年と同じ。稔は、穀の熟するなり。古人が一年を一稔と謂ふは、穀の一たび熟するに取るなり。【負債者】……米を借りたる者。【券】……證書。【父老】……老人連といふが如し。【饒使】……たとい。【責】……催促する、返済を促す。【斗米】……米一斗。【拜祝】……禮をして祈るなり。祝は幸福を禱ること。【關東】 建仁元年の秋に、大風雨があつて、關東地方では、穀類が買はず、下總では、津浪があつて、死んだ者が千人に及んだ。九月に、けまりの師匠の紀行景が京朝から到着したので、大江廣元が此者を引き連れて、頼家に拜謁した。頼家は、元來、蹴鞠が好きであつたので、後鳥羽上皇に御願申上げて、行景を得たのである。これから、頼家は、毎日、蹴鞠の技術を稽古して、またと政廳に出掛けて政治を聽くことを致さなかつた。義時に、子があつて、泰時と曰つて居つたが、泰時は、若い時から、才略度量のある人であつたが、ひそかに、頼家の御氣に入りの家來の中野能成を呼び寄せて、之に向つて曰ふには、蹴鞠の遊は、これを致したとて、格別、事に害あるものではないが、頼家は、たゞ、天災事變のあつた事を畏るべき事と御思ひにならぬであらうか。故將軍頼朝公は、天變に御達ひになつた度ごとに、いつても、御出遊を御止めになつたのである。これは、後世の者が、必ず手本として従ふべき事である。貴公は、御氣に入りの御家來であるから、なぜ試にそれと無く御陳め申上げて見ないのかと曰つた。その時分に、北條氏の領地なる伊豆の北條から、飢饉であるといふ事を申出たので、泰時は、其地に往きて視察しやうとして居つた。折しも、坊主の觀清といふ者が來て曰ふには、將軍頼朝公には、能成があつたの意見を取り次いで申上げた言葉が御聞になつて、御腹を立てさせられて、泰時の言ふところは、道理の無いことでは無いけれども、父や祖父を差し置いて言ふとは、どうした事であるか、と仰せられました。でありますから、あなたは、暫く、御病氣と申し立て、御領地に御歸りなされて、頼朝公の御腹立の和らぐのを御待ちなされるが、宜しう御座ると曰つた。すると、泰時が曰ふには、私は、いさゝか、私の意見を近侍の御家來に洩らしただけの事であつて、どうして、強ひて御陳め申すなどいふわけでありませうぞ。けれども、若しその爲めに御とがめを受けることがあつても、それを恐れて、逃げ避けたら致しませぬ。私は、事故があつて領地に往く筈で、明日出發しやうとして居たので、御座るが、貴公は、それを、私が逃げ避けたのであると思つて下さるなと曰つて、そこで、旅の用意の簞や笠を取り出して之に見せた。かくて、泰時は、とうとう、領地に行つたが、領地の人民は、昨年、もみ種を借りて、明年(即ち今年)は之を返済するに約束したけれども、穀物が買らなかつたので、相共に、逃げ出さうと相談して居つた。こゝに於て、泰時は、もろ／＼の其もみ種を借りて居る者共を呼び出して、残りず其借用證書を焼いて仕舞ひ、そして曰ふには、老人共よ、安心を致せよ。たとひ豊年であつても、吾は、再び催促をば致さぬと曰つて、そこで、酒食を與へ、その上、一人につき一斗づゝの米を與へた。そこで、皆々、感泣して、泰時を伏し拜んで祈つて曰ふには、どうか、我が君が御子孫多く、末長く御繁盛に在らせられるやうにと曰つた。二年七月に、泰時は、三浦義村の娘を娶つた。義村といふは、義澄の子である。

紀内所行景關東下向附北條泰時傷歎

同八月十一日早朝より、四方雲閉ぢて、暗き事夜陰の如く、大雨降り出で、瀧かとおぼゆ。谷々より落つる水は、大河小河一つになりて、淵

瀬も見えず、午の刻に及びて大風吹起り、大木を堀にし、頑石を轉ばし、郷里の家々は、悉く潰れたり。河濱の船共は、或は覆り、或は破損す。鶴が岡の宮寺廻廊、八足の門以下、其外所々の佛閣塔廟、凡そ萬にして一字も全き所は更になし。下總國葛西郡の海邊は、潮漲り、波高くあがり、農民漁者の家共を引き漂はし、一千餘人は、潮に溺れて失せにけり。同じき二十三日は、又大雨大風、去ぬる十一日の如し。兩度雨風の災に依つて、五穀損亡して庫倉破壞す。民家困窮し、飢餓の者巷に滿つ。強盜起りて物騒しく、然るべき人の家に思ひもよらず込み入りて、財寶を奪ひ、米穀を偷む。昨日までは富み榮えたる輩、或は洪水に家を流して住所を求め、或は寶を失うて食物なし。號哭の聲日夜をいはず、洋々として耳に滿り。哀れなりける世の中なり。頼家卿は之をも知り給はず、彌の曲を好み出で、日毎の詠とし給ふ。猶その奥旨を知らんが爲めに、仙洞へ申さしめ、此藝堪能の者、北面の中に一人下さるべしとなり。兼て調練の功を果ねんとて、北條五郎時連、少將法眼親清、京都五郎大輔房源性、比企備四郎、肥後八郎を詰衆と定めて、百日の鞠を初めらる。同九月七日、仙洞の勅許に依つて、彌足の達者紀内所行景を鎌倉に差下されて、彌の師となし給ふ。頼家卿は大に悦び給ひて、石室にして對面あり。御盃を行景に下され、前庭の蘊の菊玉林に浮ぶ。永く萬年を契るべしとの上意ありて、自ら銀劍を取りて行景に下されける。是より日毎に、御鞠遊ばしけるに、其員日に添へて増さり給ふ。萬事を忘れてうつ、御心なく、只此藝の長じさせ給ふをのみ能き事に思召す計なり。江馬太郎泰時、ひそかに中野五郎能成に語り給ふ。彼鞠はこれ幽玄の藝なり。君賞散し給ふ事誠に餘儀なし。然るに去ぬる八月、兩度の風雨に、神社佛閣民屋に至るまで、大方破壞顛倒し、五穀豐ならずして、國郡飢饉す。人民愁へて手足を措き難し。かゝる折柄は、少は御儀もおはし、國政をも聞食され、理世安民の御惠を、御心にかけてさせ給はば、最も有難き御事なるべきに、さやうの御志は露計もまじきで、刺へ京都より放遊の輩を召下し、世の費、人の歎を顧み給はず、恣の御振舞こそ宜しからぬ。貴殿は近習の人なれば、御機嫌を伺ひて、諷諫せらるべしとぞ仰せける。能成感心して、畏りて候とて退出せられけり。

江馬太郎泰時德政

同十月二日の夜に入りて、觀清法眼、ひそかに江馬太郎殿の亭に來りて申しけるやう、去ぬる月二十二日、中野五郎能成に仰せ談じ給ひける事、具に言上せられし所に、申違へたる事も候ひけん、頼家卿仰せけるは、祖父と父を差置きて、若輩の身ながら、諷諫を奉る條、且は上を輕しめ、且は我を侮づる故なりと、御氣色損じて見え給へり。太郎殿は暫く御所勞と稱して在國し給へかし。御氣色あながちに月を懸す、只一旦の御事なるべしといひたれば、泰時の仰には、某全く諷諫を奉るに非ず。愚意の及ぶ所、聊近習の仁に相談する計なり。罪科に處せられんには、在國によるべからず。但火急の用事ありて、明朝必ず伊豆の北條に下向すべし。貴所の仰せに付きて、構へ出づるに非ず候とて、旅の雜具並立まで見せられしかば、觀清又申すべき旨もなく、座を立ちて歸りけり。さるほどに太郎泰時は、翌日北條に下向あり。此所は去年も田圃損亡し、春より以來、人民糧乏しく、耕作の計を失ひ、種植を營む力なし。殖民等連署の狀を捧げて、米五十斛を借りまわらせ、當年の秋返納すべき由うけがふ。然る所に去月の風雨に、國郡大に損亡して、飢饉に望むもの少なからず。借申したる穀を、返しまわらせんは、中々思ひもよるべからず。此分にては、代官の爲め、一定強く譴責せらるべし。兎角妻子共に逐電して、當座の難を遁るべきかと申すよし、泰時聞き給ひ、この愁を教はん爲めに、態と下向を企てられ、連署の者共を召集め、その前にして、證文を燒き捨てられ、重ねて豐年なる時節にも、返納の沙汰あるべからず。貸したる米は皆々汝等に取りするなりとて、刺へ酒飯を出して、其上に、人別に米一斗づ、下されたりければ、各之を給はり、且は喜び、且は涙を流し、皆手を合はせて、此殿の御子孫繁昌し給へとて、御前を立ちて去りける。

三年七月、頼家有疾。政子議、使其遜職。分其所管。傳之同母弟千幡與子一幡。一幡母、比企能員之女也。能員陰懷異議、使其女說頼家。頼家遽召能員。欲圖北條氏。政子微聞之。急作書。使侍女齎致時政。時政將赴名越第。途得其書。按轡思念。直詣大江廣元。曰。能員憑恃外戚之親。凌蔑衆士。今又乘將軍不省事。矯命圖逆。宜先發誅之。否乎。廣元曰。僕自先將軍在日。獨執文墨。議論至於兵事。不敢與知。今日之事。在公之心耳。時政即起。天野遠景。仁田忠常。在從騎中。至荏柄祠前。時政顧謂二人曰。能員反矣。子等將兵伐之。遠景曰。殺一老翁。何必發兵。宜召而誅之耳。時政至第。又召廣元。廣元有戒心。而屏從士。獨從一人。曰。有急刺我。遂往。時政與之坐。良久乃罷。於是。時政衷甲。令遠景忠常伏中門。而遣人謂能員曰。吾修佛事。公盍一臨。因與計事。能員輒往。入門。二人突出。捉其左右手。伏而斬之。其僕走歸。比企氏族。擁一幡。據其第。遣義時。泰時。將兵攻之。比企氏縱火自殺。一幡燒死。頼家病聞之。大怒。使堀親家。密命和田義盛。仁田忠常。誅時政。義盛告之。時政。時政召忠常。久之不出。其

馬卒怪而歸告。忠常二弟危疑。遂攻義時第。義時不在。其家人防戰。斬之。忠常歸途聞之。遂赴幕府。爲加藤景康所殺。政子終令賴家削髮。徙于伊豆。無幾何薨。

【通説】……職を退きて他に譲る。【所管】……管轄するところ。支配して居る領地。【千幡】……即ち寶朝なり。【懷異議】……反對の意見を抱く。【微】……ひそかに、かすかに、ちりりと。【遺】……もたらさず、持参する。【名越第】……義時の次男なる名越遠江守朝時の屋敷。【按】……按は控なり。【暫】……つは也。手綱を控へて馬を止むること。【憑恃】……音ヒヨウシ。憑は依なり。恃は頼なり。たよりとし、たのみとする。【外感】……母方、妻方の親戚。【凌蔑】……音リョウベツ。凌は、しのぐ。蔑は軽んずる也。ふみつけ侮る。【不省事】……政事をかまはぬ。【嬌命】……君命にかこつけいづる。【逆】……音リョウベツ。逆は、しのぐ。先將軍頼朝公の御存命の時。【獨】……たゞ。【執文墨】……論議至於兵事不教與知。……文墨とは、文書といふが如し。讀み書きの仕事。廣元は、文官にて、文書上の事は議論すれども、兵事にはたづさはらぬと云ふなり。然るに、後年、承久の役に、廣元、謀主たり、兵を知らざるものにあらず、これ通辭にして、以て害を避けしものなり。【至第】……名越第に至るなり。【戒心】……戒は警なり。不虞の事に備ふる心あるなり、用心する。【屏】……しりぞく、他へ遠ざけること。【良久】……や、久しくして。暫くの間に。【表甲】……鎧を衣服の下に著込む。【一度來臨】……ちよつと来る。【計事】……事を相談する。【捉】……ちよつと、おさへる。【擁】……もりたてる。【縱火】……火をはなつ、火を附ける。【病開】……音ヘイカン。病氣の少し快き時。【馬卒】……馬の別當。【危疑】……自分の身を危ぶみ疑ふ。【徙于伊豆】……伊豆の修禪寺に幽閉する也。【無幾何】……源氏記に、時政人を遣はして、その浴するを候ひ、之を圍みて殺すとあり。

建仁三年七月に、頼家が病氣に罹つたので、政子は、評議して、頼家をして征夷大將軍の職を退かしめ、頼家の管轄して居るところの領地を分けて、それを同母弟なる千幡と、頼家の子なる一幡とに傳へやうとした。一幡の母は、比企能員の娘である。そこで、能員は、心の中に内々反對の意見を持つて居つたので、その娘をして頼家に説かせた。すると、頼家は、俄に能員を召し寄せて、北條氏を滅さうとした。政子は、ひそかに、其事を聞いて、急いで手紙を書いて、廣元をして、それを持参して時政に届けさせた。時政は、將に名越の屋敷に往かうとして、其途中で、政子からの手紙を受取つたので、手綱をひかへて馬を止めて思案したが、直に大江廣元の屋敷に行きて、廣元に向つて曰ふには、能員は、外戚のよしみがあつたのを待にして、多くの侍どもを踏み付け侮り、今また、將軍頼朝公が政治上の事を御構ひなされぬにつけ込んで、將軍の命令といつぱり、反逆を企て、居りますが、此方より先に手を出して之を誅伐するが宜しからうか、如何で御座らうかといつた。廣元が曰ふには、拙者は、先將軍頼朝公が御在世の時から、たゞ、讀み書きの業にたづさはりて議論して居りませうと曰つた。時政は、直に起ち上つて、出掛けて行つた。天野遠景と仁田忠常とが、時政に従ひ居りたる騎士の中に在つたが、荏柄神社の前迄行くと、時政は、より返りて二人の者に向つて曰ふには、能員が謀叛を致したから、貴公等、兵士を引き連れて之を伐たれよと曰つた。遠景が曰ふには、一人の老翁を殺すのに、わざ／＼兵士を繰り出さねばならぬと云ふ事は御座りませぬ。此方へ呼び寄せて之を討ち取るまでの事で御座りませうと曰つた。かく

て、時政は名越の第に到着して、又、廣元を呼び寄せた。廣元は、用心する心があつたので、隨從の兵士を止めて、たゞ、一人を引き連れて、之に命じて曰ふには、もし急な事があつたならば、我を刺し殺せよと曰つて、とう／＼出掛けて行つた。時政は、廣元と對坐して、何か相談をして、や、時を移してから、濟んだ。こゝに於て、時政は、鎧を著物の下に著込んで、遠景と忠常とをして中門にかくれて居らせて、そして、人を遣はして能員に曰はせるには、拙者は佛事を營み申すから、貴殿、なんと、一度御來臨下さらぬか。それに就ては共々に御相談いたした事、御座ると曰はせた。能員は、す／＼に出掛けて往つたが、門に入ると、遠景、忠常の二人が、跳り出で、能員の左右の手を押へて、ねぢ伏せて置いて之を斬つて仕舞つた。能員の下部は、走り歸つて此事を知らせた。比企氏は、屋敷に火を放つて自殺し、一幡は焼けて死んで仕舞つた。時政は、義時と泰時とを遣はして兵士を引き連れて之を攻めさせた。比企氏は、一族は、一幡をもち立て、その屋敷に立舞つた。頼家は、病氣の少し輕快であつたときに此事を聞いて、大いに怒つて、堀親家をして、ひそかに和田義盛と仁田忠常とに言ひ附けて時政を殺させやうとした。すると、義盛は、この事を時政に告げ知らせた。そこで、時政は忠常を召し寄せたが、忠常は時政の屋敷に行きて、時間が餘程経過しても、出て來なかつたので、その馬の別當が、不審に思つて、歸つて此事を告げた。すると、忠常の二人の弟なる五郎、六郎は、自分の身を危ぶみ疑つて、とう／＼義時の屋敷を攻めた。義時は、其時に、屋敷に居らなかつたが、義時の家來どもが、防ぎ戰つて二人を斬つて仕舞つた。忠常は、時政の屋敷から我が家に歸る途中で、此事を聞いて、とう／＼幕府に赴いたが、加藤景康の爲めに殺されて仕舞つた。政子は、とう／＼頼家をして髪を剃らしめ、伊豆の修禪寺に往したが、頼家は幾程も無くして死んで仕舞つた。(實は北條氏の爲めに殺されたのである。)

於是。以千幡爲嗣。奉之於時政第。更名實朝。時政與妻牧氏保護之。侍姫阿波局。密語政子曰。牧氏笑謔中挾伎心。不可託保姆之任。政子以爲然。乃迎實朝。置府中。以義時弟時房。掌營中事。是歲。時政令女婿源朝雅。率關西守護。往鎮京師。元久元年。義時爲相模守。二年。有告畠山重忠反。義時。時房將兵擊之。初重忠與朝雅。皆時政婿。而朝雅所娶。牧氏出也。以故。最被親愛。是歲。實朝娶於京師。命重忠子重保等迎之。候朝雅於六波羅。與飲。爭禮相閱。朝雅終惡之。於牧氏。牧氏終與時政謀。殺重忠父。

子。誦以謀反。召義時。時房。議擊之。二子諫止。時政怒而入。牧氏使人謂義時曰。以繼母故。目吾爲讒乎。義時不得已從之。擊殺重保。遂與重忠戰于鶴峯。斬之。七月。時政遂欲立朝雅。代實朝。實朝時在時政第。政子遣諸將。徙之於義時第。時政兵率歸義時。時政遽削髮。老於北條。年六十八。後十一年卒。是月。義時遣兵誅朝雅。以時房代爲武藏守。

【更名實朝】……更に改むる也。源氏記には、名を實朝を賜ふとあり。【保護】……より立てる。【笑語中挾伎心】……諷は音ギヤク、調戯を云ふ。伎心は、音シシン、又はギシン。害心なり。笑語中挾伎心とは、わらひ戯るゝ中にも、人を害する善からぬ心を持つて居るとの意。笑中有劍と云ふが如し。【保母】……音ホウボ。おもり役。母は女師。府中……幕府の中。府中と同じ。【女将】……音ヂョセイ。娘のむこ。【源朝雅】……平賀氏、義光の孫、義信の子。關西守。……源氏記には、地頭に作る。【元久】……土御門帝の時の年號。【娶於京師】……坊門信清の女を迎へて夫人となせしを云ふ。【候】……同。見舞ふ。【圖】……せめ、言ひ合つて争ふ。【惡】……あしざまに言ふ、讒訴する。【誣】……しよ。無實の言を構へること。【讒】……事實無きに言を設けて謗ること。【奉】……おほむね、大概。【削髮】……音サクハツ。髪を剃る。【老】……隱居する。

こゝに於て、千幡を以て後嗣となし、之を時政の屋敷に置き、名を實朝と改めた。時政と妻の牧の方とが、之を守り立て、居つた。すると、側にかしづいて居る女の阿波局が、内々、政子に語つて曰ふには、牧の方は、御笑ひなされて御戲言を仰せられる中にも、人を害する心を持つて居られますから、お守の役を預けて置くことは出来ませぬと曰つた。政子は、それを尤と思つて、そこで、實朝を迎へて幕府の中に置いて、義時の弟の時房を以て幕府の中の庶事を掌らしめた。この年に、時政は、娘の婿の源朝雅をして、關西の守護職を引き連れて、京都を鎮撫させることにした。元久元年に、義時は、相模守となつた。二年に、高山重忠が謀叛したと告げた者があつたので、義時と時房とが、兵士を引き連れて重忠を撃つた。はじめ、重忠と朝雅とは、いづれも皆、時政の娘の婿であるけれども、朝雅が娶つて居るところの娘は、時政の後妻なる牧の方の生んだものであつたので、それ故に、朝雅が、最も親まれ愛せられて居つた。是の年に、實朝は、京都から夫人を娶られるに就いては、重忠の子なる重保等に言ひ附けてそれを迎へしめられた。すると、重保は、朝雅を京都の六波羅に見舞つたとき、與に酒を飲んで、酒を争つて互に悪口をし合つたことがあるので、朝雅は、とうとう重保の事を牧の方に悪しざまに語つた。牧の方は、とうとう時政と相談して、重忠を殺さうと巧んで、無實の言を構へて、重忠が謀叛しやうとして居ると言ひ立て、義時と時房とを召し寄せて、之を撃つことを相談した。二子義時と時房とは、固め止めたが、時政は怒つて内に入つた。牧の方は、人をして義時に誦はせるには、御前は、妾が繼母であるからして、妾をば、重忠を讒言したものと思ふのであるかと、いやみを言つた。そこで、義時は、政方なく、之に従つて、先づ重保を撃ち殺し、とうとう重忠と朝雅に臨んで、之を斬つて仕舞つた次第である。七月に、時政は、とうとう朝雅を立て、實朝に代らせやうとした。

實朝は、その時に、時政の屋敷に居つたが、政子は、之を危険と思つて、諸將を遣はして、實朝を義時の屋敷に移らせた。時政の兵士は、大概、義時の方に附いて仕舞つた。時政は、仕方なく、あはたしく、髪を剃つて、伊豆の北條に隱居した。その時に年が六十八歳であつたが、後、十一年にして死んだ。是の月に、義時は、兵士を遣はして朝雅を誅殺し、時房を以て代つて武藏守と爲らしめた。

先是。和田義盛求爲上總國司。賴朝制諸士不得爲國司。以故不許。義盛獻書。因大江廣元苦請。三歲不獲命。乃請還前書。亦不省。建保元年。義盛子姪黨於泉親衡者。謀擁故賴家子作亂。事覺。義盛請宥其子。得釋。遂舉族抵幕府。又請宥其姪。姪爲首謀。不可釋。義時縛之屬吏。五月。二日。義盛輒舉兵反。三浦義村以族人故黨之。既而與其弟胤義議。自白於北條氏。北條氏有宴。義時方與客棋。報至。終局而起。覆被烏帽子。穿水干衣。以赴幕府。與大江廣元奉實朝。徙於賴朝影堂。令長子泰時將兵防之。次子朝時與義盛子義秀鬪。被創。義盛兵乘勝而進。呼聲震天。申而戰。見星未已。泰時督戰。身先士卒。黎明。擊卻義盛兵。自阨衢路。遣足利義氏追擊之。敵兵復振。義時與廣元連署。令武藏。相模諸國來援。敵驍將土屋義清中流矢死。敵兵大沮。義盛以下敗死。泰時獻首虜。置酒勞諸將士。謂之曰。吾不復飲酒。疇昔與宴。其明亂作。吾擐甲上馬。而宿醉

未醒。吾意自今禁飲。已而戰數十合。渴而索水。葛西六郎執榼進酒。我輒飲之。甚矣吾無常操也。吾不復飲也。已而論功行賞。泰時辭賞曰。義盛無反心。獨恨臣父爾。而諸將士多爲之致死。臣爲父擊仇。焉可受賞。宜以賞臣者恤死事之家。弗聽。義時代義盛爲士所別當。即日移書京師。鎮安將士。

【制】……制度。諸士……諸の家人。【苦請】……ねんごろに請ふ。懇願に頼む。折り入つて願ふ。【不獲命】……聞き濟みにならぬ。許可の沙汰を得ぬこと。【不有】……棄て置く。【建保】……順徳帝の時の年號。【義盛子姪】……子の義直、義重、及び姪の胤長。【泉親衛】……信濃の人。第三卷源氏記を參看せよ。【抵】……いたる。【首謀】……發頭人。【屬吏】……賦吏に引き渡す。源氏記に、胤長を稱し、義盛の前を過ぎて、之を吏に屬し、陸奥に放つとあり。【自白】……自分で白狀する。【棋】……音キ。碁を打つ。【終局】……碁を打つて仕舞ふ。【穿】……著る。【水干衣】……狩衣の小さく變せる者にして、地は紗、精好、練平絹など多く用ひられ、其色は定まらざれども、多くは白を用ふ。官服に非ずして内々の服なるを以て、當時公武上下に行はれたるものなり。【影堂】……影像を安置したる堂。【申而戰】……申の刻即ち今の午後四時頃より戦ひ始める。【見星未已】……星の出づる頃になつても未だ止まぬ。左傳成公十六年の語。【督】……監督する。【察明】……音レイメイ。夜明け方。【陌衢路】……陌は音ヤク。藪ふる也。塞ふ也。四通の路を衝と云ふ。四辻の處を喰ひ止める。【連署】……連判する。【曉將】……音ゲウシヤウ。勇將。【流失】……誰が射たとも知れぬ矢。【沮】……音ム。勇氣がくじける。【置酒】……酒宴を開く。【勞】……慰勞する。【嗚呼】……音チウセキ。前日。【損】……音クワン。著る。【宿醉】……音カフ。酒杯を云ふ。【常操】……いつも變ることなきみさを。堅く執り守りて動かぬ所ある志と行とを操と云ふ。【恤】……めむ。【閉】……これより先に、和田義盛は、上總の國司たることを求めたが、頼朝の定めたる法度では、諸侍は國司となることは出来なかつたので、それ故に、許されなかつた。義盛は、書面を差出し、大江廣元に頼りたより、折り入つて願ひ出でたけれども、三年を経過するまでも、許可の沙汰が無かつた。そこで、義盛は、差出した書面を返還せられんことを請うたけれども、それも亦、棄て、置かれた。建保元年に、義盛の子や甥が、泉親衛といふ者に一味して、故の頼朝の子を守り立て、謀叛を起すことを巧んだが、その事が露顯した。義盛は、そこで、其子の罪を赦されんことを請うたが、これは赦免されることを得たので、とうとう、一族残らずを引連れて、幕府に至り、又、その甥の罪をも赦されんことを請うたけれども、甥はその謀叛の發頭人のことであるから、之を赦免することは出来ないと云ふので、義時は、之を縛つて獄吏に引き渡した。すると、五月の二日に、義盛は、いよいよ兵を起して謀叛をした。三浦義村は義盛の一族の者であるので、初め義盛に味方したが、さうする中に、其弟の胤義と相談して、自ら北條氏に此事を白狀した。北條氏では、宴會を開いて居つて、義時は、その時に、丁度、碁を打つて居る眞最中であつたが、義盛が謀叛したと云ふ報告が到着したのに、格別驚いたる様子も無く、碁を打つて仕舞つてから立ち上り、

改めて烏帽子をかぶり、水干の衣を着て、それで、幕府に出掛けて行き、大江廣元と、もに、實朝を引き連れて、頼朝の影像を安置してある堂に往し、長男の泰時をして兵士を引連れて和田氏を防禦せしめた。次男の朝時は、義盛の子の、義秀と打ち合つて創を被つた。義盛の兵士は勝つた勢に附け込んで進み來り、その呼ぶ聲は天に震ふやうであつた。午後の四時頃から戦ひ始め、日が暮れて星が見えるほどになつても、まだ止まなかつた。泰時は、戦を監督指揮し、自ら士卒の先に立つて進み、夜の明け方に、義盛の兵士を撃ち退け、泰時は自身に四辻の要路を喰ひ止めて、足利義氏を遣はして、追つ掛けて之を撃たしめた。その内に、敵は新手を加へたので、その勢が復た盛んになつた。義時は、廣元と連判して、觸れ文を出し、武藏、相模の諸國の兵士をして來り援けしめるやうにした。敵和田氏の勇將なる土屋義清が、流矢に中つて死んだので、敵の兵士は、大に落膽して、義盛以下の者共は、とうとう、負けて死んで仕舞つた。泰時は討ち取つた敵の首と生捕とを獻じ、酒宴を開いて、將士どもを慰勞し、之に語つて曰ふには、われは、最早再び酒を飲むまい。前日、宴會にあつたが、その明くる日に騒動が起つたので、吾れは、鎧を着て馬に乗つたけれども、二日酔がまだ醒めなかつたので、われは、其時、心に思ふには、今から酒を飲むことを止めやうと思つた。さうする中に、戦ふこと數十度であつたので、喉が乾いて水を捜して居ると、葛西六郎が、盃を執り出して酒を進めたので、われは、つい事もなげに、それを飲んだ。わが志がぢやんと定まつて居らずして、一旦思ひ定めたことを行ひ得ざること、甚だしい事であつた。それ故に、われは、再び酒を飲むまいと曰つた。兎角する内に、功績を評論して賞與を行はれたが、泰時は、その賞與を辭退して曰ふには、義盛は、元來、謀叛の心は無かつたので御座います。が、たゞ、私の父を恨みまして、それで斯る始末に成つたので御座います。然るに多くの將士どもは、之が爲めに命を捨てたので御座います。私は父の爲めに仇を撃ちました。それだけの事で、どうして御賞與をいたゞくことが出来まじやうか。賞與として私に賜はりまするところを以て、此事件の爲めに討死した者の家に、御惠み下されるが宜しう御座いますと曰つた。けれども、許されなかつた。義時は、義盛に代つて、侍所の別當となり、その日に直ぐに、書面を京都に送つて此度の事變は早速治まつたから騒ぎ立てるには及ばぬ旨を述べて、京都に在る將士どもを鎮め安堵させるやうにした。

建保元年五月

【參考】左に東鑑の一節を抄録し假字交りに書き下して以て參考に資す。

又、昨今兩日、合戦を致すの輩、多く以て匠作の御亭に參る。亭主、盃酒を件の來客に勧め給ふ。此間仰せられて云ふ、飲酒に於ては、永く之を停止せしめんと欲す。其故は、朔日、夜に入りて、數獻の會あり、而るに曉天(二日)義盛襲ひ來る刻、怒に甲冑を着け、馬に騎らしむと雖も、潮醉の餘氣に依りて、忙然たるの間、向後酒を斷つ可きの由、誓願し訖んぬ。而るに度々相戦ふの後、喉を潤さんが爲めに水を尋ねるの處、葛西六郎(武藏國の住人)、小簡と盃とを取り副へて之を勸む。其期に臨んで、以前の意、忽ち變じて之を用ふ。人の性、時に於て定まらざるは、比興の事なり。但し自今以後、猶は太飲を好む可からずと云々。

九月。故畠山重忠季子僧重慶。在日光山謀反。遣小山宗政捕之。宗政斬之還報。實朝使人言曰。重忠冤死。其胤爲變。虛實未可必。汝輒斬之何

也。宗政瞋目曰。彼髡反跡已明。臣所以不生致者。恐將軍聽內謁宥之也。將軍詠歌蹴鞠。廢棄武備。重婦女輕戰士。諸沒官之邑。舉與嬖妾。故將軍之業墜矣。實朝怒。禁其朝從。無幾何得解。實朝爲人優柔。耽溺歌詠。雖有罪者。獻歌則免。而軍國事一決於義時。二年冬。和田氏餘黨作亂京師。戊卒擊夷之。七月。定鎌倉賈人之員。

【季子】……末子。【日光山】……下野に在り。【冤死】……音エンシ。無實の罪にて死ぬる。【胤】……音イン。血筋の者。【變】……變亂。事變。【未可必】……未だきつと左様だときめることは出来ない。【髡】……たやすく。【髡】……音コン。髪を剃りたる者を云ふ。坊主奴と云ふが如し。【反跡】……謀叛の様子。生致……生捕にして送る。【内謁】……奥向に取り入りて頼むこと。謁は請ふの義なり。内々妻女などの取り持ちによりて依頼するの意なり。【詠歌】……歌をよむ。【蹴鞠】……音シタキタ。けまり、まりをける遊。【諸沒官之邑】……すべて官へ沒收せられし領地。【舉】……殘らず、皆。【嬖妾】……音ヘイセフ。御氣に入りの婦人。【墜】……すたる。墜廢なり。すたれおつる。【朝從】……朝見と從行。政廳に出で、謁見し、隨行すること。【優柔】……心やさしくやはらかなること。【耽溺】……音タンデキ。過樂を耽と云ひ、沈溺不反を溺と云ふ。ふけりおぼる。【雖有罪者獻歌則免】……泉親衛に與したる澁河兼守日誅せらるべきのところ、十首の和歌を花柄天神に奉納せしによりて其罪を宥免せらる。【軍國事】……軍務と國事。軍事及び政治上の事。【戊卒】……音シユツツ。番卒、守兵。【七月】……七月の上の三年の字を脱するなるべし。【賈人】……商人。賈は音コ。【員】……員數。

【圖】この年の九月に、故の島山重忠の末子なる僧重慶が、日光山に居つて、謀叛をしたので、小山宗政を遣はして之を捕へさせることにした。すると、宗政は、重慶を斬り殺して、還つて來て其事を報告をした。實朝は、人をして宗政に謂はしめるには、重忠は、無實の罪の爲めに死んで仕舞つた。今、其血筋の者が變亂を起したといふのであるが、偽か信か、まだきつと斯うであるとは決定するわけには行かぬ。然るに、汝はたやすく之を殺して仕舞つたのは、どうした事であるかといふた。宗政は、すると、目玉をむき出して曰ふには、彼の坊主めが謀叛の形迹は、もはや明なことで御座います。それを生捕にして參らなかつたのは、わが將軍が、奥向からの請願を御聞き入れになつて之を御救しなされることがあることを危ぶんだからのもので御座います。將軍は、歌を誅んだり、けまりの遊びをなされたりなされて、武備のことは捨て置き、女どもを重んじ、戰士を輕んじ、もろくの官へ沒收された領地は、殘らず皆、御氣に入りの女どもに御與へなされるやうな有様で、故の將軍頼朝公の大業は、大分すたれて仕舞ひましたといふた。實朝は怒つて、宗政の謁見と從行とを禁止したが、いく程も無くして、その禁止を解かるゝを得た。實朝は、人柄が、やさしくやはらかにして、歌をよむことに耽り溺れて居つて、たとひ罪あふ者でも、歌を誅んで差出せば、其罪を赦されるといふ位であつて、をして、軍事上及び政治上の事は、すべて義時によつて決定せられた。二年の冬に、和田氏の殘れる一味の者共が、亂を京都に起したが、京都に在りて居る番兵が、擊つて之を平定した。三年七月に、鎌倉の商人の數を定められ

當是時。鎌倉權勢日盛。後鳥羽上皇居常憤憤。謀滅源氏。初讓位於太子。是爲土御門帝。尋又使禪之少子。是爲順德帝。而政常在。上皇自後白河時。置北面武士。上皇益開西面。廣徵材勇。親鑄刀劍。欲驕實朝。以斃之。連進其官爵。實朝不覺。遂求左近衛大將。義時謂廣元曰。故將軍每宣下。輒辭之。以爲後胤之地。而今將軍年未壯。昇進太速。又令家臣不朝而取官爵。僕愚昧竊危之。欲爲入言。而恐遭譴怒。公盍言焉。廣元曰。僕亦思之。故將軍每事下問。今也則否。故默以至。今耳。將軍坐享成業。而不次榮進。積殃嬰害。其能免乎。公有言焉。僕敢不言。遂入言。實朝不聽。六年。遂爲大將。累進右大臣。承久元年。正月。拜賀於鶴岡祠。卒爲故賴家子公曉所狙擊。薨。公曉因欲自立爲將軍。義時以政子令誅之。

【權勢】……權威勢力。居常……つねん。【憤憤】……いきどほる貌。怒る心の胸中に鬱積して盈つるなり。【尋】……ついで、間無く。【北面武士】……上皇の御所の武官。卷之一を見よ。【益開】……新に増して設くるなり。【材勇】……材能あり勇氣ある者。【鑄】……こる。金を銷して器と爲すを鑄と云ふ。こ、にては、鍛ふの意なり。【宣下】……おひり高ぶらず、増長させる。【連】……いしりに、つゞけざまに。【不覺】……さとりず。覺は悟なり。【故將軍】……頼朝を指す。【宣下】……勅宣を下さるること。【輒】……すなはち、いづも。【以爲後胤之地】……後胤は音コウイン、子孫なり。子孫の爲めの下地をつくる。餘慶を子孫に残さんと欲する也。【未壯】……三十を壯と云ふ。未壯とは、まだ三十にならぬこと。【太】……はなはだ。【愚昧】……音グマイ。おろかにして道理にくらひ。【譴怒】……御しかりと御立腹。【下問】……目下の者に問ふこと。【否】……しからず。【默】……語らざる也。だまつて居る。【享】……うく、受くる也。【成業】……出來上りたる業。享成業とは、頼

朝が成就したる功業を受くるを云ふ。〔不次〕……順序を追はず、順序を飛び越える。〔積弊〕……嬰は、繋る也、かゝる。殃を積んで子孫に貽すか、其身に害にかゝるか、此二者を免れざるべしと也。東鑑には、争でか悪害積弊の兩篇を述べ給はんやと云へり。〔六年〕……建保六年。〔累〕……しきりに。〔承久〕……順徳帝の時の年號。〔拜賀〕……右大臣に任せられたる拜賀式を行ふ也。〔卒〕……つひに、とうく。〔狙撃〕……音ソゲキ。ねらひ打つ、其旁に伏して伺つて以て之を撃つなり。

この時に當りて、鎌倉幕府の權威勢力が、日に盛んであつたので、後鳥羽上皇は、つねづね、御憤りが御心の中に積もり、居らせられて、源氏を滅ぼさうと御企てなされた。始め、御位を皇太子に御譲りなされたが、それは土御門帝である。間もなく、又、御位を幼少なる皇子に譲りしめられたが、それは、順徳帝である。けれども、政は、いつも、上皇の御手に在つた。昔、後白河上皇の時から、上皇宮の武官として北面の武士を置かれたが、後鳥羽上皇は、其上に、西面の武士と云ふ者を増して御置きになつて、廣く、伎倆あり勇氣ある者を御召し集めになり、御自身に刀劍を鑄させられ、そして、實朝をおひり高ぶらせ増長させて、そして、之を滅ぼして仕舞はうと御考になつて、引き續いて、實朝の官職を昇進せられた。けれども、實朝は、其御趣意を悟らずして、とうく、左近衛大將となりた望んだ。そこで、義時は、大江廣元に語つて曰ふには、故の將軍頼朝公は、官位の宣下あることに、いつても、之を辭退いたされて、それで、後世の子孫の幸福を受くべき下地を作つて置かれたのである。然るに、今の將軍は、御年が未だ三十歳にもならずせられぬに、官位の御昇進が甚だ早いのである。又、御家來の者にも、朝廷に入朝せずして官爵を取りせられると云ふ有様である。私はおろかにして道理に暗いけれども、どうも、蔭ながら、之を危ぶみ氣遣つて居ること御座る。就いては御座所に參つて御談言申上げやうと思ふけれども、御叱り御立腹に逢ふことを憚りて居るので御座る。貴殿、一つ申上げて見なされぬかと曰つた。廣元が曰ふには、拙者も亦此事を思つて居る。しかし、故の將軍頼朝公は、何事によらず御下問なされた。けれども、今の將軍は、左様では御座らぬ。それ故に、今日まで其事を申上げずして居つたので御座る。今の將軍は、居ながらにして、出来上つた大業をその儘に受け繼ぎながら、順序を飛び越えて、榮進されたとすれば、禍を積み累ね、災難に罹ることを、免れることが出来まじやうか。今、貴殿に於て左様の御話がある上は、拙者、どうして申上げずして置きまじやうかと曰つて、とうく、廣元は、入つて談言したが、實朝は聞き入れなかつた。建保六年に、とうく、大將となり、更に右大臣に昇進された。承久元年正月に、實朝は、鶴が岡の八幡宮に於て、敘任の拜賀式を行つたが、その時に、とうく、故の頼朝の子の公暁といふ者にねらひ撃たれて、死んで仕舞つた。公暁は、それで、自分で立つて將軍とならうと思つたが、義時は、政子の命令によつて、之を誅殺して仕舞つた。

〔參考〕本書卷之三源氏記下を參看すべし。

初政子與義時俱詣熊野。過京師。上皇召見政子。辭曰。東鄙老尼。不閑禮節。則令前相國賴實妻勞之。政子與語曰。實朝即無子。敢請得一皇子。為鎌倉主。至是。令諸將連署奏請曰。願擇於上皇二皇子。得戴一人。上皇不許。曰。是樹二主也。及實朝薨。請藤原賴經。初賴朝妹婿藤原能保。以

女妻攝政良經。良經。關白兼實子也。良經生道家。道家生賴經。以故義時定議。遣時房請。七月。至鎌倉。甫二歲。政子聽政。簾內。政子為人明決。佐賴朝。定天下。為諸將士所畏服。目曰。尼將軍。以其拜從二位。又曰。二位。尼。義時為右京權大夫。兼陸奥守。與廣元等。令諸將修賴朝舊規。義時妻弟伊賀光季。與廣元子親廣。並護衛京師。實朝遭害之翌月。故阿野全成子時元。起兵駿河。謀自立為將軍。義時遣兵擊殺之。賴經至鎌倉之月。大內守護源賴茂。與子賴氏入仁壽殿。縱火自殺。蓋賴茂源賴政孫。自以為源氏嫡宗。因圖自立。事覺。被誅。

〔熊野〕……紀伊に在り。〔東鄙老尼〕……東國の田舎の年寄りたる尼。〔不閑禮節〕……閑は習なり。調と同じ。禮儀作法になれて居らぬ。〔相國〕……太政大臣。〔勞〕……ねざらふ。慰勞する。〔即無子〕……若し子無くば。〔至是〕……東鑑によれば、諸將の連署して奏請したるは、實朝薨去の翌月即ち承久元年二月の事なり。〔連署〕……連判する。〔上皇二皇子〕……六條宮雅仁親王。冷泉宮頼仁親王。〔樹〕……立つ。〔妹婿〕……音マイセイ。妹のむこ。〔定議〕……評議を定める。〔甫〕……はじめて、やつと。〔聽政簾內〕……婦人の政を聽くを云ふ。〔明決〕……事理に明かにして決斷の善きこと。〔目〕……なづくる。〔右京權大夫〕……右京職。大夫一人あり。右京の戶口名籍。百姓を字養し、所部を料察する等の事務を掌る。權は次官なり。〔舊規〕……規は法なり。古き規則を云ふ。〔政〕……ならびに。〔阿野全成〕……賴朝の弟。幼名今若。卷之二に在り。〔仁壽殿〕……シジュン殿又はシジュン殿と讀む。内裡の御殿の一。〔嫡宗〕……音チャクソウ。正統、本家。

はじめ、政子は、義時と一處に、紀伊の熊野神社に參詣し、京都を通つたときに、後鳥羽上皇が、政子を召して對面しやうと思召されたが、政子が辭退して曰ふには、私は東國の邊鄙の年寄りたる尼で御座いました。禮儀作法になれて居りませぬから、御免を蒙りたり御座いますと曰つた。そこで、前太政大臣賴實の夫人をして政子を慰勞せしめられた。政子は、賴實の夫人と共に話をし、その序に曰ふには、實朝に若し子がかつたならば、無理にも願つて、一人の皇子を下していた。い、鎌倉の主といたしたいもので御座いますと曰つた。やがて、諸將をして連署して奏上して願はせるには、何卒、上皇の御二人の皇子の中で擇んで、その御一人を將軍に戴きたう御座いますと曰つた。けれども、後鳥羽上皇は御聞き入れにならずして仰せられるには、それは、京都と鎌倉とに二人の君主を立てることになると仰せられ

た。實朝が死んだ時に及んで、藤原頼朝を請ふことにした。はじめ、頼朝の妹婿の藤原能保が、その姪を以て、攝政長經に妻はした。長經は、關白兼實の子である。長經が道家を生み、道家が頼朝を生んだので、源氏と幾何かの縁故があるわけである。それ故に、義時が、評議を定めて、時房を京都に遣はして、此事を頼はせた。七月に、頼朝は鎌倉に到着したが、その年はやつと二歳であつた故に、政子が、政事を簾の内で聽いて居つた。政子は、その人となりから、事理に明かにして決断の善い人で、頼朝を助けて天下を平定したほどであるから、諸の將士の爲めに畏れられ且つ歸服せられて居り、將士どもは、名づけて尼將軍と云つて居つた。政子は從二位に拜した故に、又、二位尼とも云つて居つた。義時は、右京權大夫となり、陸奥守を兼ね、大江廣元等と、諸將をして、頼朝の定めた舊い制度を修め整へさせることにした。義時の妻の弟なる伊賀光季が、廣元の子なる親廣と、相共に京都を護衛した。これより先に、實朝が害せられた翌月に、故の阿野全成の子なる時元が、兵を駿河に起して、自ら立つて將軍とならうと企てたが、義時が、兵士を遣はして、之を撃つて殺して仕舞つた。頼朝が鎌倉に到着した月に、御所の守護職なる源頼茂が、子の頼氏と、仁壽殿に入り込んで、火を付けて自殺した。大體、頼朝は源頼朝の孫であつて、自分で、源氏の本家筋であると思つて居つたので、それで、自分で立つて將軍とならうと企てたのであるが、事が發覺して誅伐せられたのである。

上皇謂源氏衰滅。王政可復。而關東權勢自如。會關東家人仁科盛遠者。挈二子詣熊野。遇上皇幸焉。錄其子爲西面。盛遠大喜。畱不東歸。義時怒。收其邑。上皇令復之。不奉詔。上皇嬖妓龜菊。食長江。倉橋二莊。其地頭侮慢之。上皇怒。令褫其職。義時對曰。先右大將以王命誅平氏。乃請置地頭。以賞有功。義時不敢無故褫之。上皇積怒。遂決意討義時。義時素善右大將藤原公經。上皇欲殺公經。右大臣藤原公繼止之。且諫曰。臣聞。本邦稱曰葦原。原之大處是爲關東。漸西漸小。以小敵大。以弱抗強。不待時而行。行以無謀。臣未知其可也。義仲之難。可以鑒焉。權中納言藤原光親亦切諫。上皇皆弗聽。使西面藤原秀康誘三浦胤義。胤義妻。初爲頼

家婢。生一男。義時殺之。妻悲痛。胤義戍京師。不復欲東。秀康於酒間微說之。胤義奮躍應命。曰。臣兄義村力能擒義時。上皇大悅。

【上皇】……後鳥羽上皇。【自如】……この通りにて少しも變らぬ。【挈二子】……挈は、ひつさき、引き連れる。二人の子息を引き連れる。【幸】……みゆき。【錄】……收録する、召し出す、取り立てる、官職に採用すること。【收其邑】……其邑を沒收する、其領地を取り上げる。【嬖妓】……音ヘイギ。御寵愛の白拍子。【食】……はむ。【長江倉橋】……ともに攝津に在り。【侮慢】……音ブマン。あなどりかろんず。【諫】……うはふ、善い取る、取り上げる。【先右大將】……頼朝を指す。【積怒】……重ねて怒る、御腹立が積り積る。【葦原】……太古我が邦の四邊の海岸には、葦茂生したりし故に、我が邦を、葦原中國又は葦葦原と稱せりと云ふ。葦原は、その略なり。【漸西漸小】……だんぐ、西へ行けばだんぐ、小さくなる。【無謀】……思慮無きこと。【義仲之難】……義仲の時の騷動。平知康をして義仲を討たしめしが大に負けたりし事を云ふ。卷之三源氏記下を見よ。【嬖】……かみがみる、手本とする。【誘】……誘引する、引き寄せる。【婢】……はしたため、召使の女。【悲痛】……ひどく悲む。【戍】……まもる、護衛する。【微說】……ひそかに少しづつ、説き示す、ちよつと話す。【奮躍】……勇み立つてをどり上る。【應命】……承知する。

後鳥羽上皇は、實朝が死んで仕舞つたので、源氏が衰へ減びて、王政を恢復することが出来ると思召して居つた。然るに、關東の幕府の權威勢力は、その通りで少しも變らなかつた。折しも、關東の家來たる二科盛遠といふ者が、二人の子息を引き連れて、紀伊の熊野神社に參詣せんとし、その途中に於て、上皇の御幸に遇つたところが、上皇は、その子を取り立て、西面の武士となされたので、盛遠は、上皇の御恩遇に感じて、大に喜んで、その儘京都に留まつて、關東に歸らなかつた。そこで、義時は、怒つて、その領地を取り上げた。上皇は、之を本の通りにしてやれと仰せられたけれども、義時は、その詔を奉じなかつた。又、上皇の御寵愛せられたる白拍子の龜菊が、攝津の長江、倉橋の二つの莊園を買つて居つたが、其處の地頭が、之を侮り輕んじたので、上皇は御腹立になつて、その地頭の職を取り上げしめられたけれども、義時が答へて申上げるには、先の右大將頼朝が、天子の御勅命を以て平氏を誅伐いたしまして、そこで、御願ひ申上げて、地頭職を置いて、功勞ありたる者を賞しましたので御座いますから、私は、譯も無く其職を取上げて仕舞ふことをば致し兼ねますと曰つた。そこで、上皇は、重ねて御腹立に成つて、とうとう、御心を決して義時を討つことに致された。義時は、平生から、右大將藤原公經と仲が善かつたので、上皇は、公經を殺さうとせられた。すると、右大臣藤原公繼が之を御止め申し、其上諫めて申上げるには、私が承つて居りますところでは、我が日本の國は、葦原と稱して居りますと、原の大きな處が關東で、だんぐ、西へ行くと隨つてだんぐ、小さくなる。云ふ事でも御座います。今、土地から云へば、小さい處を以て大きい處に敵し、兵力から云へば、弱い兵を以て強い兵に手向ひ、その上に、時節の到來するを待たずして行ひ、それを行ふにも、何の思慮も無くして無鐵砲に致しますのは、私は、いまだ、その宜しい譯が分りませぬ。義仲の騷動の時に、權中納言藤原光親も、亦、たつて御諫め申上げたけれども、上皇は、皆、御聞き入れにならずして、西面の武士藤原秀康をして三浦胤義を誘引せしめられた。胤義の妻は、はじめ頼家の召使と爲りて、一人の男子を生んだが、義時が之を殺したので、妻は大に悲んだ。そこで、胤義は、京都を守護して居つて、復た關東へ歸るとを望まなかつた。秀康が、酒を飲む間に於て、ちよつと説きつければ、胤義は、勇み立つて踊り上つて、仰に従つて曰ふには、私の兄なる義村は、義時を生捕にすることの出来るだけの働が御座います。誠に造作も無い事で御座いま

すと、事も無げに請け合つた。上皇は、之を聞いて、大に御喜びになつた。

五月、使順德帝讓位於太子。以便計議。太子立。是爲九條廢帝。上皇乃託城南寺流鏑馬。徵畿兵千七百人。囚公經。召親廣。光季。親廣脅從。光季不至。令胤義。秀康討之。光季及子光綱奮鬪而死。即日。上皇詔五畿七道討義時。召將士。問曰。東人黨義時者。有幾。胤義對曰。不過千許人。莊家定者。進曰。不然。彼收人心。有年於此。願爲之死者。不可勝計。使臣等在東國。亦被籠牢耳。上皇弗懼。彌益聚兵。遣善走者狎松。齋詔。歷說東國諸豪。特使胤義作書。以重賞。啗義村。義村以示義時。義時曰。唯子意所嚮。義村誓無貳心。義時晒曰。吾預知有此事久矣。因大索鎌倉。獲狎松。奪詔燒之。啓狀於政子。政子乃大會諸將于簾下。使安達景盛傳命曰。吾今日將訣於諸君也。先將軍被堅執銳。闢草萊。以創大業。諸君所知也。今讒諛之徒。誣誤人主。欲傾危關東之業。諸君苟不忘先將軍之恩。則協心戮力。誅除讒人。以全舊圖。即欲應詔西上者。今決之。諸將皆感激。願效力。莫敢異辭。

【便計議】……相談をするに都合の善いやうにする。【九條廢帝】……御名は順德。順德帝の第四の皇子にして、受禪の時、御年四歳。九條院にいまし、崩御の後、九條の院に葬る。故に世にかくは稱するなり。明治三年七月、仲恭天皇と諡す。【託】……事よせる、かこつける。【城南寺】……京都の鳥羽に在り。【流鏑馬】……やぶさめ。騎射の儀式の一種にして、多くは神前に於て之を行ふ。馬上にて馳せながら、鏑矢を番へて的を射るを云ふ。ヤハセウマ(矢馳馬)の略なりとも、矢伏射馬の義なりともいへど、前説是なるに近し。なほ鏑矢の流る、義にて、流鏑の字を宛てたるなり。その的は三箇ありて、三所に樹てたるを、一人にて各々三的を射るなり。射手は十六騎、十騎、七騎等にして、必ずしも定數なし。其裝束は、水干衣、綾筒笠等なり。【畿兵】……畿内の兵士。【親廣】……大江民部少輔と稱す。廣元の子也。六波羅に居る。【光季】……伊勢判官と稱す。亦六波羅に在り。【音ケフシユウ】……おどかされて止むを得ずして從ふ。【千許人】……千餘人。【莊家定】……兒玉の黨なり。【籠牢】……音ロウラウ。くるめ込む、とり込められる、籠絡する。【弗懼】……よろこばず。御機嫌宜しからぬ。【御不滿に思召さる】……西面秀康の家臣。【齋詔】……詔は一に詔に作る。詔は詔文なり。下同。【歴說】……説き廻る。【諸豪】……武田、小笠原、千葉、宇都宮、三浦、葛西等を指す。【啗】……くらはす。利を以て餌とする也。【預】……あらかじめ。【啓】……申し上げる。【諛】……媚乞する。諛別なり。【被堅執銳】……堅甲を被り、銳刃を執る。【闢草萊】……闢は開く也。萊は草藪なり。茂れる雜草を云ふ。世の亂を治むるに喻ふる也。【大業】……創業を云ふ。【讒諛之徒】……讒は譖なり。諛は諂なり。其を傷ふを讒と云ひ、人に和するに不善を以てするを諛と云ふ。人を讒言したり、媚乞したりする者共。秀康、胤義などを云ふ。【註誤】……音クワイゴ。註は欺なり。誤は譖なり。あざむき誤らしむる。【人主】……後鳥羽上皇を指す。【傾危】……かたわけ危くする。【關東の業】……關東の幕府の事業。【苟】……いやしくも、まことに。【協】……あはす、和也。【戮力】……戮は勳と通ず、并す也。力を合はせる。【全舊圖】……從前の計畫即ち功業を無難にたもつこと。【即】……すなはち。【今決之】……今の上の一に即の字あり。【感激】……心にしみて奮ひ立つ。【効力】……力をいたす。力を盡す也。【莫敢異辭】……萬口一齊にして、かはつた申立をする者は無し。

五月に、後鳥羽上皇は、順德帝をして御位を皇太子に譲らしめ、かくして、相談に都合の善い様になされた。皇太子が御位に即かれたのが、九條廢帝である。上皇は、そこで、城南寺に於て流鏑馬を行ふといふにかこつけて、畿内の兵士千七百人を召し集め、公經を禁錮し、親廣と光季とを御召になると、親廣は脅迫されて従つたが、光季は參らなかつたので、胤義と秀康とをして光季を討たしめられると、光季と子の光綱とは、力の限り奮闘して死んだ。其日に、上皇は、五畿内及び七道に詔して、義時を征伐することになされ、將士を召し寄せて、御問ひなされるには、關東の人で義時の味方となるべき人は、何程あるであらうかと御問ひなされた。胤義が答へて曰ふには、千人ばかりに過ぎませぬと御座いましたやうと曰つた。すると、莊家定と云ふ者が進み出て、曰ふには、左様では御座りませぬ。彼れ義時は、人心を取り收めて居ること、すでに久しい間の事、御座りまして、義時の爲めに死ななことを願つて居る者は、數へることが出来ぬ位で御座ります。私共も若し關東に居りましたならば、矢張り、くるめ込まれて仕舞つて北條氏に味方すること、成ります外は御座りませぬと曰つた。上皇は、之を御聞きに成つて、御機嫌宜からず、そこで、いよく、兵士を聚め、走ることの上手なる狎松といふ者をして、詔を持參して、關東諸國の諸豪傑どもを説き廻らしめることにして、特に、胤義をして手紙を書いて、重い褒美を與へると云つて、利を以て義村を誘はしめることに致された。すると、義村は、その手紙を、義時に見せた。義時が曰ふには、それは、我に附かうとも、上皇に附かうとも、如何様とも、貴公の氣の向き次第に致されよと曰つた。すると、義村は、決して二心なきことを誓つた。義時が微笑して曰ふには、われは、前以て、今日の此出来事のあるべき事を承知して居つたのは、久しい間の事であるといつた。そこで、大に鎌倉中を搜して、狎松を生捕り、上皇の詔を取り上げて、之を焼いて仕舞ひ、その一部始終を政子に申上げた。政子は、大に、諸將を簾の下に寄せ集め、安達景盛をして命を傳へて曰は

しめるには、われは、今日、皆の衆に御暇乞を致しませう。先將軍頼朝公は、堅い甲冑を著、鋭い刀を携へ、雜草の茂生して居る草原にも嘯ふべき大亂を平定して、それで、鎌倉幕府の大業を始められたのは、皆の衆が承知して居られる通りである。今や讒言をして君に媚び諂ふ者共が、君を欺き誤らしめて、この關東の幕府の事業を傾け危くしやうと致して居る。皆の衆が、まことに先將軍頼朝公の御恩を忘れぬならば、心を合はせ力を合はせて、讒言する者共を誅伐して取り除き、そして、幕府の事業を今迄の如くに保ち全うする様に致してくれよ。若し上皇の詔に従つて西の方京都へ上らうと思ふ者は、只今それを決定してくれよと曰つた。そこで、將士どもは、皆、心に感じて奮ひ立ち、十分に力を盡さんことを願ひ、別にかはつた事を申立てやうとする者は無かつた。

於是會義時宅議事。義村、景盛等皆曰。宜阨足柄箱根。以待官軍。廣元曰。不可。守險曠日。人心內變。是自敗之道也。宜直進兵攻京師。聽成敗於天耳。政子從之。以泰時爲將。泰時時爲武藏守。待武藏兵至而發。居五日。或議其懸軍遠進是危道也。廣元曰。待武藏兵非計。所以生此異論也。遷延如此。雖武藏兵不保其無變。今夜武州宜單身揚鞭。東兵猶雲從龍已。三善康信方臥病。政子召而諮之。康信對如廣元議。於是令泰時即夜發程。

【阨】……音ヤク。守つて禦も、喰ひ留める。【曠日】……日をむなしうす。むだに日を送る。【內變】……内部から變る。【聽成敗於天】……聽は、まかす。成功と失敗とを天運にまかす。【懸軍】……かけ離れた遠く出掛けたる軍勢。軍を出して遠征するときは其勢懸絶するが故に云ふ。【危道】……危い仕方。道は方法の義。【遷延】……ぐくぐくして延引すること。【不保】……保證することは出来ぬ。【武州】……泰時を云ふ。時に武藏守たればなり。【單身】……一人にて。【揚鞭】……出發する。【雲從龍】……もと易經に在る語にして、同氣相求むるの義なるが、今は、自然に附き從ふ者の多きを意味する也。【諮】……はかる、謀り問ふ、相談する。【即夜】……其夜に。【發程】……出發する。【遷延】……こゝに於て、諸將士は、義時の屋敷に集會して事を相談した。義村、景盛等は、皆曰ふには、足柄山、箱根山の險阻な處を喰ひ止めてそして官軍の攻め来るを待つて居るが、宜しう御座ると曰つた。廣元が曰ふには、それは宜しくありません。かく險阻なる處を守つて無駄に日を送つて居るときは、人心が内部から變つて来るもので、これは自分から敗れを取るの仕方では御座る。されば、直に兵を進めて京都に攻め入り、成功するか失敗するかを天運に任せるより外は御座らぬと曰つた。政子は、廣元の説に従つた。そこで、泰時を以て大將とした。泰時

は、其時に武藏守であつたので、武藏の兵士が到着するのを待つて出發する積りであつた。五日ほど経過すると、中には、かけ離れた軍勢で遠く進んで行くのは、これは、あつた異論も出る譯で御座る。今、ぐくぐく延引して此様に致して居るときは、武藏の兵士といへども、異變が無いと云ふことは保證することは出来ませぬ。されば、今夜、武藏守自身、續く兵士が無くとも善いから、たゞ一人で、鞭を掲げて御出發なされるが宜しう御座る。さうするときは、關東の兵士は、皆へば雲が龍に附き從ふが如く、自然と附き從つて參るに相違ないといつた。其時に、三善康信は、丁度、病氣で寝て居つたが、政子が呼び出して相談すると、康信の返辭も、廣元の説の通りであつた。こゝに於て、泰時をして其夜に出發せしめることにした。

承久三年五月の條

【參考】左に東鑑の數節を抄録し假字交りに書き下して參考に資す。
十八日(中略)晚鐘の程、右京兆の館に於て、相州、武州、前大膳大夫入道、駿河前司、城介入道等、評議を凝す、意見區分す。所詮は足柄、箱根兩方の道路を固關し、相待つ可きの由云々。大官令覺阿云ふ、評議の趣、一旦は然る可し。但し東土、一揆せざらば、關を守り日を滞るの條、運つて敗北の因たるべき歟。運を天道に任せて、早く軍兵を京都に發遣せらるべき者なりと。右京兆、兩議を以て二品に申すの處、二品云ふ、上落せずば、更に官軍を敗り難き歟。安保判部丞實光以下の武藏の國の勢を相待つて、速に參洛す可き者なりと。(下略)
廿一日(中略)今日、天下の軍事等、重ねて評議す。住所を離れて、官軍に向つて、左右無く上落するは、如何思惟有る可き歟の由、異議有るの故也。前大膳大夫入道云ふ、上落定まりて後、日を隔つるに依りて、已に又異議出來す。武藏國の軍勢を待たしむるの條、猶ほ難案なり。日時を果ぬるに於ては、武藏國の衆と雖も漸く寤じて、定めて變心ある可き也。只今夜中、武州、一身と雖も、鞭を掲げられば、東土悉く雲の龍に從ふ如くなる可き者なりと。京兆殊に甘心す。但し大夫屬入道三善康信、宿老たり、此程老病にて危急の際難居す。二品之を招き、康信に示し合はす。云ふ、關東の安否、此時に至極し訖んぬ。(中略)軍兵を京都に發遣する事、尤も庶幾ふの處、日數を経るの條、頗る憐れと謂ふ可し。大將軍一人は、先づ進發す可き歟と。京兆云ふ、兩議一揆、何ぞ冥助に非ざらんやと。且つ進發す可きの由、武州に示付す。今夜門出し、藤澤左衛門尉清近が稻瀬河の宅に宿す云々。

黎明。泰時帥十八騎而西。相模守時房。前武藏守足利義氏。駿河守三浦義村等從之。行三日。得十萬騎。自東海道進。式部丞朝時。自北陸道進。武田信光。小笠原長清等。自東山道進。凡從役者。父行留子。子行留父。行者凡十九萬。義時乃放還狎松。使歸上言。曰。臣無罪被討。不敢逃避。聞陛下好戰。謹獻臣長男泰時。一男朝時。以下十餘萬人。使之爲戰。陛下觀焉。猶

不厭於心。則猶有二十萬人在。臣將自將以繼之。狎松走歸白之。内外失色。上皇曰。可也。東人必有乘虛誅義時者。

【黎明】……音レイメイ。夜明け方。【十八騎】……武藏太郎時氏、陸奥六郎有時等。東鑑に一人を快す。【時房】……義時の弟。【駿河守三浦義村】……前駿河守とあるべき者なり。【式部丞】……少輔の次官。【役】……軍役、兵役。【父行留子子行留父】……表面よりいふときは、一家の種を絶やさざるが爲めなるが如しと雖も、實は人質として、たやすく背かずしめんが爲めなり。【不厭】……あかす、十分で無い。【白】……まをす。【失色】……驚いて顔色を變へる、まづ青になる。【乘虚】……すき間に付け込んで、兵を繰り出せしあとの空虚を目がけて。

夜明け方に、泰時はわづかに十八騎を引き連れて、西へ向つた。相模守時房、前の武藏守足利義氏、駿河守三浦義村等が之に従つた。かくて、行くこと三日にして、従軍勢がはや十萬騎となつて、東海道から進んで行つた。式部丞朝時、北陸道から進んだ。武田信光、小笠原長清等は、東山道から進んだ。凡そ、今回の軍役に従ふ者は、父が京都に行くときは子を鎌倉に留め置き、子が京都に行くときは父を鎌倉に留め置くことにし、行く者は、三道合はせて、すべて十九萬人あつた。義時は、そこで、狎松を放免して京都に還らせ、上せしむるには、私は罪が御座りませんのに、御征伐を蒙りますので、私は別に逃げたり避けたりは致しませぬ。聞き及びまするに、陛下は戦争が御好きであらせられると云ふ事で御座りますので、謹んで私の長男の泰時、二男の朝時以下十餘萬人の軍勢を献上して、是等の者共をして戦争を爲させますから、何卒陛下は之を御覽下さるやうに願ひ上げます。それでも、陛下の御心に御十分と思召さぬならば、まだ二十萬人の軍勢が御座りますから、私が、將に自分で大將となりまして、之を引き連れて、後から引き續いて参りまじやうと曰はせた。狎松が走り歸つて、此事を申し上げると、朝廷の内外、皆、顔色を變へて大に驚いた。しかし、後鳥羽上皇は仰せられるには、それで宜しい。關東の人の中で、屹度、兵士が澤山繰り出されて仕舞つた隙間につけ込んで、義時を誅殺する者があるに相違無い。別に心配には及ばぬと仰せられた。

六月朔。部署諸官軍。宮崎定範。仁科盛遠等。拒越中。藤原秀康。三浦胤義等。部諸將爲九隊。拒尾張。美濃。兵凡一萬七千餘人。信光。長清以四萬騎。亂大井渡。擊官軍將大内惟信。走之。胤義欲赴援。秀康曰。吾腹背受敵。不若退守宇治。勢多。敕旨如此。乃鞭馬先走。胤義以下皆從之。官軍將山田重忠。源滿政。苗裔也。奮而雷戰。泰時亂流而前。重忠連射斃東兵。泰時麾

軍萃之。重忠敗走。官軍將鏡久綱。自書名于旗。與毛利季光戰而敗。曰。恨與懦夫共事。乃自殺。泰時進與信光合。義村建策。分爲五隊。其子泰村請曰。嚮與右京君約。從武州。生死因辭。義村從。泰時鼓行而西。京師震駭。乘輿幸叡山。山徒遜辭。力不足以扞東軍。乃還。分見兵二萬五千。守宇治。勢多及淀。時房攻勢多。山田重忠。帥山徒二千。截橋力戰。時房不利而卻。

【部署】……手分をする、手配りをする、部分をきめ役割を定むる也。爲九隊拒尾張美濃……九隊を以て尾張美濃の九箇所に拒ぐ。その地は、大井渡、鴨沼渡、板橋、池の瀬、摩免戸、食渡、洲股、蒲島、市島なり。【亂】……河を横切り濟ること。【大井渡】……美濃に在り。【欲赴援】……摩免戸より赴き援はんを欲せしなり。【宇治】……山城に在り。【勢多】……近江に在り。【山田重忠】……多田滿仲の弟なる鎮守府將軍滿政の七世の裔なり。【苗裔】……音モウエイ。末孫。【亂流】……洲股河を渡るなり。重忠此時に之を守りしなり。【前】……進む。【連】……しきりに。【奮】……音キ。さしまねく、指揮する。【萃】……あつまる。【鏡久綱】……右衛門尉たり。摩免戸の手なり。一人留まり戦ふ。【懦夫】……音ダブ。臆病者。即ち秀康を斥す。【右京君】……右京權大夫義時。【武州】……泰時を云ふ。【鼓行】……大鼓を撃ち鳴物をならしめて進み行く。【遜辭】……音シンガイ。ふるひおどろく。【乘輿】……天子の御乗物。即ち天子を云ふ。【幸】……みゆき。【山徒】……叡山延暦寺の僧徒。【連射】……謀逆辭と諸註に云ふ。按ずるに遜辭は猶ほ通辭と云ふが如し。通辭は、皆、のがる、の義なれば、遜辭とは、のがれ言葉の義に用ひられたるなるべし。【扞】……音ケン。拒ぐ。【見兵】……現在あり合せの兵士。音ケン。【截橋】……截は断なり。橋を切り落すを云ふ。

六月の朔に、諸の官軍を手分して、宮崎定範、仁科盛遠等は、北陸道に向つて、越中を拒がしめ、藤原秀康、三浦胤義等は、諸將を分つて、九隊として、東海道、東山道の兩方面に向ひ、尾張、美濃を拒がせるとした。その兵士はすべて一萬七千餘人あつた。關東軍の中、東山道を進んだ信光、長清は、四萬騎を引き連れて、大井の渡を渡り越え、官軍の將なる大内惟信を撃つて之を走らした。胤義は、その地に赴いて大内惟信を援けやうとしたけれども、秀康が曰ふには、われ、今、前と後と兩面から敵を受けて居つて、とても防ぎおはせることは出来なうから、退いて宇治、勢多を守つた方が善い。詔勅の御趣意も左様で御座ると曰つて、そこで、馬に鞭をあて、先づ逃げ出した。胤義以下の者、止むを得ずして、皆之に従つて逃げた。官軍の將なる山田重忠は、源滿政の末孫であつたが、この人が奮つて奮まつて居ると、泰時が、河の流れを横切つて進んで来た。すると、重忠は、つげざまに、關東の兵士を射斃した。泰時が、軍士を指揮して、これに集まつたので、重

忠は、衆軍敵せずして、遂に敗れて逃げた。官軍の將なる鏡久綱は、自ら其姓名を旗に書きしるして、毛利季元と戦つたが、負けたので、久綱が曰ふには、残念な事には、勝病者と一處に事を爲したと曰つて、そこで、自殺した。そこで、泰時は、進んで信光の軍と一處になつた。即ち東海、東山兩道の軍隊は、こゝで一處になつたのである。すると、義村は、はかりごとを建て、全軍を分つて五隊とした。義村の子の泰村が請うて曰ふには、私は、さきに、右京權大夫義時殿と約束致して、武藏守泰時殿に従つて、生きるも死ぬるも一處に致しませうと約束いたしました。と曰つて、それで、父の義村の許を去り、泰時に附いた。かくて、泰時は、鼓を鳴して西の方京都へ向つて進んだ。京都では震ひ駭いた。主上や上皇は、觀山に御出でなされた。觀山の僧徒は、のがれ言葉を言つて、とても、私どもの力では、關東の軍勢を防ぎおほせることは出来ませぬと曰つたので、そこで、仕方が無くて、また御引き返しに成つて、現在有り合せの兵士二萬五千人を分けて、宇治・勢多及び淀を守らせることに致された。時房は、勢多を攻めたが、山田重忠が、觀山の僧徒二千人を引き連れて、勢多の橋を切り落して、力を盡し骨折つて戦つたので、時房は勝利を得ることが出来ずして、退却した。

泰時攻宇治。前中納言源有雅。參議藤原範茂等。率南都僧萬人。壓河而軍。時霖雨水漲。泰時欲待旦而進。泰村夜挺前。夾水射戰。義氏赴援。泰時遂以全軍從之。橋板已撤。兵緣架進。官軍矢石雨下。東兵多死。泰時令芝田兼義試水。春日貞幸。佐佐木信綱等。繼之。貞幸馬傷而溺。從者援還。泰時親爲炙之。乃蘇。將士爭渡。溺者八百。信綱先達中島。其子重綱年十五。攀父馬尾。泗而渡。信綱使之還請兵。泰時諾而遣之。召其子時氏。曰。我衆將敗。汝進死之。時氏以六騎渡。泰村繼之。泰時乃親渡。貞幸扣馬諫。不聽。貞幸紿之曰。釋甲而渡。不則沈溺。泰時下馬釋甲。貞幸乃奪馬去。不得渡。其兵渡者五百騎。與兼義。信綱皆達。進冒官軍。殺傷相當。義氏撤民屋。

縛筏以濟軍。泰時遂至前岸。武藏。相模將士奮進大戰。有雅以下潰走。右衛門佐藤原朝俊。帥八田知尙。佐佐木氏綱等。畱戰死之。時氏縱火而進。義村。季光攻大納言藤原忠信于淀。破之。重忠。胤義走歸奏事。上皇閉門不納。重忠擊門而罵。曰。懦主誤我。遂走。嵯峨自殺。胤義遁走。泰時進至樋口河原。遇院宣使至。下馬使人讀之。宣曰。近日之事。非出朕意。皆臣僚所爲。唯汝論其罪。莫使兵士擾輦下。泰時乃與時房。館于六波羅。

〔南都〕……大和の奈良を云ふ。〔壓河而軍〕……岸にせまりて川を押しよすがんばかりに陣取る。軍は一に陣に作る。〔霖雨〕……なが雨。三日以上雨ふるを霖と云ふ。〔漚〕……みなぎる。〔旦〕……夜明け。〔挺前〕……挺は拔出なり。身をぬきんで、進む。衆を離れて獨り進む。〔夾水〕……水の様子を瀾踏みする。河を渡ることが出来るかどうかをためて見る。〔架〕……架は橋桁なり。橋げたを傳ふ。〔試水〕……水の様子を瀾踏みする。河を渡ることが出来るかどうかをためて見る。〔炙〕……あぶる。火であたゝめる。按ずるに、炙は灸(キウ)に作るべし。東鑑承久三年六月十三日の條に、武州之を見て、手自ら數箇所の灸を加ふるの聞、正念に住すとあり。〔蘇〕……よみがへる。生きかへる。〔擧〕……よぶ。とりつく。下より上を援く也。〔泗〕……泳ぐ。〔給〕……あざむく。〔釋甲〕……甲をとく。鎧を脱ぐ。〔不〕……しからずんば。〔沈溺〕……音チンデキ。しづみおぼれる。〔冒〕……おかす。〔殺傷相當〕……討死する者や自傷する者が双方ともに同じ位なること。〔釋筏〕……組み合はせて、いかだを作る。筏は音パツ。いかだ。竹木を編みて水を渡る也。〔濟〕……わたす。〔潰走〕……潰は音クワイ。陣形を崩して走る也。〔縱火〕……火をはなつ。火を附ける。〔懦主〕……音ダシユ。勝病なる君。後鳥羽上皇を指す。〔院宣〕……上皇法皇の詔を云ふ。〔臣僚〕……臣下の役人と。〔輦下〕……音レンカ。京都を云ふ。天子の御座元を云ふ。〔擾〕……天子の御車を云ふ。泰時は、宇治を攻めたが、前の中納言源有雅、參議藤原範茂などが、奈良の僧徒萬餘人を引き連れて、河を押し進みながら、身をつて居つた。その時は、長雨の後で、水が漲り居つたので、泰時は、明日を待つて進まんとした。然るに、泰村が、その夜に、ひとり、身を抜きんで、進んで、河を間にさんで矢戦をした。そこで、義氏が、出掛けて之を援けた。すると、泰時は、もはや橋桁をつたはらずして、行くとう、官軍からの矢や石が雨の如く下つて来るので、關東の兵士は大分死んだ。そこで、橋からは往くことが六かしいので、泰時は、芝田兼義をして、河の水を渡ることが出来るかどうかを試みさせた。すると、春日貞幸、佐々木信綱などが、その後について行つた。その中、貞幸は、其の乗つて居る馬が矢に中つて負傷したので、その爲めに溺れたから、その從者が援けて還つた。すると、泰時が、自身に、貞幸の爲めにあつた、めてやつたので、そこで、やがて生きかへつた。かくて、將士は先きを争うて渡つたが、溺れた者が八百人もあつた。信綱は、第一番に

中島に到着した。その子の重綱は、年が十五歳であつたが、父の馬の尾に取り付いて、泳いで河を渡つた。信綱は、重綱をして引き返して、兵士を送つて下されと請はしめた。泰時は、承諾したと返答して、之を遣し遣り、其子の時氏を召し寄せて曰ふには、我が軍勢が負けさうであるから、汝、一つ死ぬる積りで進んで行けと曰つた。そこで、時氏は、六騎を引き連れて、河を渡つた。泰村がその後について渡つた。泰時が、そこで、自身に渡らうとしたので、貞幸が、馬をおさへて陳め止めたけれども、泰時は聞き入れなかつた。そこで、貞幸は、泰時を欺いて曰ふには、是非とも御渡りなさる御積りならば、鎧を脱いで、御渡りなされ。さうで御座りませぬならば、鎧が重いので、沈んで溺れなさるで御座りませぬと曰つた。そこで、泰時は、馬から下りて、鎧を脱いだ。貞幸は、そこで、その隙間に、馬を奪ひ取つて立ち去つて仕舞つたので、泰時は渡ることが出来なかつた。しかし、その部下の兵士で、河を渡つた者は、五百騎ほどあり、兼義、信綱など、皆、向う岸に到達して、進んで官軍を押し寄せ、殺された者傷を負うた者が、兩軍ともに同じ位であつた。とかくする中に、義氏が民家を打ち毀して、いかだを組み立て、それで、軍勢を渡したので、泰時も、とうとう、對岸に到着したから、武藏、相模の將士が、奮ひ進んで大に戦つた。官軍方の有雅以下は、陣をくづして逃げ走り、右衛門佐藤原頼俊は、八田知尙、佐々木氏綱を引き連れて、番より戦つて討死をした。かくて、時氏は、火を附けて進んで行つた。他方に於ては、義村、季光は、大納言藤原忠信を淀に攻めて、之を破つた。重忠、胤義は、逃げ歸りて、此由を奏上しやうとしたけれども、上皇は、御所の門を閉ぢて、納れられなかつた。重忠は、門をどん／＼叩いて恐口して曰ふには、感病なる君が、我を此の如き目に遇はせたと曰つて、とう／＼、嗟嘆まで逃げて自殺して仕舞ひ、胤義は、遁れ走つた。泰時は、進んで樋口河原まで來ると、上皇の院宣を持つて來た使に遇つたので、泰時は、馬から下りて、人をしてその院宣を讀ませると、その院宣に曰つてあるには、近日の事件は、朕が心から出た者で無い。皆、臣下の者共が致した事である。されば、如何様とも、汝、其罪を吟味いたすこととして、兵士をして京都を騒がしめることの無いやうに致せよと曰つてあつた。泰時は、そこで、時房と一處に、京都に入つて、六波羅に止宿して居つた。

【参考】左に東鑑の數條を抄録し假字交り文に書き下して以て参考に資す。

承久三年六月の條
十三日丙寅、雨降る。相州以下、野路より方々の道に相分れ、相州先づ勢多に向ふの處、橋の中二箇間を引き、橋を並べ鐵を調へ、官軍並に觀岳の惡僧列り立ちて東土を招き、仍て挑戰して威を争ふ云々。酉刻、毛利入道、駿河前司は、淀平上等に向ひ、武州は栗于山に陣す。武藏前司義氏、駿河次郎泰村は、武州に相觸れず、宇治橋の邊に向つて合戦を始め。官軍、矢石を發すること、兩脚の如く、東土多く之の中を以て、平等院に籠る。夜中に及びて、前武州、室伏六郎保信等を以て、武州の陣に進めて云ふ、曉天を相待つて、合戦を遂ぐ可き由存ずる處、壯士等先登に進むの餘、已に矢合せを始め、殺戮せらる。者太だ多してへれば、武州驚きながら、甚雨を降さず、宇治に向ひ訖んぬ。此間又合戦し、東士二十四人忽ち疵を被る。官軍頻りに勝に乗ず。武州尾藤左近將監景綱、橋上の戦を止む可きの由、制を加ふるの間、各退き去り、武州は平等院に休息す。
十四日丁卯、雲、雷鳴數聲。武州、河を越えて相戦はずば、官軍を敗り難き由計り、芝田橋六兼義等を召して、河の淺瀬を尋ね究む可きの旨。兼義、南條七郎を伴ひ、真木島に馳せ下る。昨日の雨に依りて、綠水流れ濁り、白浪漲り落ち、淵底頗ひ難し。水練の爲め遂に其淺瀬を知り、頃之にして馳せ歸り、渡らしむる條相違ある可からざるの旨申し畢んぬ。卯三刻に及んで、兼義、春日利部三郎貞幸等、更に命ぜられて宇治河の伏見津瀬を渡らんが爲めに馳せ行く。佐々木四郎右衛門尉信綱、中山次郎重綱、安東兵衛尉忠家等は、兼義の後に從つて、河俣に副うて下り行く。信綱、貞幸云ふ、爰は瀬險云々てへれば、兼義遂に反答すること能はず、數町を經るの後、鞭を揚ぐ。信綱、貞幸、忠家同じく渡

る。官軍之れを見て、同時に矢を發つ。兼義、貞幸の乘馬、河中に於て各々矢に中りて水に漂はされ、貞幸は水底に沈み訖んぬ。命を終らんと欲し、心中に諏訪明神を祈念し、腰刀を取りて甲の上帯小具足を切る。良久うして僅に淺瀬に浮び出で、水練の耶從等の爲めに救はれ訖んぬ。武州之を見て、手自ら數箇所の矢を加ふるの間、正念に住す。相從ふ所の子息耶從等、以上十七人、水に没す。其後、軍兵多く水面に響を發するの處、流急にして未だ戦はざるに、十人に二三は死す。所謂、關左衛門入道、幸島四郎、伊佐大進太郎、善右衛門太郎、長江四郎、安保刑部丞以下九十六人、從軍八百餘騎なり。信綱、獨り中島の古柳の陰に在り、後進の勇士が水に入るに依りて、渡らんと欲するに思慮を失ひ、子息太郎重綱を武州の陣に遣はして云ふ、勢を賜うて向の岸に著せしむ可してへれば、武州、勇士を加ふ可きの由を示し、餉を重綱に與へ、之を賜ひ訖り、又、父の所に歸る。卯刻、此中島は勢を相待つる程と雖も、重綱（甲冑を著せず、馬に騎らず、裸にして帷ばかりを頭に纏ふ。）往還の間、尅を移すに依りて、日出の期に及ぶ。武州、太郎時氏を招きて云ふ、吾が衆、敗北せんと擬す。今に於ては、大將軍が死す可きの時なり。汝速に河を渡りて軍陣に入り、身を捨て可してへれば、時氏、佐久満太郎、南條七郎以下六騎を具して進み渡る。武州、言語を發せず、只前後を見るの間、駿河次郎泰村、主從五騎以下數輩亦渡る。爰に官軍、東土の水に入るを見て、勝に乗ずるの氣色あり。武州、駕を進めて、河を越えんと擬す。貞幸、騎の響を取ると雖も更に拘留するに所無し。貞幸謀りて云ふ、甲冑を著けて之を渡る者は、大略没死せざるは莫し。早く御甲を解かしめ給ふ可してへれば、田畠に下り立ち、甲を解く處、其乘馬を引くの間、意はず溜まり訖んぬ。信綱は、先登の號ありと雖も、中島に於て時尅を經るの間、岸に著せしむる事は、武藏太郎と同時に、橋を渡り、太刀を取りて之を切り棄つ。兼義の乘馬は、矢に中りて驚ると雖も、水練たるに依りて、無爲に岸に著く。時氏、旗を掲げて矢石を發す。東土、官軍、挑み戦つて勝負を争ひ、東士已に九十八人疵を被る云々。武藏前司等、筏に乗りて河を渡る。尾藤左近將監が、平出綱三郎をして民家を壞り取りしめて筏を遣れり云々。武州、著岸の後、武藏相模の輩誠に攻め戦ひ、大將軍二位兵衛督有雅卿、宰相中将範成卿、安達源三左衛門尉親長等、防禦の術を失うて遁れ去る。筑後六郎左衛門知尙、佐々木太郎右衛門尉、野次郎左衛門尉成時等は、右衛門佐朝俊を以て大將軍となし、宇治河の邊に残り溜まり相戦ひ、皆悉く命を亡ふ。此外の官兵は、弓箭を忘れて敗走す。武藏太郎は、彼の後に進み、征伐せしむるの刻、火を宇治川の北邊の民家に放つの間、自ら逃げ籠るの族、煙に咽んで度を失ふ云々。武州は、壯士十六騎を相具して、潛に深草河原に陣す。(下略)

朝時之出北陸道也。從軍四萬。官軍張弩。阮寒原塞。朝時夜收數十牛。束薪其角火之。驅赴官軍。官軍弩發。東兵乃踰塞。至市振。官軍據嶮設柵。東軍騎兵渡海。而步兵破柵。戰礪竝山。殺盛遠。走定範。進會泰時于京師。

【從軍】…軍に従ふ者、從兵。【弩】…音ド。いし弓。石を發射する武器。弓の如き形にして、伏せ置きて石を彈き飛ばす具なり。數種あり、その大なる者は百人を以て張るべしと云ふ。今は廢絶して傳はらず。【阮】…音ヤク。噴ひ止める。【寒原】…越後と越中との界。【塞】

……音サイ。とりで。【收】……徴集する。【束】……つがね、く、り附ける。【論】……こゆ。【市振】……越前に在り。【櫓】……音サク。逆茂木。【礪波山】……越中に在り。

朝時が北陸道に出掛けるには、軍に従つて居る兵士が四萬あつたが、官軍は石弓を張り、寒原の寨を喰ひ止めて居つた。朝時は、夜、牛數十頭を徴集して、薪を牛の角に縛り付けて、それに火を附けて、跡から追ひ立て、官軍の方へ押し寄せさせた。官軍は、牛を人と間違へたと見えて、折角備へ付けて置いた石弓を悉く發射して仕舞つた。東軍は、そこで、其後から、しづくと寨をこえて進んで、市振まで来た。このにも、官軍は險阻な處に立て籠つて逆茂木を設けて置いた。東軍の騎兵は傍の海を渡り、そして歩兵は逆茂木を押し破つて進み、やがて礪波山に戦ひ、盛遠を殺し定範を走らしめ、つひに進んで京都に入つて泰時に會合した。

於是東軍填塞街衢。四出捕斬。胤義以部下據東寺。遣佐原景吉攻之。胤義叱曰。汝非吾族人乎。與戰走之。盡亡其騎。獨與其長子逃去。欲投其妻家。匿木鳥叢祠中。遇所識僧。勸其自殺。長子先死。胤義謂僧曰。以我父子首視於我妻。然後致之駿州。爲我告駿州曰。阿兄自剪手足。當違於意。僧如其言。義村送之泰時。泰時聞佐佐木經高贊上皇謀。亡匿鷲尾。欲宥之。經高自殺。其子高重。兄子廣綱等皆死。廣綱穉子當宥。叔父信綱請而斬之。泰時與時房議。凡論罪從輕。不復究捕。遂奏求首謀者。上皇以忠信有雅。光親及中納言藤原宗行。參議藤原信能。答乃分屬之諸將。時氏召所同渡六騎。置酒勞之。捷報鎌倉。上下相慶。

【填塞】……音テンソク。うづめふさがる。一杯になる。【街衢】……音ガイク。市街。四邊を衝と云ふ。【四出】……四方へ出掛ける。【族人】……一族の人。【亡】……うしなふ。【木鳥】……京都の西に在り。【叢祠】……森の中の神社。【自殺】……自殺。【視】……示す也。しめす。【駿州】……胤義の兄義村。駿河守なるが故にかく云ふ。【阿兄】……兄さん。親んで言ふなり。【剪手足】……手と足ともなる可き弟や姪を殺す。

【違於意】……心に満足する。【贊】……たすく。賛成する。【亡】……にく。【鷲尾】……京都の西。【穉子】……幼少なる子。【論罪從輕】……罪を評議し定むるに成る可く輕き方に從ふ。東鑑の承久三年六月十六日の條に、相州、武州兩刺史、六波羅の館に移住し、右京兆の爪牙耳目の如く、治國の要計を廻らし、武家の安全を求む。凡そ今度合戦の間、殘黨多しと雖も、疑はしき利は輕きに從ふ可きの由、和談を圖、四面の網、三面を解く。是れ世の覆する所なり云々とあり。【究捕】……飽くまで味を捜し出して捕縛する。【首謀者】……發頭人。【屬】……預く。處分の決定するまで預け置くなり。【置酒】……酒宴を爲す。【勞】……ねぎらふ。慰勞する。【捷】……勝利。【慶】……祝ひ喜ぶ。

かくて、東海、東山、北陸の三道より進みたる關東軍が皆到着したので、京都の町中に滿ち塞がる位であつて、四方へ出かけて行つて、官軍を或は生捕り或は斬り殺した。此時に、官軍の胤義は、部下を引き連れて、東寺に立て籠つて居つた故に、佐原景吉を遣はして之を攻めさせると、胤義が叱りつけて曰ふには、汝はわが一族の者では無いかと曰つて、ともに戦つて之を追ひ散らしたけれども、殘らず皆其從つて居る騎士を無くして仕舞つて、獨りその長男と、もに逃げ去つて、その妻の家に駆け込もうと思つたので、木鳥の森の中の神社に匿れて居ると、かねて知り合ひの坊主に出遇つた。その坊主は、胤義に自殺することを勧めた。そこで、胤義の長男が先づ死んだので、胤義は、坊主に向つて曰ふには、我が親子の首を先づわが妻に見せて、それから、それを駿河守に渡して下さい。そして、わが爲めに、駿河守に言傳をして、兄さんは、自分で、自分の手足となる可き者を切り落して仕舞つて、さぞ御心の中に御満足で御座いますやうと言つて下さいと曰つた。その坊主は、胤義の言葉の通りにした。義村は、それを泰時に送つた。泰時は、佐々木經高が、後鳥羽上皇の謀を贊成して、今は逃げて鷲尾に居るといふ事を知り、之を助命しやうと思つて居つたので、經高は自殺して仕舞つた。其子の高重、兄の子廣綱など、すべて死んで仕舞つた。廣綱の幼少なる子は、助命せられる筈であつたが、叔父の信綱が、願ひ出で、之を斬つて仕舞つた。泰時は、時房と相談して、すべて此度の罪を評議して定めるには、成る可く輕い方に從ふことにし、この上に飽くまで捜し出して捕縛することはせぬことにした。かくて、遂に奏上して、此度の事件の發頭人は誰で御座りますかと伺ひ出でた。すると、後鳥羽上皇は、忠信、有雅、光親、及び中納言藤原宗行、參議藤原信能であると御答になつた。そこで、此等の人々を分けて、之を諸將に預けて置くことにした。時氏は、自分と一處に宇治河を渡つたところの六人の騎士を召し出して、酒宴を開いて之を慰勞した。この度の勝利の報告が鎌倉に到着すると、上も下も相共に祝ひ喜んだ。

初義時已遣軍。日夜疑懼。會雷震其庖。義時大怖。以告廣元。曰。吾命窮乎。廣元曰。君臣之命。皆天所司。今事之曲直。斷在天心。公何必怖也。故將軍之捷。陸奥。雷震其陣。此安知非吉兆哉。於是捷聞果至。廣元引文治故事。論公卿斬泰時難。戮之於京師。七月。令諸將押送之東國。皆斬于途。獨忠信以其妹嘗適實朝。宥死。流越後。後泰時得光親諫疏。大悔殺之云。

【雷】……雷の落つること。【厄】……炊事場、齋所。【吾命窮乎】……わが運命は盡きたのであらうか。【斷】……判断する。【故將軍之捷陸奥】……頼朝が陸奥の秀衡を征して之に捷ちしを云ふ。【吉兆】……目出度きしるし。【捷聞】……勝利を得たりとの報道。【文治故事】……文治年間平氏に黨したる者を罪せし先例。【難】……は、かゝる難義に思ふ。【毀】……音リク。誅戮、殺す。【押送】……音アツサウ。發送と同じ。牢與にて送る。押は、自由を檢束するの義なり。【適】……ゆく、とつ、女子の出で嫁する也。【陳說】……陳めた上書。

はじめ、義時は、すでに軍勢を西の方京都へ遣はしたが、勝つか負けるか、其結果は如何なるだらうかと、日に夜に疑ひ懼れて居た。すると、雷が齋所に落ちたのに出くはしたので、義時は、大に怖れて、その事を廣元に告げて、そして曰ふには、わが運命は盡きたであらうかと曰つた。廣元が曰ふには、君臣の運命は、すべて皆、天の司るところで御座れば、今、事の正しいか正しくないか、其判断は、天の御心に在ることであるから、貴殿には、何も左様に怖れねばならぬこととは御座るまい。もとの將軍頼朝公が陸奥の藤原氏に對して勝利を得られたときに、雷が頼朝公の陣屋に落ちたことが御座る。されば、此度も、どうして、目出たいしるしで無いことが分りまじやうぞ。目出たいしるしであるかも知れぬと曰つたことがある。こゝに於て、勝利の報告が果して到着した。すると、廣元は、文治の時の先例を引いて、公卿たちを斬罪にすることを論定したが、泰時は、公卿たちを京都に於て殺すことを憚りて、七月に、諸將をして、公卿たちを牢與に乗せて關東に送らせらるることにして、皆、途中で斬つて仕舞つた。たゞ、忠信だけは、その妹が以前に實朝に嫁して居たことがあるので、死罪を赦して、越後國に流罪に處した。その後、泰時は、光親が後鳥羽上皇を諫めた上書を見出したので、光親を殺したことを大に後悔したといふ事である。

於是、義時廢帝。立高倉帝孫守貞親王之子。是爲後堀河帝。遂逼上皇削髮。徙之隱岐。徙順德上皇于佐渡。兩親王子。但馬備前。土御門上皇不與謀。且諫之。以故不問。乃敕義時曰。朕安忍獨留十月。徙之士佐。後徙于阿波。是月。獲秀康父子于南都。諸所籍沒二千餘邑。義時悉分與戰功將士。一無所取焉。而北條氏勢威滋熾。

【帝】……九條廢帝、即仲恭天皇。【削髮】……音サクハツ。髪を剃る。【兩親王】……雅仁親王、賴仁親王。【籍沒】……音セキボツ。財産を沒收すること。籍は記録にして、財産を記録して官に没入するの義なり。後世の所謂關所と相似たり。【滋熾】……ますますさかんなり。

こゝに於て、義時は、帝を廢して、高倉帝の御孫守貞親王の御子を立てたが、それは後堀河帝である。とうとう、後鳥羽上皇に逼つて、無理に、御髮を御剃らせ申して、之を隱岐國に徙し、順德上皇を佐渡に徙し、雅仁、賴仁の兩親王を但馬と備前とに徙した。土御門上皇は、此度の御計畫には御關係あらせられず、其上、それを御諫めあそばされたので、それ故に、この上皇をばその儘にして置いたが、そこで、上皇は義時に勅して仰せられるには、朕ばかりが、何として獨り京都に留まつて居るに忍ばれやうぞと仰せられたので、十月に、土御門上皇をば、土佐に徙し、後阿波に徙した。この月に、秀康親子の者を奈具に於て捕らへ得た。すべて沒收したところの領地は三千餘箇所であつたが、義時は、残り皆、それを此度の戰爭に於て功勞ありたる將士どもに分ち與へて、自分で取ることとは少しも爲さなかつた。さうして、北條氏の勢力權威は、いよいよますます盛んであつた。

泰時既破官軍。與時房、雷鎮京畿。四年。分居六波羅南北。號兩六波羅。泰時在京師。聞梅尾僧高辨名。往訪之。高辨語泰時曰。治國猶治病也。不究其因而藥焉。徒益病耳。治亂之因。在人之欲。公苟絕欲以率之。治可幾矣。泰時大悅。

【京畿】……京都畿内。【梅尾】……京都の西に在り。【高辨】……世に梅尾の明惠上人と稱す。承安三年正月紀伊に生る。九歳にして父母俱に亡す。乃ち高難山の文覺に從て、華嚴五教章、俱舍頌を讀む。十餘歲にして、密乘を實修に聞き、華嚴を景雅に學び、悉曇章を尊印に習ふ。年十六にして、剃髮して東大寺戒壇に於て受具す。賢首宗を聖地に請益す。十九歳、興法阿闍梨に從つて、兩部密法を受く。遂に北山梅尾に止まりて盛んに賢首宗を唱ふ。梅尾は古練若の地なれども、廢地すること久し。辨此地に居りて院宇を恢復す。又榮西禪師に參請して、其心訣を得。曾て建禮門院、辨を請して受戒す。又、北條泰時、山に入りて法を問ひ、政道を詢る。辨、儒釋を雜へて懇懇に説示す。承元二年、紀伊に還り、内崎山に於て伽藍を創む。四年、又、梅尾に歸る。寛喜二年、後堀河天皇、辨に請して説法せしむ。講訖りて宮を出づるとき、中納言藤原定家送りて曰く、微妙の法を聴きて、結縁感悦すと。四年正月十九日朝、廣く修學の法を説き、彌勒菩薩の寶號を唱へ、右脇にして寢す。年六十。榮西曾て宋より茶子を持ち歸りて之を辨に分與す。辨之を梅尾に植う。我が國茶を賞する者此より漸く多しと云ふ。【訪】……訪問する。【因】……源因。【欲】……衣食住名譽利益を始めわが好むものに對して之を得んと希望するの情。【率】……帥と同じ、ひきあゝる、他の者を引くまはす。【治可幾】……幾は庶幾なり、こひねがふ、近きなり。天下が泰平に治まることが、どうか出来るだらうとの意。

泰時は、すでに官軍を破つて仕舞つてから後に、時房と、ともに、京都に留まつて、京都畿内を鎮撫した。四年に、分れて六波羅の南北に居り、よつて兩六波羅と稱した。泰時が、京都に居たときは、梅尾の僧高辨(即ち明惠上人)が高徳であるといふ評判を聞いて、行つて之を訪問した。高辨は泰時に語つて曰ふには、國を治むることは、丁度、病氣を療治するやうなもので、病氣の原因を吟味せずして藥を與へるときは、たゞ一層病勢を悪くするだけのことじや。天下の治まると亂れるとの原因は、人の慾心に在るのじや。されば、貴殿が、まこと慾心を絶つて仕舞つて、そして、天下を引き廻すことを致されたならば、太平の治も、どうか待ち設けることが出来まじやうかと曰つたので、泰時は大に悦んだ。

元仁元年。大旱。世以爲亂逆所致也。北條氏祈禳甚力。六月。義時病卒。泰

時。時房皆東歸。政子欲以泰時襲執權。以傅賴經。以其在服疑之。諮於廣元。廣元對。宜速定議以鎮人心。泰時有八弟。多後母藤原氏出。泰時割與之父邑。自取太少。曰。吾爲執權。復何求焉。而藤原氏與其弟光宗。謀以其所生子四郎政村爲執權。以其女塔參議藤原實雅爲將軍。政村之冠三浦義村爲賓。約爲父子。於是光宗與弟光重。驟適三浦氏。府下洵洵。口耳相屬。人或警。泰時勸其兵備。泰時曰。置之。乃故禁人出入。獨許數人給仕而已。遣時氏及從弟時盛於六波羅。二人曰。鎌倉可虞。泰時曰。不如京師可虞也。遂遣之。有婢密告泰時曰。光宗兄弟矢於大夫人之前曰。莫之或渝。是必有異圖也。泰時曰。兄弟莫渝。爲可嘉耳。已而騷擾不已。政子從一侍女。夜造義村。義村惶恐出迎。政子曰。近日物議騷然。聞政村。光宗日聚首於子家。所謀何事。得非圖武州。義村曰。不知也。政子作色曰。何得曰不知也。且子挾政村以圖反乎。抑計和平也。義村乃誓曰。四郎無他。獨光宗微有異圖。臣當禁止之。明日。義村往謁泰時曰。僕記故大夫眷遇。公與四郎。於僕何擇焉。所願安平是已。日者。光宗欲云云。僕盡心。

諷導。終得服從。泰時顏色自若曰。僕於政村。固無罅隙。安有所偏私也。居十餘日。府下又大擾。政子終抱賴經。入泰時第。召義村及諸宿將。令廣元論決。送實雅歸京師。流光宗于信濃。遷藤原氏于北條。廷議。流實雅于越前。事即定。不問黨與。

【元仁】……後堀河帝の時の年號。【早】……早朝、ひでり。【亂逆所致】……北條氏が京都を攻め三帝二親王を流せしを云ふ。【新羅】……音キジャウ。神佛に祈り禍をばらふこと。【力】……つとむ。勉むる也。【鬻】……つぐ。傳。……音フ。より役。師傳。【在服】……忌服中、父の喪中に在るを云ふ。【疑之】……決行して可なるや否やを疑はしく思ふ。【語】……はかる。相談する。【八弟】……朝時、重時、政村、時經、實泰、尙村、有時、時尙を云ふ。【後母藤原氏】……伊賀朝光の女。【割與】……音カツヨ。割き與へる。【賓】……元服の時に加冠者として赴きたるもの。烏帽子親。【數なり】……數なり。しばし。【洵洵】……おそれ難く。尙向と通ず。【口耳相屬】……甲が口を乙の耳にすり付けて私語する。【屬は著くの義】。【虞】……おんばかる。思ひ計る。用心する。【失】……ちかふ。【大夫人】……大奥様。即ち泰時の繼母藤原氏を指す。【渝】……變る。心變りがする。【異圖】……尋常と異なる企。謀叛のたくみ。【嘉】……よみす。【騷擾】……音ソウジャウ。さわぎ亂る。【遣】……至る。【物議】……世間の評判。【聚首】……額をあつめて評議す。【作色】……顔色を變へる。【和平】……睦まじく穩なると。【微】……少しく。少々。【故大夫】……もとの右京權大夫義時。【管遇】……音ケンゲウ。管は顧みる也。遇は待遇なり。目を掛けて手厚くもてなすこと。【日者】……此頃。【云云】……しかく。藤原氏と謀るところの條件を陳べ立てる也。【諷導】……諷は陳なり。導は教なり。その惡しきを諷めて善き方へ教へ導く。【自若】……もとの如くにして變らぬ。【豐險】……音ケンゲキ。仲の惡きこと。【偏私】……一方に片寄りて公平ならず。【第】……邸。屋敷。【宿將】……宿は舊なり。舊き功勞ある大將。【論決】……取り揃き方を論じて決定すること。宣告する。【廷議】……朝廷の評議。【黨與】……一味徒黨。

【附】元仁元年に、大に早があつたので、世間では、これは、北條氏が朝廷に對して甚しい事を致した、その亂逆の爲めに起つたことであると思つた。そこで、北條氏は、神佛に祈りて禍をばらふことに、大層骨折つた。六月に、義時は、病氣の爲めに死んだ。泰時と時房とは、その時に京都に居たが、何れも關東に歸つた。政子は、泰時を以て執權職を繼がせて之をして賴經の師傳たらしめやうと思つたが、泰時が親義時の忌服中である事故、如何したものかと思つて、此事を大江廣元に相談した。廣元は、早速評議を決定して之をして人の心を鎮定するが宜しいと、答へたので、其通りにした。泰時には、弟が八人あつたが、その多數は、繼母の藤原氏の生んだものであるから、泰時は、その弟共に父義時の領地を分ち與へて、自分で取つたのは、甚だ少かつた。そして曰ふには、われは執權職となつたことであるから、此他にまた何を望まうかと曰つた。然るに、繼母の藤原氏は、その弟の光宗と相談して、自分が生んだところの子なる四郎政村を執權職として、自分の娘の婿なる參議藤原實雅を將軍としやうと企てた。元來、政村が元服するときは、三浦義村が烏帽子親となつて、父子の約束をしたものであるから、こゝに於て、光宗は弟の光重と、度々三浦氏を訪問して、何か事ありさうであつた故に、鎌倉中では、人心が怖れ騒いで、人々が口から耳へ

と囁くやうになつた。人々の中には、泰時に注意して、兵備を勧めた者があつたが、泰時は棄て、置けと曰つて、そこで、わざと、人の出入を禁じし、たゞ、数人の者が來つて雜務に服することだけを許して置いた。泰時は、時氏と従弟の時盛とを京都の六波羅に遣はさうとする、二人が曰ふには、鎌倉に變事がありさうでありますから、その方を用心致さねばなりません、と曰つた。すると、泰時が曰ふには、京都の方が猶更に用心をせねばならぬのであると曰つて、とう／＼二人の者を京都に遣はした。すると、又、一人の腰元が、ひそかに泰時に告げて曰ふには、光宗様御兄弟が、大奥様の前で誓をなされて、此儀決して心かはりを致さずやうなことは御座りませぬと仰せられました。これは、屹度、變つた御企があることに相違御座いますまいと曰つた。すると、泰時が曰ふには、兄弟の間で、心かはりを致さずやうな事は無いと云ふ事は、これは大に感賞すべき事であるとはいひ、曰つて、相違らずすまして居つた。かくて、世間の騒がしい事は、なほ止まない、政子は、一人の腰元をつれて、夜、義村の屋敷に行くと、義村は、夜分の來訪何事ならんと思つて、恐れ入つて出で迎へた。政子が曰ふには、近頃、世間の評判が、とかく騒がしく、承れば、政村と光宗とが毎日御前の屋敷に頼を捕へて相談して居るとの事であるが、その相談して居る事は、どんな事であるか。武藏守泰時を減ぼさうと云ふ事でも無い事は有るまいがなと曰つた。義村が曰ふには、一向知りませんと曰つた。すると、政子は、顔色を變へて曰ふには、どうして、知らぬと曰ふことが出来やうぞ。その上、御前は、政村を守り立て、謀叛を企てやうと思ふか、それとも、兄弟の仲睦まじく事懸かに致さうと思ふかと曰つた。義村は、そこで、誓をなして曰ふには、四郎政村殿には、他意は御座りませぬが、たゞ、光宗殿には、少しく變つた所存を持つて居られます。私がそれを差し止めるやうに致しやうと曰つた。明るる日に、義村は、出かけて行つて泰時に目通りして曰ふには、私は、先の右京大夫義時殿に御目をかけて厚く待遇せられました事を記憶致して居りますれば、貴殿と四郎殿と、私に於ては何の分け隔てが御座りませぬやう。望むところは、安穩泰平であることばかりで御座います。此頃、光宗殿が、しか／＼、かく／＼、の事を致さうと思はれましたので、私は心を盡して諫め導きましたので、とう／＼、私の申すことに附き従はせる事が出来まして御座いますと曰つた。が、泰時は、顔色はもとの通りで少しも變らずに曰ふには、私は、政村に對して、もとより、仲の悪い事は無いから、どうして偏頗依怙の處置を致すことがありませぬやうぞと曰つた。それから十日餘り立つと、鎌倉では、又々大に騒ぎ立てたので、政子は、とう／＼、頼經を抱いて、泰時の屋敷に入り、義村及び諸の古老の大将ともを召し寄せて、廣元をして裁判し宣告させて、實雅を送りて京都に歸らしめ、光宗を信濃に流し、繼母藤原氏を北條に遷すこととしたが、朝廷の評議では、實雅を越前に流すことになり、それで、事が直に落著して仕舞つた。その一味の者どもは、構はずに其儘にして置いた。

【参考】左に東鑑の數條を抄録し假字交り文に書き下して、以て参考に資す。

元仁元年の條

六月二十六日、未尅、武州、京都より下著、先づ由比の邊に宿し給ふ。明日、正家に移らる可し云々。去る十三日飛脚、同十六日入洛の、十七日の丑尅出京云々。又、相州(十九日出京)に陸奥守義氏等同じく下著云々。

二十七日、吉日たるに依りて、武州、鎌倉の亭(小町の西北)に移らる。日者、修理を加へらる、所なり。關左近大夫將監實忠、藤左近將監景綱、兩人の宅、此邸内に在る也。

二十八日、武州始めて二位殿の御方に参らる。觸穢、御憚無云々、相州、武州、軍營の御後見と爲りて、武家の事を執り行ふ可きの旨、仰せらる、あり云々。而も先づ、楚忽たる歎の由、前大膳太夫人道覺阿に仰せ合せらる。覺阿申して云ふ、延いて今日に及ぶは、猶ほ遅引と謂ふ可し。世の安危、人の疑ふ可き時なり、治定す可き事なり、早く其沙汰ある可しと云々。前奥州禪室卒去の後、世上の巷説縦横にして、武州

弟等を討ち亡さんが爲めに、京都を出で、下向せしむるの由、兼日の風聞あるに依りて、四郎政村の邊物となり。伊賀式部丞光宗兄弟、政村主の外家と謂ふを以て、内々、執權の事を憤り、奥州の後室(伊賀守朝光の女)も、亦聖宰相中將實雅卿を擧げて、關東の將軍に立て、子息政村を以て、御後見に用ひ、武家の成敗を光宗兄弟に任す可きの由、潛に思ひ企て、已に和談を成し、一同の輩等あり。時に人々志す所相分る云々。武州の御方の人々、粗ぼ之を伺ひ聞き、武州に申し告ぐと雖も、不實たる歎の由を稱して、敢て驚き駭き給はず。剩へ、要人の外、参り入る可からざるの旨、制止を加へらる、の關、平三郎左衛門尉、尾藤左近將監、關左近大夫將監、安東左衛門尉、萬年右馬允、南條七郎等ばかり經廻し、大だ寂寥なり云々。

二十九日、掃部助時盛(相州の一男)、武藏太郎時氏(武州の一男)、等上落す。(去る二十七日出門。)兩人共、世上の巷説に就きて、鎌倉に在る可きの由を稱す雖も、相州、武州、相談せられて云ふ、世靜ならざる時は、京畿の人意、尤も以て疑ふ可し、早く洛中を警衛す可して、是仍て各々首途す。相州、武州、事に於て武州の命に背かれず云々。(下略)

五日、鎌倉中物納に群集し、此事を變ず可からざるの旨、各々言に及ぶ。或る女房、之を伺ひ聞き、密議の始を知らずと雖も、事體不審の由、武州に告げ申す。武州、敢て動搖の氣無く、彼の兄弟等變ず可からざるの旨、契約を成すは、尤も神妙の旨、仰せらる云々。

十七日、近國の輩競ひ集り、門々戸々に於て卜居し、今夕大物納なり。于尅、二位家、女房駿河局ばかりを以て御供と爲し、潛に駿河前司義村の宅に渡御す。義村殊に敬懼す。二品仰せに云ふ、奥州卒去に就きて武州下向の後、人、群を成し、世、靜ならず。陸奥四郎政村、竝に式部丞光宗等、類に義村の許に出入し、密談の事あるの由、風聞す。是れ何事ぞや、其意を得ず。若し武州を相度り、獨歩せんと欲する歟。去る承久逆亂の時、關東の治運、天命たりと雖も、半は武州の功に在る哉。凡そ奥州、數度の煙塵を鎮め、干戈を戦はし、調護せしめ、其跡を繼ぎて、關東の棟樑たる可き者は、武州なり。武州無くば、諸人争でか運を久しうせん哉。政村と義村とは、親子の如し、何ぞ談合の疑無からんや。兩人無事の儀、須く諷諫を加ふべし、義村、知らざるの旨を申す。二品猶ほ用ひず、政村を扶持せしめ、世の企ある可きや否や、和平の計を廻らす可きや否や、早く申切る可きの旨、重ねて仰せらる。義村云ふ、陸奥四郎は逆心無き歟。光宗等は用意の事あり云々。尤も制禁を加ふ可きの由、誓言に及ぶの關、還らしめ給ふ云々。

十八日、駿河前司義村、武州に謁し申して云ふ、故太夫人の御時、義村、嚴忠を抽んづるの關、御懇志を表せられんが爲め、四郎主御元服の時、義村を以て加冠の役に用ひ給ふ。愚息、義村男を以て御猶子と爲す。其芳恩を思へば、貴殿と四郎主と、兩所の御事に就きて、争でか好悪を存せんや。只だ庶幾ふ所は、世の安平なり。光宗日者聊か計略の事ある歟。義村諷諭を盡すの關、漸く歸伏し畢んぬて、へれば、武州喜ばず驚かず、下官、政村が爲めに更に害心を挿まず、何事に依りて阿黨を存せんやの旨、返答し給ふ云々。

三十日、夜に入りて、騒動あり、御家人等皆旗を上げ、甲冑を著けて競ひ走る。然れども、其實無きの間、曉更に及んで靜謐す。

閏七月一日、若君、竝に二位家、武州の御亭に御座、連々に御使を義村の許に遣はし、世上の濫吹を鎮む可きを仰せらる、の上、去夜の騒動に驚き、義村を招き寄せ、仰せ含められて云ふ、吾、今、若君を抱き、相州、武州等と一所に在り。義村、各別なる可からず、同じく此所に候ふ可して、へれば、義村、辭し申すこと能はず云々。其外、壹岐入道、出羽守、小山判官、結城左衛門尉、已下宿老を召し、相州を以て觸れ仰せられ命に隨ふ者、一揆を爲すに於ては、何者ありてか驚起せんや。

八日、二品の御前に於て、世上の事、御沙汰に及び、相州参られ、又前大膳太夫人道覺阿、老病を扶けて、召に應じ、關左近將監實忠、記録を注

す云々。光宗、宰相中將實雅卿をして、關東の將軍に立てんと欲し、其奸謀已に顯露し訖ぬ。但し相相以上なるを以て、左右無く罪科に處し置し。其身は、京都に於て、罪名の事を伺ひ奏す可し。奥州の後至、平光宗等に至りては、流刑たる可し。其外の事は、縱ひ與同の疑ありと雖も、罪科すること能はざる由云々。

嘉祿元年。六月。廣元卒。七月。政子薨。泰時置評定引付兩職。諮詢政事。又置家令。以平盛綱。尾藤景綱爲之。申禁地頭侵攘。不得與京官抗。置京師籌卒。鎌倉將士。帶衛府官。而不衛衛。而後期者。皆納直縣官。貞永元年。泰時與三善康連議。立式目五十條。以資聽斷。與評定衆十二人誓曰。吾曹爲天下司直。所挾偏私者。國神殛之。又令諸吏斷獄。輕罪止其身。母有羅織盜竊者。倍而贖之。武田信光。與海野幸氏爭界。幸氏直。泰時予之。或曰。信光啣公。泰時曰。嚮和田氏請宥胤長。而先人流之。和田氏不能爭也。顧公私如何耳。畏怨而不決。何取於執權乎。信光聞之自懼。效書誓無他。泰時以示諸將。終爲恒例。

【嘉祿】…後堀河帝の時の年號。【評定衆】…評定衆は、執權と共に政所に列し、政事を參議し、吏務を執行す。引付衆は、評定衆の補助にして、訴訟を聽斷し、庶務を施行し、兼て政所の簿書を注記することを掌る。【諮詢】…音シジュン。といはれる、相談する。【家令】…専ら執權の家政を司るものにて、内管領とも稱せり。【申禁】…申は重なり。重ねて禁止の令を出す。【侵攘】…音シンジャウ。おかし奪ふ。【京官】…朝廷より任命せられたる役人。【抗】…對抗する、張り合ふ。【籌卒】…音コウソツ。かやり火を燒いて夜を守る番卒。京都を警固して、惡徒の横行を鎮むる爲めに、京都の街衢に四十八箇所の武士の宿衛所を設けて、京畿の武士、各々一所を預り、其門族家人を率ゐて、此任に當る。これを兼屋守護人又は兼屋武士とも云ふ。【衛府官】…六衛府の官。【不衛】…京都に入りて護衛せぬ。【直】…罰金。【縣官】…公儀と云ふ義にて、こゝにては朝廷のこと。【貞永】…後堀河帝の時の年號。【式目】…式は制法、目は箇條なり。法式の條目、制度の箇條の意。貞永式目は、本名を御成敗式目といふ。その貞永年間になりしによりて、貞永式目とも稱す。【資】…たすく。【聽斷】…訴訟を裁斷すること。【評定衆十二人】…中原師員、三浦義村、沙彌行正、藤原家長等。東鑑には、十一人とあり。【吾曹】…わがごとしがら、我輩。【司直】…公直を主る者。重に裁判の事を司る官人に云ふ。詩經の鄭風の羔裘の篇に、邦之司直とあり、註に司は主なりと云ふ。【羅織】…音キヨク。誣する。羅織…音ラシヨク。羅は網なり。罪無き者を網羅し、罪を織り成す。【予】…あたふ。【啣】…音クム。嚙む。衛と同じ。心中に怨むこと。【先人】…泰時の父義時を云ふ。【效書】…書面を差出す。【恒例】…恒は常久なり。常例、いつまでも變らぬきまり。

嘉祿元年の六月に、廣元が死んだ。七月に、政子が死んだ。泰時は、評定、引付の二つの官職を置いて、政事を相談することにした。又、その家には家令を置き、平盛綱、尾藤景綱を以て之に任じた。又、令を發して、地頭が侵し奪ふことを、重ねて禁止し、朝廷から任命せられた諸役人と對抗することを得ざらしめた。京都を警固する籌衆を置いた。又、鎌倉の將士で、六衛府の官を持つて居りながら、京都に行つて警護の任に當らなかつたり、又は、京都に行つて警護の任に當つてもその期限に後れたりした者は、いづれも、罰金を朝廷に納めしめることにした。貞永元年に、泰時は、三善康連と相談して、式目五十條を定めて、それで、訴訟を裁判する時の頼りにした。又、評定衆十二人と、誓つて曰ふには、吾等は、天下の公道を司るべき役人であるから、若し偏頗依怙の心を持つて居る者は、我が日本國中の神々、之を誅罰せさせ給へと曰つた。又、命令を下して、諸の役人が罪を裁判するときに、輕い罪は、被告の一身に止めしめ、罪なき者までも網羅して罪を作り出すことの無い様にし、人の物を盗んだ者は、其價を倍にして辨償せしめることにした。ある時、武田信光が海野幸氏と領地の境界を争うて訴へ出でたが、幸氏の方が正しかつたので、泰時は、それを幸氏に與へた。すると、ある人が曰ふには、信光が貴殿に對して怨を持つて居りますと曰ふと、泰時が曰ふには、以前に、和田氏が、胤長の罪を赦さんことを願ひ出でたが、亡父は遠慮なく之を流罪に處した。けれど、和田氏は、それを争ふことは出来なかつた。凡そ訴訟については、その裁判が公であるか私であるかと云ふことを考へて見るべきばかりで、人から怨まれる事を畏れて裁決せぬ様なことがあつては、執權職に何の取り得があらうかと曰つた。すると、信光は、此事を傳へ聞いて、自ら懼れて、書面を差し出して、異心無きことを誓つた。泰時は、この事を諸將に示して、終に、いつまでも變ること無き例とした。

境目論批判

【参考】左に鎌倉北條記の一章を抄録して、以て参考に資す。

んものか。去ぬる建暦年中に、和田左衛門尉義盛、謀叛を企てし頃、因平太胤長を免し給はるべき由を稱す。一族悉く列參せしむと雖も、許容せられず。刺へ平太を面縛して、彼等が眼前を引渡して、人に預けられしかば、義盛憤りて、一族の如く起ると雖も、當座に於ては、敢て私を存せざる。先蹤既に此の如し。是れ政道に私なき事を現はす所なり。往昔右大将頼朝公の御時、上總介廣常は、最初に多くの忠節を盡しけれども、平家追討の爲め、西國へ軍兵を差上せられし時に、廣常驕を極め、謂れざる訴多く、先忠をのみ申立て、恨むまじき事を恨み、内心には隠謀なくして、隠謀あるに似たりければ、當時追討の障となるを以て、廣常を御所に召して、侍に仰せて、刺殺し給ひけり。さし、前に忠ありしものを、斯く罪し給ふこそ無慚なれ。此君頼もしからずと、傾き申せしかども、此事によりて、諸將邪義の訴忽ちに留まりぬ。忠は重く賞し、罰は軽く行へといひながら、時に從ひて、罰を重く行はざれば、道義塞ることあり。主君の御恩を傍になし、我が忠をのみ鼻にあて、無禮緩意の訴を致さば、これを罰して一跡を追捕し、忠義を嗜む人に分ち遣さば、自然に止むべしと仰あり。光蓮此庄傳へ聞き、理に服し後悔を懐き、起請文を書き進じ、二心なき由を陳謝しける。

嘉禎二年。泰時進從四位下。仁治三年。六月卒。年六十。泰時爲人敦親族。常推叔父時房而下之。嘗在評定所。聞弟朝時第有寇。輒起赴援。平盛綱曰。是小事耳。公任重職。何自輕也。泰時曰。兄弟有難。何曰小事。以吾視之。與建保承久二役奚擇。苟喪吾親。重職何爲。朝時書藏於家。曰。世世子孫。毋背武州裔也。泰時不以權勢自異。常與諸將。更直幕府。逮老不懈。當直之夕。不敢辱也。每詣賴朝墳。拜于堂下。或曰。盍上。曰。將軍在時。吾未得登。豈死將軍乎。其進四位也。謂人曰。無功進爵。恐不保終。吾將祈之神也。有僧說之曰。建一佛寺。可以治安。曰。糜財蠹民。何治安之有。遂逐其僧。泰時銳意求治。其參政府。先衆而入。躬執勤儉。以率將士。

將士貸於富家者。自爲償息。尤貧者。并償子本。遇有饑歲。發倉賑之。或設場救濟流民。及其卒。天下惜之。子時氏先卒。時氏子經時。嗣爲執權。泰時常愛儒人。謂經時曰。爲政在文。不可專用武斷。經時長吏事。世稱有祖父風。遂襲其官。

【嘉禎】……四條帝の時の年號。四條帝は、貞永元年十月、禪を受け、同十二月即位し給ひしなり。【仁治】……四條帝の時の年號。【教】……あつし、情誼の厚きこと。【推】……尊ぶ、尊敬する。【有寇】……亂暴者が踏み込んだること。【建保】……和田氏を撃ちし時。東鑑には、建暦三年十二月に、建保と改元せられしなり。【承久】……京都に攻め上りし時。【奚擇】……なんぞえらばん。少しも變つたことはいない。【喪】……うしなふ。【書藏】……泰時の辭を記録して家に藏むる也。【裔】……音エイ、子孫。【自異】……自ら人と異なつてえらひ風をする。【更直】……直は侍なり、とまり番を云ふ。代り番に宿直する。【糜】……音シヨク、數物をしく。【終をよくす】。無難に命を終る。【糜】……音ヒ、つひやす、無駄に費す。【害】……音ト、害む、木を食ふ蟲の木に喰ひ入つて害を爲すが如く、害毒を及ぼす。【銳意】……たゆまず心を配ること。熱心に。【躬】……みづから。【貸】……借りる。【息】……利息。【子本】……利息と元金。【賑】……にぎはす。【應ず】。【場】……收容する場所。【流民】……家無しして流浪して民る人民。流亡の民。【儒人】……儒者、學者。【武斷】……武力を以て取り捌く。【吏務】……役人として取扱ふべき仕事。政務と云ふが如し。【襲】……つゞ、繼ぐ也。

嘉禎二年に、泰時は、從四位に進んだが、仁治三年六月に、死んだ。その年は六十歳であつた。泰時は、人となり、親族の者に對して其情誼が手厚く、つねに、叔父の時房を推し尊んで、自分はその下に就いて居つた。ある時、評定所に居つて、弟の朝時の屋敷に亂暴者が入り込んだといふ事を聞いて、すまに、起つて、出掛けて行つて之を援けた。そこで、平盛綱が曰ふには、あはれは、ほんの瑣細なる事で御座る。然るに、貴殿には、執權といふ重職を引き受けて居りながら、どうして御自身に輕々しくなされましますかと曰つた。すると、泰時が曰ふには、兄弟に容易ならぬことがあるのは、實に重大なる事であるのに、どうして瑣細なる小事であるかと云はうか。吾から之を見ると、建保、承久の兩度の騒動と何も變つたことはいないものである。かりそめにも、わが親族の者を失うたならば、執權の重職が何にならうと曰つた。朝時は、之を聞いて大に感じて、此事を書き附けて、自分の家に仕舞つて置くとにして曰ふには、代々のわが子々孫々は、兄武藏守泰時殿の子孫に背くことがあつては相成らぬと曰つた。泰時は、權威勢力があるといふので自分で人と異なつた素振りをせず、つねに、諸將と、かはるがはる、幕府に宿直して、年老ゆるに至つても怠らず、その宿直の夜は、敷き物を敷いて寝るとをしなかつた。又、頼朝の墓に參詣すること、いつも、堂の下で禮拜した。ある人が、堂に御上りなされませぬかと曰ふと、泰時が曰ふには、將軍が御存命の時、吾は、身分が卑くして、未だ堂に登ることは出来なかつたのである。されば、何として、將軍を御亡くなりになつたものと心得て、堂の上に登ることが出来やうかと曰つた。泰時が、四位に昇進したときに、或る人に向つて曰ふには、手柄も無いのに位を進められ、恐らくは無難に命を終ることが出

来ないかも知れぬから、われは之を神に祈願いたさうと思ふと曰つた。ある坊主が曰ふには、一つの寺を建てるときは、災難も治まり安泰になることが出来ずと曰つた。すると、泰時が曰ふには、寺を建てるのは、無駄に財寶を費し、人民を苦しめることであつて、何の治まつて安泰であることがあらうかと曰つて、とうとう其坊主を放逐して仕舞つた。泰時は熱心に、天下の太平を求めて、その政府に出勤するときには、多くの人々よりもさきに出頭し、身自ら勤勉節儉を執り行つて、それで、將士どもを引きまはし、將士どもが富家から金を借りて居る者があれば、泰時がその者の爲めに、代つて利息を拂つてやり、すゝめて貧窮なる者には、利息と元金を共に返済してやつた。又、凶作の年に出遇ふと、倉を閉いて人民に施し、又は、收容所を設けて、家を失うて流浪して居る人民を救ひたすけた。それ故に、泰時が死んだときは、天下の人々が之を惜んだ。子の時氏は、泰時より先死んだ。時氏の子の時経が、祖父泰時に嗣いで執權となつた。泰時は、つねづね學者を愛し、時経に向つて曰ふには、政事を致すのは、文でなくてはならぬので、たゞ武力のみを以て取り擽いては相成らぬと曰ひ聞かせた。時経も、政務に堪能であつて、世間では、祖父泰時の風があると云つて居つたが、とうとう、泰時の官職を繼いで、執權となつたのである。

【参考】左に鎌倉北條九代記の一章を録して、以て参考に資す。

名越狼藉附平三郎左衛門尉、泰時を諫む

同二十七日、名越の邊俄に騒動す。越後守時盛の第に、敵打ち入りたりと風聞す。武藏守泰時は、評定の座におはしけるが、直に馳せ向はる。相模守時房以下出仕の輩、追々に行きければ、折衝越後守は他行にて、宿主の侍下り合うて、悪黨兩三人を網め捕りたり。其外の奴原は、或は自害し、或は打殺されて、事静まりけり。平三郎左衛門尉盛綱申しけるやう、武藏守泰時御自分にては、重職に居給ふ御身なり。譬ひ國敵なればとて、先づ御使を以て、左右を問食れて、盛綱等を遣はされ、御計らひもあるべきことぞかし。卒爾に向ひ給ふこと、不覺と存知候へ。向後とて、若し輕忽の御振舞にては、世の誹の種なるべきかと思はれける。泰時申されしは、人の世にあることは、親類を思ふが故なり。眼前に兄弟を殺害せられんは、人の笑ひを招くに非ずや。重職の證なからん者か。武藏守は人體によるべからず。越後守、只今敵に圍まる、由事母れといへり。衆棟簞にいはずや、兄弟闘ふ外、其悔とあり。此大事を聞きながら、急にせずして、仔細を問届けば、其間にかかす。駿河前司義村、傍にて承り、感涙をぞ流されける。越後守此事を聞き、いよく泰時に歸伏し、潛に警狀を參らせて、子を孫の末まで、武州の流に對して、無二の忠節を存すべし。逆心の企あるべからずと、涙と共に書き進せらる。

寛元二年將軍賴經讓職於其子賴嗣。甫六歲。四年。經時有疾。亦傳執權於弟時賴而卒。故朝時子光時有寵於賴經。因勸圖時賴欲自代之。兵士集府下。時賴遣吏卒扼衢路。而以兵自衛。賴經使者來。不許見。光時

削髮謝罪。流之伊豆。送賴經還京師。其近士三浦光村與爲護兵。至京師辭還。嗚咽曰。臣必有以報君也。既歸鎌倉。潛徵兵其邑。勸其兄前若狹守泰村反。泰村不果。泰村義村子也。時義村已卒。泰村威權仍盛。族黨最廣。時賴外祖安達景盛。削髮在高野。寶治元年。四月。景盛來府下。數往時賴家。已而謂其子義景。孫泰盛曰。汝輩不目三浦氏近狀乎。而頽首之也。

【寛元】……後醍醐帝の時の年號【甫】……はじめて、やつと【府下】……鎌倉を云ふ【扼】……音ヤク、嗚ひ止める【衢路】……音クロ。要路に同じ【嗚咽】……音ヲエツ、嘆き悲んでむせび泣く【嗚】は歎傷なり、咽は聲塞るなり【報君】……君に御恩返しをする【不果】……決行せぬ【埒の明かぬこと】【仍】……なほ、相變らず【族黨】……一族徒黨【外祖】……母方の祖父【安達景盛】……藤九郎盛長の子【寶治】……後醍醐帝の時の年號【賴首】……フシユ。賴は俯と同じ。首を俯する也。音を垂れて従つて居る。

寛元二年に、將軍賴經は、その職をその子賴嗣に譲つた。賴嗣は、やつと六歳であつた。寛元四年に、執權時経は、病氣であつたので、これ亦、執權職を弟の時賴に譲つて、やがて死んだ。故の朝時の子の時経は、賴經に寵愛されて居つたが、そこで、賴經に勸めて、時賴を斃さうと巧んで、自分で時賴に代つて執權とならうと思つた。かくて、兵士が鎌倉に集つたが、時賴は、役人や兵卒を遣はして、要路を嗚ひ止めしめ、そして、兵士を以て自ら護衛した。賴經の使者が来たけれども、面會することを許さなかつた。かくて、光時は、止むを得ずして、髪を剃つて坊主になつて罪を詫びたが、光時は伊豆に流し、賴經をば送つて京都に還らせた。賴經の近侍の士なる三浦光村は、賴經の爲めに護衛兵となつて、京都に行き、やがて暇乞して引返すときに、ひどく嘆き悲んでむせび泣いて曰ふには、私は、吃度、我が君に御恩返しをする時が御座りましやうと曰つたが、すでに鎌倉に歸つてから、ひそかに、兵士を其領地に召集して、又、その兄なる前若狹守泰村に、謀叛することを勧めたけれども、泰村は、をづづ居つて決行しなかつた。泰村は義村の子であつて、この時分には、父義村はもはや死んで仕舞つたが、泰村の勢威權力は、相變らず盛んであつて、その一族徒黨が最も廣かつたのである。時賴の母方の祖父なる安達景盛は、髪を剃つて坊主になつて、高野に居つたが、寶治元年の四月に、景盛は鎌倉に來り、度々時賴の屋敷にも往つた。その内に、景盛は、その子の義景と孫の泰盛とに向つて曰ふには、汝等は、三浦氏の近頃の様子を見ないのか。とうも謀叛でもしやうと思ふのに相違ない。然るに、それにも構はず、首を垂れて之に従つて居るのかと曰つた。

五月。有榜于鶴岡祠前。曰。泰村將被誅。時賴因事寄宿三浦氏。氏族悉

集。獻酒。迭出。更入。時賴頗怪之。其夜聞障內有鎧胄聲。決起曰。果然。麾一從者。徒步而歸。泰村驚惋不措。翌夜時賴使人詢三浦諸第。皆蓄兵仗。時賴益有戒心。將士聞之。爭至。明日。泰村第有匿名書。曰。子將被誅。盍戒。泰村曰。是毒我者。取而毀之。使人謝時賴曰。聞道路之言。如關泰村者。家僕傳聞。爭來相衛。即見尤怪。當速散去之。如事關他人。有須衆力。當率焉以奉援。時賴慰諭遣歸。大江季光妻。泰村妹也。來勸其兄決意反。亦不果。會時賴誓書至。令速罷兵。泰村大喜。從之。使者出。其妻賀進食。泰村一嘆未能下。聞門外大罵。安達氏兵來攻。泰村愕眙。急防之。

【榜】……立札。【因事寄宿三浦氏】……事故があつた爲めに、三浦氏の屋敷に往つて泊る。【迭出更入】……かはり番に出たり入つたりする。【障内】……障子の内。【決起】……決然として起つ。意を決してつツと起ち上る。【驚惋】……音ケイリン。驚嘆なり、おどろきなげく。【調】……うかゞふ。様子を見よ。【兵仗】……兵器。【戒心】……用心すること。【匿名書】……無名の書面、姓名をかくせし手紙。【毒我】……われをそこなひいためる。【道路之言】……世間の評判。【關心】……關係すること。【家僕】……家來とも。【即】……若し。【見尤怪】……尤は音イウ、異なり。異常なる事だと怪まれる。【如】……若し。【須】……まつ、要する、用ふる。【率焉】……その手勢を引き連れる。【慰諭】……なぐさめたり。【賀】……慶なり、よろこびいはいふ。【一嘆】……一口食ふ。嘆は音ソン、嘆は、もつと嘆くといふ意味の文字なれども、こゝにては上の如き意味に用ひたるなり。【大罵】……大層罵がしい。【愕眙】……音ガクチ。驚いて目を見つめる貌。ぎよつとすること。【五月】……五月に、鶴が岡の八幡宮の前に立札があつて、それに、泰村は誅殺せられるであらうと書いてあつた。時賴は、ある事故があつた爲めに、三浦氏の家に往つて泊るとになると、三浦氏の一族の者は、残らず集つて、時賴に酒を出したが、入りかはり立ち代り出たり引つ込んだりして居つたので、時賴は、頗る之を怪しんだ。すると、その夜に、時賴は、障子の内へ鎧や胄の音がするのを聞きつけて、つツと起ち上つて曰ふには、さては、案に違はず左様であつたといつて、一人の伴人を手招きして、自分の屋敷に歸つた。泰村は、驚き歎いて止まなかつた。あくる晩に、時賴は、人を遣はして三浦一族の諸の屋敷をのぞいて見させると、いづれも皆、兵器を蓄へて居つた。そこで、時賴は、ますます用心をすることにした。すると、諸の將士どもは、其事を聞いて、争うて至つた。あくる日に、泰村の屋敷の内に、無名の手紙が

入り込んで居つた。それに書いてあるには、貴公は殺されやうとして居るが、なせ用心を致されぬのかと書いてあつた。泰時が曰ふには、これは、われを害しやうとするのであるといつて、取つて之を破り棄てしめ、そして、人をしめて時賴に説を言はせて曰ふには、世間の評判を聞きまするに、何だか泰村に關係して居るやうで御座りますので、家來どもが、それを傳へ聞いて、争ひ來つて互に警衛して居る次第で御座ります。若し、かはつた怪しい事のやうに思召されるならば、早速之を解散して立ち去らせませう。若し又、事が他人に關係して居る事で、大勢の力を必要とすることで御座りますならば、幸のこと故に、之を引き連れて御加勢いたしませうといつた。時賴は、その使者を慰め諭して還してやつた。大江季光の妻は、泰村の妹であるが、この人が、女の癖に、來つてその兄泰村に心を定めて謀叛せよと勧めたけれども、泰村は、此度も亦、愚圖々々して決行しなかつた。すると、丁度其時に、時賴からの、隔意なき故安心せよといふ誓の書面が來て、速に兵士を解散して立ち去らせよとの事であつたので、泰村は、大に喜んで、その命に従ふこととした。時賴よりの使者が出て行くと、泰村の妻は、その無事を祝ふが爲めに、食事を進めたが、泰村は、それを一口食つて、まだ喉へ通らぬ内に、門外が大層罵がしいのを聞いて、何事かと思へば、こはるも如何に、安達氏の兵士が來り攻めたのであつた。泰村は、ぎよつとして、急に之を防ぐこととした。

時賴於是。遣弟時定。將兵援攻三浦氏。令金澤實時守幕府。實時。泰時弟實泰之子也。大江季光將往屬時賴。其妻愠曰。良人非士也。季光乃屬泰村。時賴令人火三浦氏北鄰。泰村大敗。走入賴朝影堂。光村以八十騎據永福寺。以呼泰村。泰村不敢往。光村乃至堂中。諸軍圍之。於是。三浦氏宗族列坐影前。光村慷慨曰。向從殿下密旨。則我族將專軍政。若州猶豫。以取此辱。引刀自務其面。問曰。猶可識乎。遂自殺。殿下謂道家也。泰村泣曰。我四世積功於幕府。又以北條氏外戚。輔佐内外。乃不能免於禍邪。雖然。焉知非先君多殺之報哉。何遽北條氏之懟。與其族二百七十餘人。皆死。諸三浦氏妻孥。皆釋之。後泰村女野本尼者。謀作亂。被殺。先是。時

賴從祖父重時。鎮六波羅北方。時賴欲召之。泰村止之。建長元年。召至。竝執權。時賴爲相模守。四年。道家暴卒。賴嗣又圖時賴。遣長久連等誘諸將士。佐佐木氏信縛送之於時賴。時賴乃廢賴嗣。送還京師。迎後嵯峨帝皇子宗尊親王爲鎌倉主。成政子志也。

【愠】……いとほる。怒を含む也。【真人】……妻より夫を稱する語。【火】……焼く。【影堂】……御影堂。御影を祀る堂。【慷慨】……慷慨は抗と同じ。壯志を得ずして感じ思ふ也。憤り歎く。【向】……さきに。【殿下密旨】……殿下とは、頼朝の父の九條關白道家にして、嘗て、内々泰村等に命じて北條氏を滅ぼさんとせしことあり。【若州】……前の若狹守泰村。【猶豫】……ぐぐして決せざる也。【務】……皮は、顔の皮を削ぎ取る。猶可識乎。……これでも見知られるか、これでも分るか。【四世】……義明、義澄、義村、泰村を云ふ。【先君】……泰村の父義村を指す。【愍】……恨む。【從祖父】……おほむぢ。祖父の兄弟。【重時】……泰時の弟赤橋重時。【鎮】……駐屯して鎮撫する。【六波羅北方】……泰時と時房とが京都に攻め入り以後、鎌倉幕府にては、京都の六波羅の南北に政廳を置きて、北條氏の一族を以て首領たりしめたるが、世人は、之を稱して六波羅殿又は南殿、北殿と云へり。今、北方とあるは、即ち其北殿を云ふ。【建長】……後醍醐帝の時の年號。【暴卒】……にはかに死ぬ。これには何れ事情あるべく、或は道家が泰村に内命して北條氏を滅さんとせし事發覺せしが爲めに北條氏が人をして之を殺さしめしなりとも思はるれども、表面には知れざる事故に、唯だ斯く云へるなり。卒は音シユツ。凡そ三公の死をば薨といふ。道家は關白左大臣なれば、暴薨と改むる方、宜しかるべしと思はる。【政子志】……政子の素志。政子は、かねて、皇子を迎へて鎌倉の主と爲さんと欲したりし也。

【附】時賴は、こゝに於て、弟の時定を遣はし、兵士を引き連れて、安達氏を援けて、三浦氏を攻めさせることにし、金澤實時をして、幕府を守らしめることにした。實時は、泰時の弟の實泰の子である。すると、大江季光は、まさに、出掛けて往つて時賴に附かうとしたが、其妻が腹を立て曰ふには、あなたは武士ではありませぬと曰つたので、季光は、そこで、泰村の方に附いた。時賴は、人をして三浦氏の北隣に火を附けさせたので、泰村は、大に敗れて逃げて頼朝の御影堂に入り込んだ。光村は、八十騎を引き連れて、永福寺に立て籠りて、かくて、泰村を呼んだけれども、泰時は、出掛けて行かうとしなかつた。光村は、そこで、出掛けて来て御影堂の中に著いた。安達北條の諸軍は之を攻め圍んだ。こゝに於て、三浦氏の一族が軍政を專にして執權ともならねたであらうに、兄の若狹守殿が、ぐぐして居つた爲めに、こんな見ゆるしい恥辱を蒙るに及んだのであると曰つて、やがて刀を引き抜いて自分で自分の顔の皮を引きへがして、他の人に問うて曰ふには、これでまだまだ見分けが附かうかと曰つて、とうとう自殺して仕舞つた。殿下といふのは、頼朝の父の道家の事を指したものである。泰村は、泣きながら曰ふには、我が三浦氏は、義明、義澄、義村、泰村と四代の間、手柄を幕府に積み重ね、また、北條氏の外戚として、幕府の内外の事を輔佐して居つたのであるが、それでも、禍を免るゝとが出来ないのであるか。併しながち、先代父上義村殿が餘りに多く人を殺された報である

かも知れない。されば、何もにはかに北條氏ばかりを怨むとは無いのである。大命で致し方が無いのである。と曰つて、其一族二百七十餘人の者共と、皆、死んで仕舞つた。すべての三浦氏の妻子どもは、皆、之を放免した。後に、泰村の娘なる野本尼といふ者が、謀叛をしやうと巧んだので、殺された。これより先に、時賴の大叔父なる重時は、六波羅の北殿に鎮衛して居つたが、時賴は、之を鎌倉に呼び寄せやうと思つたが、泰村が之を止めたことがあるが、建長元年に、召し寄せたので鎌倉に到着し、時賴と竝んで執權となつて、幕府の政事を執つた。時賴は、相模守となつた。四年に、道家は、俄に死んだ。頼朝は、又、時賴を滅ぼさうと謀つて、長久連などいふ者を遣はして、諸將士を誘引させたが、佐々木氏信が、捕縛して之を時賴に送つた。時賴は、そこで、頼朝の將軍職を廢して、京都に送り還し、後醍醐帝の皇子の宗尊親王を迎へて鎌倉の主とした。これは、政子が豫て志望して居つた事を成就したのである。

時賴循守泰時式目。内外稱治。而其自奉多人所不堪。大佛宣時。時房孫也。嘗詣時賴。時已深夜。時賴手一壺酒。曰。欲與子共之。顧安所得肴。照紙燭。索于度。覩磔有殘醬。取而佐酒。其儉薄如此。其用人不拘門地。嘗擢青砥藤綱。藤綱微者也。少好學。師僧行印。遭年旱。時賴聚僧施之。又親祈于三島祠。其束載之牛渡于水。藤綱在傍。叱曰。汝亦做北條公薦事邪。衆問其說。曰。方旱。牛而有知。盍渡于田。今之施僧。不甄其貪廉。廉者寧餓不來。徒飽貪者耳。是何異牛之渡于水也。時賴聞之。召見共語。大說之。竟擢爲引付衆。有公文者。與北條氏封人爭畔而訟。衆皆畏時賴。曲公文。獨藤綱直之。公文德之。欲有所報。夜苞錢投其後圃而去。藤綱大怒曰。相模公司天下之直。公文乃直相模公。公宜見報。是何舛也。郵

還其錢。嘗夜行。遺十錢於水中。乃買炬照水撈之。炬直五十錢。或曰。得不償失。藤綱曰。五十錢。吾失人得。十錢。誰得之者。我取六十錢。以益於世。不亦大得乎。藤綱自儉而喜施。日食一脯。布衣袴褶。刀室不漆。時賴欲加之祿。曰。神見夢於我。曰。汝願治者。增藤綱祿。藤綱固辭。時賴曰。何辭。曰。神曰。增藤綱祿。增之。則神曰。斬藤綱首。斬之乎。時賴又從容問其所欲。藤綱乃陳鎌倉及諸州吏奸狀。曰。管子稱。階前千里。門外萬里。是也。乃罰其尤奸者。世以此稱時賴得人云。康元元年。時賴有疾。削髮。先是。時賴學禪於宋僧道隆。爲造建長寺。又造最明寺。於是。老於最明寺。長子時宗猶幼。以重時子長時執權。弘長三年。時賴卒。臨卒。作偈曰。業鏡高懸。三十七年。一槌破碎。大道坦然。蓋享年三十七也。

【循守】……したがひまゐる。【自奉】……吾が身の用度をあてがふ。奉は給與するの義。【所不堪】……とても堪へ忍ぶことの出来ぬほどの事。【紙燭】……こよりに油或は蠟を浸し、燃して明を取るもの。【度】……音キ。物を載せおく棚。こゝにては、膳棚を云ふ。【鏡】……音セツ。皿。【殘費】……残れる味。【佐酒】……酒の肴にする。【儉薄】……儉約にして諸事手薄いと。【門地】……家柄。【微者】……賤しい身分の者。【三島洞】……伊豆の三島に在り。祭神は大山祇命なり。【東載之牛】……調度を載せる牛。【洩】……いばりず、小便する。【驚事】……音セシ。祭典或は法會などを云ふ。鳥とは供物の義にて、神佛等に供物を供ふる神事又は佛事といふの意なり。【志】……なんぞ云々する。【甄】……明かにする。甄別なり。明かに區別する。【食廉】……音タンレン。懇深き者と無愁なる者と。【引付衆】……ひきつけ衆。前に見ゆ。【封人】……封疆の官。領地管理の役人なり。【呼】……田端の界なり。【菴】……藪づつとに入れる。【後園】……裏の畑。【相模公】……時頼を指す。【外】……音セン。そむく。道理に違ふ也。【郵還】……宿つぎにて送り還す。【水中】……滑川の中なり。【炬】……音キヨ。松明、たいまつ。【撈】……音ラウ。水中に在る者を取る事。【直】……價。得不償失。……十錢を拾ひ得ても失費の五十錢を償ふに足らず、差引四十

錢の損なりと云ふ也。【誰得之者】……吾も他人も取ること無くして天下の實を失ふ也との意。【我取六十錢以益於世云々】……炬火の代價五十錢は民の物となり、十錢は我が物となり、合せて六十錢の實を失はざるを云ふ。按ずるに大日本史に云ふ、十錢は小なりと雖も、之を水に失ふときは、則ち永く天下の貨を損す。五十錢は、我に損すと雖も、亦、人に益す。彼六十錢、其の利たる亦大ならずやと。【脯】……音ホ。乾きの、乾したる肉。一脯とは、一枚のひもの也。【布衣】……木綿や麻にて製せし著作物。【袴褶】……音コシフ。馬乗り袴。【刀室】……刀の鞘。【不漆】……うるしぬらず、漆を塗らぬ。【從容】……音ショウウヨウ。舒緩の貌、ゆつくりとくつろぎて。【軒狀】……奸惡を爲す有様。【管子】……管子の著はしたる書なりと稱す。然れども、管子以後の事此書の中に記載せられたれば、一人一時の著作には非ざるべしといへども、此書の中には、格言と稱す可き者甚だ多し。而も世に之を講究する者多からざるは、遺憾とすべき也。管子は、名は夷吾、齊の桓公を輔けて諸侯に霸たらしむ。支那の春秋の時の偉人なり。【階前千里門外萬里】……奸臣などありて上下を壟斷するときは、近き階前の事も千里の遠きに在る事の如く、近き門外に在る事も萬里の遠きに在る事の如くなりとの意。人の上たる者は近きに在りて而も遠きを察するの道無かる可からざる也。但し管子の法法篇の本文は、次の如し。曰く、堂上は百里より遠く、堂下は千里より遠く、門廷は萬里より遠し。今歩する者一日なれば、百里の情通ず。堂上に事有りて、十日にして而も君聞かず。此れ所謂百里より遠き也。歩する者十日なれば、千里の情通ず。堂下に事有りて、一月にして而も君聞かず。此れ所謂千里より遠き也。歩する者百日なれば、萬里の情通ず。門廷に事ありて、期年にして而も君聞かず。此れ所謂萬里より遠き也と。【康元】……後深草帝の時の年號。【道隆】……字は蘭溪。大覺禪師と謚す。支那の西蜀涪江の人。十三にして、出家し、後、無明禪師の下に依りて、徹證し、我が寛元四年、我が商船に搭じて太宰府に著し、筑前に寓す。實治元年、京都に上り、鎌倉に抵る。北條時頼、大に喜び、建長四年、建長寺を創建し、師を請じて開山となす。法道極めて盛んなり。弘安元年七月、寂す。年六十六。法臘五十。【建長寺】……相模の鎌倉に在り。【弘長】……龜山帝の時の年號。【偈】……音ゲ。梵語の偈陀(ガートハ)の略語にして、頌と譯す。佛家の詩句を云ふ。印度の偈陀に倣つて、一定の句法によりて作りたるものを、佛家にて、偈又は偈頌(ゲシュ)と稱するなり。【業鏡高懸】……業(ゴフ)とは、佛教にては、身と口と意との所作を云ふ語にして、地獄の閻魔大王の廳に在りて云へば、この現在の果報は皆過去の世に於ての身と口と意との所作を悉く寫し出すものを以て、之を業鏡といふなり。然れども、佛教にて云へば、この現在の果報は皆過去の世に於ての身と口と意との所作の顯はれ出で、餘蘊なきものなれば、現在のこの身心は、過去世の善惡の業を映し出せる業鏡とも謂ふべきなり。今、こゝに業鏡といふは、後者の意に用ひたるなり。高懸といふは、鏡の字に因りたるなり。時頼の一生の行爲を、善惡の宿業を寫し出す業鏡の高く懸れるものと見たる也。【三十七年】……時頼が此世に在りし年數を云ふ。【一槌破碎】……槌は、つち也。一つちの下に打ち砕く。即ち息の絶ゆること也。【大道坦然】……大道とは、佛家に所謂不生不滅涅槃寂滅の證悟にして、善も無く、惡も無く、苦も無く、樂も無く、坦々として平なる大道を行くが如しとの意なり。【享年】……音キヤウネン。年を受くること。即ち壽命なり。

時頼は、泰時が定めて置いた式目を、そのまゝ、循ひ守つて政事をしたが、幕府の内者も外の者も皆、太平の政治であると稱へた。さうして、時頼が自分に用度にあてがうて居ることは、普通の人のとて辛率することの出来ぬほどの事が多かった。大佛宣時、時房の孫であるが、ある時、時頼の處へ往くと、その時は、はや夜中であつた。すると、時頼は、一本の徳利の酒を手にて持ち出して曰ふには、御前と一處にこの酒を飲まうと思ふが、さて何處に肴があらうか知らんと曰つて、紙燭をとめて膳棚をさがすと、皿の中に味噌の残りがあるのを見付け出して、之を取つて酒の肴にした。その儉約にして手薄なることは此の通りであつた。時頼が人を用ふるには、その家柄などには拘らず、誰でも才能ある人を官に任じた。ある時、青砥藤綱を拔擢した。この藤綱は、もと微賤なる身分の者であつたが、少年の時から學問を好んで、坊主の行印といふ者を師匠として學んだ。ある時、早であつたので、時頼は、坊主を聚めて之に布施し、又自ら三島神社に雨を祈つ

たが、その入用の道具を載せたる牛が水の中に小便をした。藤綱は側に住つて叱り付けて曰ふには、貴様も北條殿の御供養の眞似をするかと曰つた。そこで、大勢の者が、其譯を尋ねると、藤綱が曰ふには、今丁度早魁であるから、若し牛にしてそれを知つて居つたならば、なぜ田へ小便をしないのか。田に水が無くて困つて居るのだから、小便でも少しは足しにならう。此度の坊主共への御布施も、その怒の深い者と怒の無い者を明かに區別しないから、怒の無い者はたとひ飢ゑても来ず、それで、徒に怒の深い奴を飽かしめるだけの事で、これは牛が水の中へ小便すると同じ事で、何の役にも立たぬことであると曰つた。時頼は、此事を聞き及んで、召し出して面會して、共に、いろく話し合つて見て、大に之を喜び、とうく、披袒して引付衆とした。公文と云ふ者があつて、北條氏の領地管理人と田畑の界を争うて騒へ出たが、多くの者は皆、時頼を憚りて、公文の方を惡いとしたが、たゞ藤綱だけは公文の方を正しいとして勝訴にしたので、公文は、ひどく之を有難がりて、何か御禮をしやうと思つて、ある夜、錢を包物にして、それを藤綱の家の裏畑に投げ込んで立ち去つた。藤綱は大いに怒つて曰ふには、相模守殿は、天下の正道を掌つて居るものだから、今、公文を正當と致したのは、相模守殿の御裁判を正當といたした譯である。されば、相模守こそ禮を受けらるべき者であるのに、おれの處にこんな物を持つて来るなど、いふ事は何とした間違つた事を致したものであるかと曰つて、其錢を宿つぎにして送り還した。又、藤綱は、ある時、夜出掛けてあるに、十文の錢を河の水の中に落した。そこで、松明を買つて水を通して、之を拾ひ取りさせた。松明の代價は六十文であつた。それで、或る人が曰ふには、手に入れた錢は、失つた錢を償はない、誠につまらぬ事ではありませぬかと曰つた。藤綱が曰ふには、五十文の錢は、われは失つたけれど、人が得たから、無くなつたわけではない。十文の錢を若しその儀捨て、置いたならば、誰か之を得るものがあるか。されば、都合併せて六十文の錢を取つて世を益したのであるから、また大儲を致したではないかと曰つた。藤綱は、自身では儉約をして人に施すことを喜み、毎日一枚の乾魚を食ふばかりで、木綿衣服を著て馬乗袴をはき、刀の鞘には漆を塗つて居ない位であつた。時頼が、ある時、藤綱に俸祿を増し與へやうとして、曰ふには、神様が、われに夢を御見せなされて、仰せられるには、時頼、汝、天下の泰平を願ふならば、藤綱に俸祿を増し與へよと仰せられたと曰つた。すると、藤綱は固く辭退した。時頼が曰ふには、何故に左様に辭退するのかと曰つた。すると、藤綱が曰ふには、神様が、俸祿を増し與へよと仰せられたので、私の祿を御増しになるときは、若し神様が、藤綱の首を斬つて仕舞へよと仰せられたときは、私の首を御斬りなされるので御座いますかと曰つた。時頼が、又、ゆつくりとして辭に、藤綱に、何か欲しい者は無いかと問うた。藤綱は、そこで、鎌倉及び諸國の役人の奸惡を爲す有様を述べて、そして曰ふには、管子といふ書に云つてあるに、上下の間を塞ぐ邪惡なる人などが居るときには、階段の前ほどの近いところでも千里の遠きに在るところの如く、門外ほどの近いところでも萬里の遠きに在るところの如くであることと申したのは、丁度この事で御座いますと曰つた。そこで、其中のすゝめて奸惡なる者を罰した。世間では、之を以て、時頼が善い人物を得たと申したと云ふ事である。康元元年に、時頼は病氣になつたので、髪を剃つた。これより先に、時頼は、禪學を宋から來朝した道隆禪師に學んで、その爲めに建長寺を造り、又、最明寺を造つたが、こゝに至つて、最明寺に隱居した。長男の時宗は、まだ幼少であつたので、重時の子の長時を以て執權とした。弘長三年に、時頼は死んだ。その死せんとする時、傷を作つて曰ふには、過去の宿業の鏡とも云ふべき此身が、此世に生存すること三十七年であるが、今、一穂の下に之を打ち碎いて仕舞つて、此身が無くなつて仕舞へば、善も無く惡も無く、若も無く樂も無く、涅槃寂滅の大道は、坦々として平であることと曰つた。これは、大體、その年が三十七歳であつたから、斯く云つたのである。

時宗年十三。敍從五位下。任左馬權頭。外舅安達泰盛參與軍政。文永三年。

將軍宗尊稱疾不出。僧良基入禱之。而不徵藥。府下頗有物議。兵士四至。良基出奔。幕府近臣稍稍出。留侍者五人而已。宗尊竟還京師。立其子惟康代之。七年。長時卒。時宗執權。時宗庶兄時輔。與長時弟義宗。俱鎮六波羅。時輔居常怏怏。愧降於弟。九年。二月。時宗令義宗擊時輔。殺之。聞其有異志也。時宗爲人強毅不撓。幼善射。弘長中。大射於極樂寺第。將軍欲觀小笠懸顧命諸士。無敢應者。時賴曰。太郎能之。太郎。時宗幼字也。召而上場。時年十一。跨馬出。一發而中。萬衆齊呼。時賴曰。此兒必任負荷。

【外舅】…世方の叔父。【不徵藥】…命じて藥を取り寄せることをせぬ。【物議】…色々の評判。うはさ。【居常】…平常。【怏怏】…不快の貌。【降於弟】…弟より下位に居ること。【異志】…謀叛の志。【強毅】…意氣たたくましくして事に堪へ忍ぶこと。【不撓】…ひるまぬ。弱らぬ。【弘長】…龜山帝の時の年號。【小笠懸】…騎射の儀の一にして、遠くに小笠を竿にさして立て置き、之を射落すなり。【上場】…場は射場なり。上場は射場に出づる也。【負荷】…祖父の遺業たる重き職務を預ひ荷ふことが出来る。

時宗は、此時に年十三であつたが、從五位下に敍し、左馬權頭に任ぜられた。母方の叔父なる安達泰盛が、幕府の軍政に參與した。文永三年に、將軍宗尊親王は、病氣と稱して政廳に出でられず、坊主の良基といふ者が、入つて御平癒の祈禱をしたが、けれども、藥を御取寄せにせざらず、何となく怪しい様子であつたので、鎌倉に於ては、餘程世間の評判があつて、兵士が四方から出かけて來た。そこで、良基は出奔し、幕府に居つた近侍の臣等は段々にぼつ／＼と出で去つて仕舞つて、留まつて御側に居る者は五人となつて仕舞つた。宗尊親王は、とうとう京都に還つて仕舞はれ、其子の惟康親王を立て、之に代らしめた。七年に、長時は死んで、時宗が執權となつた。時宗の妾腹の兄なる時輔は、長時の弟なる義宗と共に、京都の六波羅に鎮衛して居つたが、時輔は平生不愉快な様子で、弟時宗よりも下位に居ることを愧ぢて居つた。九年の二月に、時宗は、義宗をして時輔を撃つて之を殺させた。それは、時輔に謀叛心があることを聞いたからである。時宗は、人となり、意氣逞ましくして、物に堪へ忍ぶ力が多く、事にひるみ弱らなかつた。幼少の時、弓を射ることが上手であつた。弘長年間に、極樂寺の屋敷で、射術の大會があつたときに、將軍は、小笠懸を見たと思召して、振り向いて待どもに命ぜられたが、いづれも出來兼ねると見えて、返辭する者が無かつた。その時に、時頼が曰ふには、太郎は、きつと出来るで御座いますと曰つたが、太郎といふは、時宗の幼少の時の名である。やがて召し出して射場に來させたが、時宗は、時に年十一で、馬に跨つてかけ出して、一矢的中したので、見て居つた

澤山の見物が一齊に離し立てた。時頼が曰ふには、此兒は、きつと、重い職務を負ひ荷ふ大任に堪へるであらうと曰つた。

當是時。宋氏爲胡元所滅。諸鄰國皆服於元。獨我邦不通使聘。元主忽必烈。令韓人致書於我曰。不服則尋兵。朝廷欲答之。下鎌倉議。時宗以其書辭無禮。執爲不可。元主復遣使者趙良弼來。時宗令太宰府逐之。凡元使至。前後六反。皆拒不納。十一年十月。元兵可一萬。來攻對馬。地頭宗助國死之。轉至壹岐。守護代平景隆死之。事報六波羅。令鎮西諸將赴拒。少貳景資力戰。射殪虜將劉復亨。虜兵亂奔。而元主必欲遂初志。後宇多天皇建治元年。元使者杜世忠。何文著等九輩。至長門。留不去。欲必得我報。時宗致之鎌倉。斬于龍口。以上總介北條實政爲鎮西探題。遣東兵衛京師。西兵衛者。悉從實政。益築大宰府水城。省冗費。充兵備。弘安二年。元使周福等。復至宰府。復斬之。

【宋氏】……宋とはもと國號にて、姓氏には非ざれども、今は唯宋朝といふ位の意味に用ひたるなり。姓は趙氏、始祖は趙匡胤といひ、五代の周より禪を受けて帝となり、それより十八世三百二十年の間に支那を支配せしが、後終に元の爲めに滅ぼされたり。【胡元】……元は支那の北方なる蒙古より起りたる胡族なる故に斯く云ふ。元びすの元といふ意味なり。【使聘】……聘は訪なり。使者を遣はし音信を通じ物を贈るを云ふ。【忽必烈】……元の世祖。【韓人】……朝鮮人。【尋兵】……引き繼いで兵を送る也。尋は繼ぐなり、用ふるなり。【執】……主張する、言ひ張る。【六反】……六たび。【遂初志】……日本を取りんとすの初一念を成就すること。【鎮西探題】……西國の軍事を總督する官名。【水城】……大堤防を築いて水を貯へ置きて敵を拒むの用に供したる也。【冗費】……雜費なり。むだな費用。元は音シヨウ。この時に當りて、支那の宋朝は、えびすの元の爲めに滅されて仕舞ひ、安南、朝鮮など諸の近隣の國々は皆元に服従したが、たゞ我が日

本だけが、使者を遣はし音信を通じなかつた。そこで、元主忽必烈は、朝鮮人を使として手紙を我が國に届けさせて曰ふには、もし服従しない時は、後から兵士を差し向けて征伐するぞと曰つた。朝廷は、之に返答しやうと思召されて、之を鎌倉に廻して評議させられた。時宗は、元からの手紙の文句が無禮至極であるといふので、返答をするのは善くないと飽くまで頑張つて主張した。元主は、また、使者趙良弼を遣はして我が國に來らしめたが、時宗は、大宰府に命じて之を逐ひかへさせた。すべて、元からの使者の來たことは、前後六たびであつたが、いづれも皆、之を拒絶して寄せ付けなかつた。十一年の十月に、元の兵が一萬ばかりで、來つて對馬を攻めた。地頭の宗助國が戦死した。元の兵は轉じて壹岐に至つた。守護代の平景隆が戦死した。此事が六波羅に報せられたので、九州に居る諸將をして往つて拒がしめることにした。少貳景資が、力を盡して戦つて、えびすの大將劉復亨を射倒したので、えびすの兵士は亂れて奔り逃げた。けれども、元主は、是非とも、最初の志望を成就しやうと思つて、後宇多天皇の建治元年に、元の使者の杜世忠、何文著等九人の者共が、長門の國に來つて、留まりて去らず、是非とも我が國の返辭をもちひたいと曰つたので、時宗は、之を鎌倉へ送りしめて龍口で斬つて仕舞つた。以上總介北條實政を以て鎮西の探題となし、關東の兵士を遣はして京都を護衛させることにし、西國の兵士の京都を護衛して居る者は、皆實政に従はせることにした。又、大宰府にあつた水城をば増築し、無駄なる費用を省いて、それを以て兵備に充てることにした。弘安二年に、元の使者の周福等が、また、大宰府に來たが、また之を斬つて仕舞つた。

元主聞我再誅使者。則憤恚。大發舟師。合漢胡韓兵凡十餘萬人。以范文虎將之。入寇。四年七月。抵水城。舳艫相銜。實政將草野七郎。潛以兵艦二艘。邀擊于志賀島。斬首虜二十餘級。虜列大艦。鐵鎖聯之。穀弩其上。我兵不得近。河野通有奮前。矢中其左肘。通有益前。仆檣架。虜艦登之。擒虜將王冠者。安達次郎。大友藏人。踵進。虜終不能上岸。收據鷹島。時宗遣宇津宮貞綱。將兵援實政。未到。閏月。大風雷。虜艦敗壞。少貳景資等因奮擊。鑿虜兵。伏屍蔽海。海可步而行。虜兵十萬。脫歸者纔二人。元不復窺我邊。時宗之力也。

【漢胡韓兵】……支那、蒙古、朝鮮の兵。【軸輪相衝】……先の舟の船尾と後の舟の船首とが相撞くこと。戦艦の多きを云ふ。【志賀島】……筑前の西海の中に在り。【鐵鎖鎖之】……鐵のくさりで舟と舟とを繋ぎ合はす。【殺】……音コウ。弓を張りすめて置く。【射】……ひざ。【橋】……帆ばし。【架】……かけ渡す。【陸】……ついで、引き續いて。【收據】……兵を引き上げて立て籠る。【鷹島】……筑前の西海の中に在り。【伏屍蔽海】……横たはった屍骸が海一杯になつて水を蔽ひかくす。

【元主は、我が日本が二度まで元の使者を殺したことを聞いて、憤り怒つて、大に海軍を發し、支那蒙古朝鮮の兵凡そ十萬餘人を合はせて、范文虎を大將として、我が國に攻め入りしめることにした。四年七月に、元の兵は、大宰府の水城に至つたが、其戦艦は夥しくして、前の舟のともとの舟のへさきとが撞いて居る位であつた。實政の部下の將草野七郎が、ひそかに兵船二艘を引き連れて、志賀島に迎へ撃ち、えびす即ち元の兵の首を打ち取ること二十餘級であつた。元の兵は、大なる戦艦をならべて、鐵の鎖を以て繋ぎ合はせて、石弓を船の上に張つて据ゑ付けて居るので、我が兵士は近づくことが出来なかつたが、河野通有は、奮つて進み、矢が右のひざにあつたけれど、通有は、それに構はず益々進み、自分の乗つて居る舟の帆柱を倒し、それを敵の船にかけ渡して、それで敵の舟に登り、敵の大將の王冠者を生捕つた。安達次郎、大友藏人などの人々が、引き續いて進んで行つたので、敵はとうとう、我が岸に上陸することが出来ずして、兵士を取り纏めて鷹島に立て籠つて居つた。時宗は、宇都宮貞綱を派遣して、兵士を引き連れて實政を援けさせることにしたが、貞綱が未だ到着しなかつた中に、閏月に、大風大雪で、敵の戦艦が散々に破れ毀れたので、少貳景資等は、それを機會にして、奮ひ撃つて、敵兵を皆殺しにした。敵の横はつて居る死骸は海一杯になつて海の水を蔽うて、海を歩いて行くことが出来る位であつた。敵の兵ははじめ十萬人あつたが、幸にして逃げ歸つた者はわづかに三人に過ぎなかつた。これより以後、元が、ふた、び我が國の邊境を窺はなかつたのは、これは全く時宗の力である。

七年。時宗卒。子貞時甫十四。繼執權。襲父官爵。安達泰盛以_レ外祖益專。大宰府之捷。其子弟與有力焉。威望日盛。與内管領平賴綱爭權。内管領。即家令也。泰盛子宗景。性狂易。謂其曾祖實賴朝子也。遂改姓源氏。賴綱因譖之曰。彼嬖姓。冀爲將軍也。十一月。貞時發兵夷滅安達氏。人以爲三浦氏之報也。賴綱獨執政。後賴綱亦圖反。其長子宗綱告之貞時。誅賴綱。流宗綱。正應二年。九月。府下騷擾。貞時廢惟康。倒載之輿。送還京師。東人

曰。將軍被流京師也。乃請後深草帝二子久明爲將軍。永仁元年。置長門探題。四年。僧良基。誂故源範賴裔吉見義世謀亂。捕誅之。正安二年。貞時削髮而老。使時賴孫師時。政村子時村並代執權。師時從弟宗方爭權。矯命先殺時村。遂欲殺師時。貞時怒。命宣時子宗宣誅之。延慶元年。廢久明。立其長子守邦代之。應長元年。貞時。師時。相繼而卒。貞時畱意於政治。景時賴之風。初時政。義時以來。數遣使分曹行郡國。問吏民冤枉。至於時賴。貞時發閒使。被緇衣四出。多所摘發。吏不得欺也。而閒使又稍稍成奸。時賴。貞時終親出按之云。

【父官爵】……左馬權頭の官と從五位下の位。【威望】……威權名望。勢力もあり人望もある。【内官領】……一家の事を掌るもの。【狂易】……狂は躁安なり、易は音イ、輕易なり。心懸がしく氣違ひじみて輕はずみなること。【曾祖】……景盛なり。【語】……無實の事を誣ひて讒言する。【三浦氏之報】……さきに安達氏、三浦泰村等を構陷して遂に之を滅ぼしたる其報なりと也。【賴綱亦圖反】……二男飯沼を立て、將軍とせんとせしなり。飯沼は安房守たり。【告之貞時】……下に又、貞時の二字あるべし。蓋し脱せしなるべし。【正應】……伏見帝の時の年號。【倒載】……後向に乗せる。流罪の人を送る故事なりと云ふ。【永仁】……伏見帝の時の年號。【誂】……そ、のかず、説き付けて誅ふ。【吉見義世】……孫太郎と稱す。範賴四世の孫なり。【正安】……伏見帝の時の年號。【矯命】……命をたむ。命令なりと詐り稱する也。【延慶】……花園帝の時の年號。【應長】……花園帝の時の年號。【景】……慈ふ。【分曹】……組を分ける。曹は輩なり、群なり、幾人かづの組を云ふ。【行】……めぐる。巡回する。【冤枉】……無實の罪を無理に著せられて苦める者。【閒使】……密使。【緇衣】……黒き衣。僧衣を云ふ。【摘發】……隠れたる邪惡なる事をつまみ出しあはく。【不得欺】……上を欺きたばかることが出来ぬ。【按】……按檢、しらべる、吟味する也。

【七年に、時宗が死んで、その子の貞時が、年やつと十四であつたが、繼いで執權となつて、父時宗の官と位とを繼いだ。安達泰盛は、母方の祖父であるといふので、益々我が儘であつた。かの大宰府の勝利に於ては、其子弟の者共がこれに關係して随分手柄があつたので、權威と名望とは日に盛んであつた。そこで、内管領の平賴綱と權力を争つた。内管領といふのは、北條氏の家令である。泰盛の子の宗景は、その生れ附きが、心懸がしく輕はずみな男であつて、その曾祖父の景盛は實は賴朝の子であつたといふので、とうとう、姓を源氏と改めた。

賴綱が、それに付け込んで、讒言をして曰ふには、彼れが姓を更へましたのは、將軍となることを望んで居るためで御座りますと曰つた。十一月に、貞時は、兵士を繰り出して安達氏の一族を悉く滅して仕舞つた。世間の人々は、安達氏が滅されたのは三浦氏を滅した報であるとして居つた。そこで、賴綱はひとり政事を執つて居つたが、後に賴綱も謀叛を巧んだが、其長子の宗綱が其事を貞時に知らせたので、貞時は賴綱を誅し、宗綱を流罪にした。正應三年の九月に、鎌倉が物騒がしかつたので、貞時は、將軍惟康親王を廢して、これを後向に與に載せて京都に送り還した。關東の人は、將軍が京都に流されたといつて居つた。そこで後深草帝の第三の皇子久明親王を請うて將軍とした。永仁元年に、長門の探題を置いた。四年に、僧長基が、その源範賴の後裔なる吉見義世を説き付け、そのかして、謀叛を企てたので、捕へて之を誅殺した。正安三年に、貞時は、髪を剃つて隱居して、時賴の孫なる師時と、政村の子なる時村とをして、相違んで自分で代つて執權とならせた。師時の從弟(イトコ)なる宗方が、之と権力を争うて、上の命令なりと詐り稱へて、先づ時村を殺して仕舞ひ、遂に師時を殺さうとしたので、貞時は怒つて、宣時の子なる宗宣に言ひ附けて之を誅殺せしめた。延慶元年に、久明親王を廢して、その子なる守邦親王を立て、之に代らしめた。應長元年に、貞時と師時とが引き續いて死んだ。貞時は、政治に注意して、平生時賴の風を景慕して居つた。はじめ、時政、義時以來、度々使者を派遣して、組合を分けて、諸國諸郡を巡回して、役人や人民の無實の罪を受けて惱み苦しんで居る者を尋ね求めさせたが、時賴、貞時に至つては、密使を發して、墨染の僧衣を著させて、行脚坊主の様な風に見せ掛けて、四方に出掛けて行かせて、隠れたる姦惡なる事をさぐり出した事が多かつたので、役人たる者も、これが爲めに、上を欺きたばかることは出来なかつた。然るに、その中に、密使が、又、そらくと、賄賂を買つたりなどして、惡い事をする様になつたので、時賴、貞時は、仕舞には自分自身で出掛けて行つて、諸國を取調べ吟味したと云ふ事である。

貞時既卒。長子高時甫九歲。宗宣及時村孫熙時並執權。無幾皆卒。長時姪基時。及實時孫金澤貞顯代之。高時舅安達時顯。泰盛之弟也。内管領長崎圓喜。賴綱之甥也。以貞時遺命。共輔高時。五年。遂立高時執權。文保元年。高時爲相模守。高時性頑率。委政於時顯。圓喜二人協心。修泰時舊規。既而圓喜老。子高資代之。高資性多慾。黜陟予奪。一以賄成。元亨二年。陸奥人安藤堯勢。與族季長爭邑而訟。皆賂高資。高資兩納之。不決。二人怒。據邑反。承久以來。士之叛北條氏者。始於此。北條氏遣兵討之。不克。高

時不以爲意。日夕飲宴。一日。見狗鬪于庭。喜之。遂令吏民貢獒。獒數千。分附諸將。養視。輿載往來。遇獒不下者。有誅。獒羣鬪。哮噉。如爭尸者狀。高時又喜。田樂。樂師亦數千。纏頭費。每以萬數。一夕。高時獨醉舞。有十餘倡。來歌以助之。姬人闕之。倡皆天狗。歌曰。不見天王寺妖靈星乎。歌終而去。獸跡滿坐。高時醒。無所見。已而有疾。高資勸其削髮。讓職於貞顯。高時弟泰家。慍其不讓。已亦削髮。高時病起。欲誅貞顯。貞顯自覺。謝之。諸將爭倣之。圓顯滿朝。高時頗不平。高資密令長崎高賴誅之。高資覺。捕高賴。流之。内外憤怒。攝津渡部氏。大和越智氏。皆起兵。高時命吏擊之。又不克。

【男】……母方の叔父。【文保】……花園帝の時の年號。【頑率】……頑愚輕率。かたくなにして事理に通せず、且つ輕々しくそ、つかしき也。【委】……任す。【修】……すたれぬ様に整へること。【舊規】……むかしの法度。【多慾】……慾心深きこと。【黜陟予奪】……官職や俸祿を下げるも上げるも與へるも取り上げるも。【賄】……まひなひ。【元亨】……後醍醐帝の時の年號。【賂】……まひなひを贈ること。【日夕】……晝も夜も。【變】……音ガウ。犬、長四尺以上のものを云ふ。【分附】……分けて預け置く也。【養視】……養ひ世話をする。【輿載】……こしに乗せる。【不下】……乗物を下りて禮をせぬ。【哮噉】……吠え合ふ或は合ふ。【爭尸】……肉を争ふこと。【田樂】……歌舞の一種にして、今日の茶番狂言に似たるもの。もと田家の豐年を祝するときなどに行ひたるものなりしが、後種々變遷して一種の能樂となりし也。【樂師】……田樂法師として、専門に其樂を練磨せし者を指す。【纏頭】……歌舞の者に賜はる引出物、俗に所謂はな也。【倡】……歌舞の者。【天狗】……古來其說定まらず。妖魔の一種にして、體は人の如くにして鼻頗る高く、翼ありて飛行自在に、常に深山に住めりと云ふ。【天王寺妖靈星】……天王寺の邊に見ゆる奇怪にして不思議なる星。天下亂れんとする時は、その前兆として妖星出づと云ふ。蓋し爭亂將に天王寺邊に起らんとするを云ふ。天王寺は攝津に在り。これは楠氏を指せしものなるべし。【獸跡】……けもの、足跡。【醒】……醉がさめて。【病起】……病より起つ、病氣の全快する也。【鬪】……音コン。鬪を削る也。【鬪】……音エンロ。坊主あたま。【渡部氏】……左衛門尉。越智氏……四郎。

國體貞時が既に死んで、長子の高時はやつと九歳であつたので、宗宣と、時村の孫なる照時とが、相違んで執権となつたが、幾程も無くして皆死んで仕舞ひ、長時の姪(ヲヒ)なる基時と、實時の孫なる金澤貞顯とが、之に代つた。高時の母方の叔父なる安達時顯は、泰盛の弟であつたし、内管領長時圓喜は頼朝の甥(ヲヒ)であつたが、此二人が、貞時の遺言したる命令によりて、ともに高時を輔佐し、五年に、とうとう高時を立て、執権とした。文保元年に、高時は相模守となつた。高時は、その性質が頑愚にして事理に通ぜず、又輕率であつたが、政事を時顯と圓喜とに任せて置いた間は、二人の者が心を合せて、泰時の古法度をくづさぬ様に整へて居つたので、幸に無事であつた。しかるに、やがて圓喜は隱居して仕舞つて、子の高資が之に代つた。高資は、その性質が慈心深くして、官職を退けたり進めたり、俸祿を與へたり奪つたりすることが、いづれも、賄賂を以てやるといふ位であつた。元亨二年に、陸奥の人安藤義時が、一族の季長と領地を争うて訟へ出でたが、二人共に高資に賄賂を贈つた。すると、高資は、その賄賂を兩方共に受け納めて、裁判をしなければならぬ。そこで、二人は怒つて領地に立て籠つて謀叛をした。承久年間以來、武士たる者が北條氏に叛いたのは、これが最初である。そこで北條氏は兵を遣はして之を討たせられたけれども、勝利を得なかつた。高時は、之を氣に掛けせずして、晝となく夜となく酒を飲み宴會をして居つた。ある日、犬が庭で噛み合ふのを見て、大層面白く思つて、とうとう官吏や人民をして大狗を差出させることにし、大狗が數千匹も集まつたが、それをば諸將に分けて預け置き、養つて世話をさせて、いづれも輿に乗せて往來し、途中でこの大狗に出遇つたときに乗り物から下りて禮をしない者は、誅殺せられるといふ位で、大狗どもが群がり圍ひ、吠え合ひ噛み合つて居る様子は、たとへば尸の肉を争ふが如く、實に淺ましい事であつた。高時は、又、田樂が好きであつて、田樂法師も亦數千人集まつて居つて、之に與へる引出物の費用は、いつも何萬錢といふ程であつた。ある晩に、高時が獨り酔つて舞ひ出すと、十餘人の歌舞者が集まつて、そこへ來つて歌つて舞の相手をした。そこで、腰元どもが怪しく思つてそつとのぞいて見ると、その歌舞者は皆天狗であつて、歌つて曰ふには、天王寺の怪しい不思議な星を見ないのかと歌つて居つて、それが濟むと、何處となく立ち去つて仕舞つたが、獸の足跡が座敷中に一杯であつた。高時が醉がさめて見ると、何も見たことは無かつたのである。とかくする中に、病氣にかゝつたので、高資は、高時に、髪を剃つて執権職を真顯に譲ることを勧め、左様したので、高時の弟の泰家は、高時が自分に譲らなかつたのを不満に思つて、亦、髪を剃つた。やがて、高時は、病氣が癒つたので、真顯を殺さうとしたので、真顯は、自ら頭を剃つて之を詫言な。そこで、諸將が争うて其眞似をしたので、坊主頭が役所に滿つるといふ位であつた。高時は、餘程、高資に對して不平であつたので、ひそかに長崎高頼をして之を殺させやうとしたが、高資はそれを感付いて、却つて高頼を捕へて流罪に處した。かくて、幕府の内も外も皆、高資の所行を憤り怨んだ。攝津の渡部氏、大和の越智氏は、いづれも皆、兵を起したので、高時は、役人に言ひ附けて、之を撃たせられたけれども、又、勝利を得なかつた。

正中二年。高時流。中納言藤原資朝于佐渡。以其圖北條氏也。初北條氏定承久之亂。立後堀川帝。帝傳位於太子。是爲四條帝。帝崩。朝議欲立順德皇子。泰時思土御門帝不與亂謀也。遣安達義景立其皇子。義景途

還曰。有如順德皇子立。則奚爲。曰。廢之。遂入京師。立後嵯峨帝。帝二子後深草。龜山。相繼昇位。後嵯峨特愛龜山。遺詔時賴曰。龜山之後。永承皇統。乃以長講堂領。爲後深草湯沐邑。後深草上皇欲倚時宗力。以得政柄。時宗不敢從。已而龜山傳位於太子。是爲後宇多帝。上皇憤恨。欲削髮。時宗乃以上皇皇子。爲後宇多儲貳。是爲伏見帝。伏見帝立三年。有賊淺原爲賴。夜入宮中謀逆。不成。自殺。六波羅檢之。事連龜山上皇。上皇賜書於貞時。誓無他。帝密勅貞時曰。龜山之在位。憤承久事。陰有所圖。而不敢發。立其後。非卿利也。貞時乃立帝皇子。是爲後伏見帝。後宇多上皇遣使責貞時。貞時乃廢帝。立後宇多皇子。是爲後一條帝。因定議。後深草龜山一統。每十年更立。先是。時賴分藤原氏爲五派。更任攝籙。貞時之議天位。蓋傲之也。及帝崩。立後伏見之弟。是爲花園帝。朝議欲立後二條皇子邦良。承其後。龜山上皇特屬意於後宇多次子。遣使諭貞時立之。是爲後醍醐帝。邦良爲其太子。帝憤北條氏以陪臣世主廢立也。陰謀滅之。視高時失政。竊喜之。令資朝。及右少辨俊基等誘致美濃源氏土岐賴

兼。多治見國長等。事覺。或告之於六波羅。北方北條範貞。會攝津民作亂。範貞因召四十八所。得三千人。以襲賴兼。國長殺之。是時。正中元年。九月也。明年。五月。高時遣兵。收致資朝。俊基案問之。不服。遂謀廢立。帝因賜誓書。高時奉還其書。釋俊基。遂流資朝也。

【正中心】……後醍醐帝の時、年號「承久之亂」……後鳥羽順德二上皇が鎌倉を滅ぼさんとしたまひしによりて、泰時等が之に對して京都に攻め上りたりし騒亂なり。上に詳なり。〔順德皇子〕……御名は忠成王。〔長講堂領〕……長講堂は古は京都の六條西洞院に在りしが、屢々火災に罹りて、轉々して今は下寺町通五條下るところの東側に在り。其寺領地は、後白河法皇の御寄附を始め、其他の寄附者多く、諸國に互りて、其箇所甚だ多かりし也。湯沐邑……其土地より出づる賦税を以て湯沐の具に供すとの義にて、御領地のこと。湯はゆあみする、沐は頭を洗ふ也。〔政柄〕……政治の權力。〔儲貳〕……音チヨシ。跡つぎ。太子とする事。〔承久事〕……三陛下を遷し奉りし事。〔二統〕……二つの血統。〔五派〕……近衛、鷹司、九條、二條、一條。〔攝發〕……音セツロク。攝政の異名。發は錄と同じく、尙書大錄の錄にて、輔相するの義なり。〔誘致〕……そそひ込む。〔收致〕……執へて連れ来る。〔案問〕……吟味する。

【正中心】……高時は、中納言藤原資朝を佐渡に流した。それは、資朝が北條氏を滅ぼさうと企てたからである。はじめ、北條氏は、承久の騒動を平定してから、後堀河帝を立てた。後堀河帝は、御位を皇太子に御傳へになつた。これは四條帝である。四條帝が崩御になつたとき、朝廷の評議では、順德帝の皇子忠成王を立てやうと思はれたが、泰時は、土御門帝が關東追討の計畫に關係したからなかつた事を思つて、安達義景を派遣して、土御門帝の皇子を立てさせることにした。義景は途中から引き返して曰ふには、若しも順德帝の皇子が最早御立になつて居るやうな事が御座いましたならば、其時には如何いたしましやうかと曰つた。すると泰時は、その時にはそれを廢して仕舞へて曰つた。そこで、義景は、とうとう京都に入りて、後醍醐帝を立てた。後醍醐帝の御二人の皇子なる後深草帝、龜山帝は、御兄弟で相繼いで御位に御昇りになつた。ところが、後醍醐帝は、特別に、龜山帝を御寵愛なされて、時頼に御遺詔なされて御せられるには、龜山の子孫が末長く天子の系統を承け繼ぐやうにせよと仰せられた。そこで、長講堂の寺領を以て、後深草帝の御領地とした。後深草上皇は、時宗の力にたよりて政治の權力を得やうと思召したけれども、時宗は、それに御從ひ申すことを致さなかつた。とかくする中に、龜山帝は、御位を皇太子に御傳へになつた。これは後宇多帝である。そこで、後深草上皇は御腹立で御怨になり、御髪を剃らうとまで思召した。時宗が、そこで、後深草上皇の皇子を以て、後宇多帝の御跡つぎとした。これは伏見帝である。伏見帝が御立ちになつてから三年にして、賊の淺原為頼といふ者があつて、夜、御所に入りて、試逆を企てたけれども、成就せずして自殺して仕舞つた。六波羅で、之を取調べて見ると、その事が、龜山上皇に關係があつた。しかし、龜山上皇は、書を貞時に賜はりて、他意なき旨を御誓になつた。伏見帝は、ひそかに、貞時に勅して仰せられるには、龜山上皇が御位に在らせられる時分に、承久の事、北條氏が三上皇を遠國に遷した事を御憤りになつて居つて、陰に北條氏に對して御企てになつた事もあつたが、しかし、押しして事を御始めになるまでに至らなかつたのである。さういふ譯であるから、龜山上皇の御子孫を立てるの

は、汝が家の爲めにはなるまいと仰せられた。貞時は、そこで、伏見帝の皇子を立てた。これは後伏見帝である。後宇多上皇は、御使者を遣はした。これは後二條帝である。それについては、評議を定めて、後深草、龜山の二つの御系統が、十年ごとに代り合つて帝位に即ぐといふ事にした。これより以前に、時頼が、藤原氏の家を分けて五軒となし、更代して攝政に任せらるゝことにした事があるが、貞時は天子の御位を上朝廷の評議は、後二條帝の皇子邦良親王を立て、其後を繼がしめやうといふのであつたが、龜山上皇は、特別に、後宇多帝の皇子に御心を寄せられ、御使者を遣はして貞時に諭して之を立てしめられた。これは後醍醐帝である。そして、邦良親王をその太子とすることにした。後醍醐帝は、北條氏が又家來の身分でありながら、代々天子を廢したり立てたりするの主動となつて居る事を御憤りになつて、ひそかに北條氏を滅ぼして仕舞はうと御企てになつた。高時は政事に失敗するのを見ては、心ひそかに之を御喜になり、資朝及び右少辨俊基等をして、美濃の源氏なる土岐頼兼、多治見國長等をさそひ寄せしめ遊ばせられたが、その事が露顯して、ある人がこの事を六波羅の北殿なる北條範貞に告げ知らせた。其時、丁度、攝津の人民が騒動を起したので、範貞は、それに事寄せて四十八箇所の舞武士を召し寄せ、三千人を得たので、それで以て、頼兼、國長を不意撃して、之を殺して仕舞つた。この時は正中元年九月であつた。明年五月に、高時は、兵士を派遣して資朝、俊基を取り押へて、之を吟味したけれども、屈服しなかつたので、とうとう後醍醐帝を廢することを企てたが、後醍醐帝は、それが爲めに他意なき旨の御誓の書を賜はつた。高時は、その御書を返納して、俊基をば釋したが、とうとう資朝をば流罪にしたのである。

嘉曆元年。邦良薨。帝初欲廢邦良。立皇長子尊良。高時不可。至是。又欲立二子護良。遣使申後嵯峨遺命。高時執貞時議。立後伏見帝子量仁爲東宮。帝怒。與護良謀。誘諸寺僧徒。因以護良爲山門座主。召僧圓觀等。呪詛北條氏。元弘元年。事覺。捕圓觀等。鞫而得實。再執俊基。後伏見法皇亦使人來具告。帝陰謀。高時乃大聚諸將吏。問計。衆莫敢言。高資曰。主上親王流之。公卿黨者斬之。如此而已。勿再貽悔也。一階堂貞藤諫曰。北條氏世尊王室。惠下民。所以執國命。幾乎百六十年也。今已執公卿。又欲

遷帝王。如天道。何苟使我而無覺。朝廷何能爲。高資暁。呪貞藤曰。迂腐之論。何陳於今日。公獨不知承久故事乎。高時從之。

〔嘉暦〕……後醍醐帝の時、年號「申」……述が、重ねて言ひ送る。後宇多上皇が嘗て貞時に御申送りありしによりてかく云ふ。「東宮」……皇太子なり。支那の古制に、君は常に西宮に在り、太子は東宮に在りしによりて、かく云ふに至りし也。「山門座主」……比叡山延暦寺の寺務を總管する僧職。「呪盟」……のろふ、調伏する。「再貽悔」……また後悔を後日に遺す。「執國命」……國政を取り扱ふ。「蔑」……あかし。殆んどそれ位なる。「如天道何」……天道は善に福し惡に禍するものなれば、それを如何とすることは出來ぬとの意。「無覺」……つかひななき。承久年間、三上皇を遷し奉りし故事。

〔嘉暦元年〕……邦親王が薨去した。後醍醐帝は、はじめ、邦親王を廢して第一の皇子なる尊良親王を立てやうと思召したが、高時が承知しなかつたのであるが、こゝに至つて、又、第三の皇子護良親王を立てやうと思召して、御使を遣はして後醍醐帝の御遺言の御命令を御申送りになつたが、高時は、貞時が議定した兩統更立の説を言ひ張つて、後伏見帝の皇子の量仁親王を立て、皇太子と爲した。そこで、後醍醐帝は、御腹立ちになつて、護良親王と御相談なされて、諸寺の坊主とを誂ふこととし、その爲めに護良親王を叡山の座主に任じなされ、僧の圓觀等を召し寄せて、北條氏をのろはしめられた。すると、元弘元年に、その事が發覺して、北條氏は、圓觀等を捕へ、吟味して其事實を知ることが出來たので、再び後基を執らへた。後伏見法皇も亦、人をして鎌倉に來つて委しく後醍醐帝の内々の御もくろみを告げさせられた。高時は、そこで、大に大将や役人どもを集めて、如何したら善からうかと其計を問うた。一同の者は、何とも言ひ出さず者は莫かつたが、高資が曰ふには、主上と親王とをば之を流して仕舞ひ、公卿の中で此事に一味した人達をば斬つて仕舞ふ、かうするより外は有りませぬ。再び後悔することを後日に遺して置かうな事があつてはなりませぬと曰つた。二階堂貞藤が陳めて曰ふには、北條氏は、代々、上は王室を尊び、下は人民を惠んだので、それ故に、國家の政治を執ることが彼此六十年にも成らうとするので御座ります。然るに、今すでに公卿を拘留し、その上また、天子をも遷さうと致しては、天道を如何いたしませぬやうぞ。必ずその禍遠からぬ事御座りませぬ。若しまことに我が方に附け込ませぬに、如何に朝廷とも、何とも致しやうは無いで御座りませぬやうと曰つた。すると、高資は、貞藤をもち附けて曰ふには、そんな廻り、遠い古臭い説をば、何として今日の様な場合に陳べ立てるべきであらうか。貴殿は、承久年間の先例を御承知なされぬかと曰つた。そこで、高時は之に従つた。

八月。遣貞藤等。以三千騎入京師。基時子仲時。政村曾孫時益。方鎮南北。得貞藤與計事。事泄。帝逃之南都。仲時。時益遣兵索宮中。不獲。帝則奉兩上皇。太子于六波羅北方。僧豪譽來。告帝在叡山。則遣近江守護將兵。

攻之不利。已而南都僧來告。帝在笠置山。二帥乃使近江兵備叡山。而遣檢斷糟谷宗秋。隅田通倫等。圍笠置。城固不拔。高時遣大佛貞直。金澤貞冬。將數萬騎。助攻。未至。陶山義高。小見山氏眞。率五十餘人。夜乘風雨。縋城而入。縱火呼譟。外兵應之。城即陷。帝逃走。追獲。拘之六波羅南方。高時遣貞藤。及安達高景。立量仁即位。是爲光嚴帝。令貞直引兵攻官軍將楠正成。走之。

〔南北〕……兩六波羅、即ち六波羅の南殿北殿。「兩上皇」……後伏見と花園との二上皇。「近江守護」……佐々木時信。「笠置山」……山城の東南に在り。「二帥」……兩六波羅の探題、南は時益、北は仲時。「檢斷」……官名。謀叛、夜討、強盜、竊盜、山賊、海賊、殺害、及傷害、その他の事件を裁判する職にして、檢斷頭人といひ、六波羅に置かれたる也。「籠」……繩梯子をかける。「光嚴帝」……北朝の始めの天子なり。八月に、高時は、貞藤等を派遣して、三千騎の兵士を引き連れて京師に入らせられた。基時の子なる仲時と、政村の曾孫(ヒマゴ)なる時益とが、其時に丁度、六波羅の南殿北殿に守鎮して居つたが、貞藤到着の後、共々に事を計畫して居つた。この事が何時となく泄れた故に、後醍醐帝は逃げて奈良に行かれた。仲時と時益とが兵士を派遣して御所の中をさがさせられたけれども、帝を見付けることが出來なかつた。そこで、後伏見、花園の二上皇及び皇太子を六波羅の北殿に御連れて來た。折しも僧の豪譽といふ者が、六波羅に來て、後醍醐帝は叡山に居られることを告げたので、近江の守護を派遣して兵士を引き連れて之を攻めさせられたけれども、勝利を得なかつた。とかくする中に、南都の僧が六波羅に來て、帝は笠置山に居られるといふ事を告げたので、二人の探題即ち仲時と時益とは、そこで、近江の兵士をして叡山に對する防備に當らしめ、そして、檢斷の糟谷宗秋、隅田通倫を派遣して、笠置を圍ませしめた。城が堅固で、容易に攻め落されなかつたので、高時は、大佛貞直、金澤貞冬を派遣して、數萬騎を引き連れて、之を助けて攻めさせることにした。これ等の者が未だ到着しなかつたので、高時、小見山氏眞が、五十餘人を引き連れて、夜、風雨につけ込んで、城に繩梯子を掛け攀ち登りて城に入り、火をつけて関の聲を揚げてさわぎ立て、城外の兵も之に應じて攻め立てたので、城は即座に落ちて仕舞ひ、帝は逃げ走り給うたが、追つかけて行つて執得、之を六波羅の南殿に押し籠め奉つた。高時は、貞藤及び安達高景を派遣して、量仁親王を立て、御位に即かしめた。これは光嚴帝である。又、高時は、貞直をして兵士を引き連れて、官軍の大將なる楠正成を攻めさせて、之を走らせた。

一年。請光嚴帝詔。徙帝于隱岐。千葉貞胤。小山秀朝。佐佐木高氏。將兵護

送已而楠正成復起兵。皇子護良。赤松則村繼起。據千窟。赤坂。吉野。白旗諸城。高時遣義子阿曾時治。與貞藤。高直。高資。以五萬騎赴攻。三年二月。時治攻赤坂。人見恩阿。本間資貞。先登。資貞子甫十八。隨父死。城終陷。閏月。貞藤亦陷吉野。與時治俱援高直。圍千窟。不能下。三月。六波羅二帥徵山陽兵。兵降於則村。爲守三石。則村進據摩邪山。二帥又徵四國兵。伊豫豪族亦應官軍。二帥遣近江兵攻則村。大敗。於是數警隱岐守護。備帝逃逸。而帝果逃歸伯耆。二帥再遣萬人攻則村。又敗。則村與藤原宗鎮縱火來攻。遣宗秋通倫。以兵二萬拒之桂川。則村子則祐。亂流來擊。我兵又大敗。時已夜。新帝。兩上皇入六波羅。二帥大出兵於七條磧。陶山高。通。河野通盛。巷戰。走則村。則村退走。阨八幡山崎。運路梗塞。二帥遣兵擊之。陷伏敗還。而山徒亦以護良令來攻。二帥遣曠騎擊走僧兵。因昭以利。又使近江守護佐佐木時信備之。高通。通盛又敗。則村于京南。而官軍將源忠顯大兵來攻。二帥悉甲乘陣。時信以五千人擊走忠顯。而結城親光遽降官軍。士卒多逃。二帥告急於鎌倉。使者相踵。

【據千窟赤坂吉野白旗諸城】……正成は河内の千窟と赤坂とに、護良親王は和の吉野に、則村は播磨の白旗城に據りしなり。【三石】……備前に在り。【摩邪山】……攝津に在り。【隱岐守護】……佐々木清高。桂川】……京都の西に在り。【新帝】……光嚴帝。【巷戰】……市街戦をする。【八幡】……山城に在り。【山崎】……山城に在り。【運路梗塞】……兵糧等を運送する路が塞がりとなる。【八幡山崎】……水陸の通路なれば、之を喰ひ止めらるゝときは、行通すること出来ぬわけ也。梗塞は音カウソク。【曠騎】……音クワキ。曠は弓を滿引するの義なり。曠騎とは、騎射隊なり。【陣】……築地、城の上の小さな窟、ひめがき。音ヒ。

二年に、光嚴帝の詔を請ひ受けて、後醍醐帝を隱岐國に徙し、千葉貞胤、小山秀朝、佐々木高氏が、兵士を引き連れて護衛して其地に送り届けた。とかくする中に、楠正成が、再び兵を起し、皇子護良親王、赤松則村が引き續いて起り、河内の千窟、赤坂、大和の吉野、播磨の白旗などの城に立て籠つて居つた。高時は、義子の阿曾時治を派遣して、貞藤、高直、高資と共に、五萬騎の兵士を引き連れて、出掛けて行つて攻めさせることにした。三年二月に、時治は、赤坂を攻めた。その時に、人見恩阿、本間資貞が先陣をなし、資貞の子の年がやつと十八歳になるのが、父に隨つて討死したが、城は終に攻め落された。閏月に、貞藤も亦、吉野を攻め落し、時治と與に高直に加勢をして、千窟を圍み攻めたが、楠正成が巧妙に防戦したので、なかく落城することが出来なかつた。三月に、六波羅の二頭領仲時、時益は、山陽道の兵士を徵集したが、その兵は、則村に降参して、則村の爲めに三石を守つて居つたので、則村は進んで摩邪山に立てこもつた。二頭領は又四國の兵士を徵集したが、伊豫の豪族共も亦官軍に應じて居つたので、北條氏の方はなかく景氣が悪い。二頭領は、近江の兵士を派遣して、則村を攻めたが、大に敗北した。こゝに於て、度々隱岐の守護に注意して、後醍醐帝が島を逃げ出しなされぬやうに用心せよといつて置いたが、帝は、案の如く御逃げ出しになつて、伯耆國に御歸りなつた。二頭領は、ふた、び、一萬人の兵士を派遣して則村を攻めさせたが、又負けた。則村は、藤原宗鎮と與に、火を放つて攻めて來たから、宗秋、通倫を派遣して兵二萬人を引き連れて桂川に拒がしめたが、則村の子の則祐が、桂川の流を横切り渡つて來り撃つたので、我が北條氏の兵は又大に敗北した。その時は、夜であつたが、新帝即ち光嚴帝、後伏見上皇と花園上皇とは、御所から出で、六波羅に入りせられた。仲時、時益の二頭領は、大に兵士を七條河原に出した。北條氏の方の陶山高直、河野通盛が、市街戦をして則村等を走らせた。則村は退き走つて、八幡と山崎とを喰ひ止めた。そこで京都へ兵糧を運送すべき通路が塞がり止まつて仕舞つた。仲時、時益の二頭領は、兵士を派遣して之を撃たしめたが、騎射隊を派遣して僧徒の兵士を撃ち退け、そこで、昭はすに利益を以てして之を誘ひ寄せ、又、念の爲めに、近江の守護の佐々木時信をして之に對する用心をさせた。高通、通盛は、又、則村を京都の南で敗つた。しかし、官軍の大將なる源忠顯が、大兵を引き連れて來り攻めたので、仲時、時益の二頭領は、ありたけの兵士を以て、城のひめ垣に上りて備へしめ、時信は五千人の兵士を引き連れて、忠顯を撃ち退けた。かくの如く大分勝ちつたが、結城親光が、にはかに、官軍に降参したので、士卒どもが逃げ出したものが多かつたので、又々景氣が悪くなつたから、仲時、時益の二頭領は、危急なることを鎌倉に報告し、その使者が前後相繼々ほどであつた。

四月。高時遣名越高家。足利高氏等西上。半守京師。半攻行在。高家朝時五世孫也。與則村戰狐川。被鮮甲挺前。中箭死。高氏傍觀不戰。下馬張。

飲。遂降官軍。合兵攻京師。京師兵二萬。大半吏胥。不習戰。二帥乃深溝固壘守之。擊卻忠顯。已而城兵大潰。餘千餘人。二帥聽宗秋議。夜奉兩上皇。新帝。太子。空城東走。土兵環起而射。太子以下四走。矢中新主肘。時益死之。天明。又遇敵數百。擊破而過。明日。至番馬驛。遇土兵數千人。奉龜山皇子守良。夾路而陣。宗秋擊破其前鋒。而兵疲矢盡。走入佛寺。與仲時謀。欲據近江一城。時近江守護殿而後待之不至。仲時曰。是亦叛矣。乃謂其兵曰。獻吾首於官軍。是我所以報諸君之勞也。乃自殺。宗秋以下四百餘人從死。新主兩上皇被收入京師。

【行在】……音アンサイ。天子の御旅の御所。狐川……山城に在り。【鮮甲】……派手なる鎧。【挺前】……身を抽んで進む。【傍觀】……そばで見て居る。【張飲】……酒宴を催す。張は張るの義。【吏胥】……音リシヨ。小役人なり。【空城】……城を空虚にする。【土兵】……土地の農兵。【環起】……四方より起り取り巻く也。【番馬】……近江に在り。【佛寺】……蓮華寺と稱す。番馬驛の東に在り。墳墓あり。【殿】……しんがり。軍行の後に在るを殿と云ふ。【報諸君之勞】……我が首を官軍に獻ずるときは恩賞あるべし、それを以て諸君の御苦勞に對する我が報酬とするとの意。

四月に、高時は、名越高家、足利高氏等を派遣して、西の方京都へ上らしめ、その半分は京都を守り、半分は進んで伯耆國船上山なる後醍醐帝の行在所を攻めさせることにした。高家は、朝時の五代の孫である。高家は、進んで明村と狐川に戦ひ、派手なる鎧を着て、身を抜きんで、進んだが、箭に中つて討死した。しかるに、高氏は傍で之を見て居ながら、戦はうとせず、馬から降りて酒盛をして居たが、とうとう官軍に降参して、兵士を合せて京都を攻めた。京都の北條氏の兵は三萬人あつたが、その過半は、小役人であつて、戦争に慣れて居ない。仲時、時益の二頭領は、そこで、濠堀を深く掘り、壘壁を堅固にして之を守り、忠顯が攻めて來たのを撃ち退けたが、兎角する中に、城中の兵士は大に崩れて逃げ出して、僅に千餘人を餘すばかりとなつた。仲時、時益の二頭領は、宗秋の建議したる説を用ひて、夜、後伏見、花園の二上皇、新帝即ち光嚴帝及び太子を奉じて、城をかりにして東の方へ走つた。すると、土地の農兵どもが、四方から起つて矢たりに矢を射かけたので、太子以下、ちり／＼に四方へ逃げ走り、矢が新主光嚴帝の御肘にも中つたから、時益は、その爲めに討死した。夜明け頃に、

又、敵兵數百人に出遇つたが、之を撃ち破つて通り過ぎた。明日、番馬驛に行き著いたが、土地の農兵數千人の者共が龜山皇の皇子守良親王を奉じて路を夾んで陣取つて居るのに出遇つたので、宗秋は、其先陣を撃ち破つたけれども、兵士は疲勞して仕舞ひ、矢種は盡きて仕舞つたので、逃げ走つてある佛寺に入り込み、仲時と相談して、近江國のある城に立て籠らうと思つた。しかるに、その時に、近江の守護佐々木時信は殿して後れて居つたが、いくち待つても來ないので、仲時が曰ふには、此奴も亦背いたのであらうと曰つて、そこで、其兵士に向つて曰ふには、拙者の首を官軍に獻げよ。さうすると、官軍は罪を赦して褒美をくれるであらう。これが、拙者が諸君の是迄の御苦勞に報ゆる寸志であるといひ、そこで、自殺した。宗秋以下四百餘人も皆従つて死んで仕舞つた。新主光嚴帝と後伏見、花園の二上皇とは、取り押へられて京都に入らせられた。

高時未之知也。獨聞高氏叛。則恐發上野。下野等六國兵。附弟泰家西上。因徵糧於諸邑。次至新田義貞邑。義貞斬其吏。高時大怒。乃專北向其鋒。遣金澤貞將。櫻田貞國。分道攻義貞。貞國與義貞戰。于入間河。殺傷相當。退次久米河。明日又戰。不利。退次分陪。高時遣泰家援之。黎明。令兵三千人齊射。而全軍從之。大破義貞軍。既勝。驕不設備。會三浦義勝叛。屬義貞。合兵來襲。泰家駭走。橫溝某。安保某。還鬪死之。而小山。千葉。二族皆叛。貞將與戰。敗走。諸軍敗。歸鎌倉。則六波羅敗聞至矣。内外失色。

【北向其鋒】……その兵士を専ら北の方へ向けて新田氏を撃たんとする也。新田氏は上野の新田郡に在り。【入間河】……武藏國に在り。【久米河】……武藏國に在り。【分陪】……武藏國に在り。【驕】……おごる。勝ちほこりて敵を侮る。【橫溝某】……八郎。【安保某】……入道道忍。

高時は、京都の機嫌が上述の如くであることを、未だ知らず、たゞ、高氏が叛いて官軍に降つたといふ事だけを聞いて、大に恐れて、上野、下野等六箇國の兵士を徵發して、弟の泰家に附けて、西の方京都へ上らしめることにし、それで兵糧を諸邑より徵發したが、順序を追うて、新田義貞の領地に至つた。すると、義貞は、その兵糧の徵發に來た役人を斬つて仕舞つた。高時は大に怒つて、そこで、専ら兵士を北、上野の新田氏の方へ向はせることにし、金澤貞將、櫻田貞國を派遣して、道を分つて義貞を攻めさせた。貞國は、義貞と、入間河に戦つて、殺された者や傷つけられた者の數が雙方大概同じ位であつたが、貞國は退いて久米河に宿つて居つた。明日、又義貞と戦つたが、勝利を得ずし

て、退いて分陪に宿つて居つた。高時は、泰家を派遣して之を援けさせせ。あくる日の夜のひきあけ頃に、兵士三千人をして一度に揃うて射
出さしめ、そして全軍が之に續いて攻め掛けて、大に義貞の軍勢を敗北させた。北條氏の方の軍勢は、かく敵に勝つたので、心懸りて敵を侮
り、格別戦争の準備をして置かなかつた。すると、三浦義勝が叛いて義貞に附き、その兵士を合はせて來つて不意撃をしたので、泰家は駭
いて逃げ走り、横溝某、安保某が、引き返して開つたが、討死して仕舞つた。さうして、小山、千葉の二族が、いづれも皆、叛いたので、貞將は
之と戦つて敗れ走つた。かくて諸軍が敗れて鎌倉に歸つたときに、六波羅が敗れたといふ報告が到着したので、幕府の内者も外の者も
皆、驚き怖れて顔色をかへた。

開一日。義貞三道來攻。高時乃遣基時。貞直守時。守時。長時孫而足利高
氏妻兄也。拒子囊坂。大敗。曰。吾被猜疑。不若速死。乃自殺。貞直拒極樂
寺坂。敗退。家臣本間某。獲罪家居。是日出戰。斬敵將大館宗氏。獻首貞直
而自殺。貞直感激。冒敵陣。死。基時與義貞相持于假粧坂。而義貞選兵自
稻村崎入。縱火府中。高時以千餘人。逃于東勝寺先塋。貞將戰死。基時。國
時。鹽飽聖遠父子。皆自殺。二道軍皆潰。安東聖秀自極樂寺軍還。則府第已
灰矣。憤激曰。百年之跡。何無一死節屍乎。下馬將死。其從女爲義貞妻。
贈書招降之。聖秀作色。謂使者曰。吾姪士家女。何爲此無恥之言。而義
貞亦不呵止之也。以書握刀。割腹而死。

【開一日】……一日を隔て、一日おいて、その明後日。【貞直】……大佛陸奥守。【守時】……赤橋相模守。【子囊坂】……相模に在り。【被猜
疑】……高氏の妻の兄なりとて、妬み疑はる、也。【極樂寺坂】……相模に在り。【本間某】……山城左衛門。【感激】……心にしみ込んで氣を勵
まして奮ふ也。【冒】……おかす、きり込む。【相持】……互ににらみ合つて未だ戦はぬ。【假粧坂】……相模に在り。【稻村崎】……相模に在り。
【府中】……幕府。【先塋】……音センエイ。先祖代々の墓所。【已灰矣】……焼け落ちてはや灰となつて居る。【憤激】……心にいきどほり狂

り奮ふこと。無一死節屍……一人も忠節を盡して死んだ屍體が無い。從女……姪、めひ。呵止……しかりて止むる。
【開一日】……一日おいて、義貞は、三道から來つて鎌倉を攻めた。高時は、そこで、基時、貞直、守時を差し遣はして、義貞の軍を防がせることにした。
守時は、長時の孫で、足利高氏の妻の兄である。守時は、子囊坂の方面を拒いで、大に敗れた。そこで曰ふには、われは、高氏の妻の兄である
といふので、その爲めに嫌疑を受けて居るのであるから、速に死ぬ方が善いと曰つて、そこで、自殺した。貞直は極樂寺坂の方面を拒いで居
たが、敗れて退いた。その家來の本間某は、前に罪を得て家に居つたが、この日に出で、戦つて、敵の大將大館宗氏を斬つて、その首を貞直
に差出して自殺した。貞直は、これを見てひどく感心し氣を勵まして、敵陣に切り込んで討死した。基時は、義貞と、假粧坂に睨み合つて居
つて、未だ戦はなかつたが、その中に、義貞は、兵士をすそつて稻村崎から鎌倉に入り込んで、火を幕府に放たしめた。高時は、千餘人を引き
連れて、東勝寺の先祖代々の墓所に逃げた。やがて、貞將は戦死し、基時、國時、鹽飽聖遠親子は皆自殺して仕舞ひ、三道の防禦軍が、いづれ
も皆、崩れて仕舞つた。安東聖秀は、極樂寺の軍から引き返して見ると、幕府の屋敷は、もはや焼け落ちて灰になつて仕舞つて居るので、心
は猛り氣は憤りて曰ふには、百年ばかりも天下の政治を司つて居つた此幕府の跡に於て、何とて、一人も忠節を盡して死んだ屍體が無いの
であるかと曰つて、馬から下りて今や將に自殺しやうとして居るところへ、其姪(メヒ)の義貞の妻となつて居るのが、手紙を贈つて、之を
招き、降参することを勧めたので、聖秀は顔色を變へて、その使者に向つて曰ふには、わが姪は武士の家の娘であるのに、何として此様な恥
を知らぬ事を申すのであるか。そして、義貞も亦、何として之を叱つて止めないのであるか。不心得な奴等であるといつて、その手紙を以て
刀を握つて、腹を切つて死んで仕舞つた。

【参考】左に太平記の一章を録して参考に資す。

安東入道自害事附漢王陵事

安東左衛門入道聖秀と申せしは、新田義貞の北の壘の伯父なりしかば、彼の女房、義貞の狀に我が文を書き副へて、ひそかに聖秀が方へぞ
遣はされける。安東始めは三千餘騎にて稻瀬川へ向ひたりしが、世良田太郎が稻村崎より後へ回りたる勢に陣を破られて引きけるが、由良
長濱が勢に取れ籠められて、百餘騎に討ち成され、我が身も薄手あまた所負うて、己が館へ歸りたりけるが、今朝巳の刻に宿所は早焼けて、
其跡もなし。妻子眷屬何れか落ち行きけん、行くへも知らずなつて、尋ね問ふべき人も無し。是れのみならず、鎌倉殿の御屋敷も焼けて、
入道殿、東勝寺へ落ちさせ給ひぬと申す者有りければ、さて御屋敷の焼跡には、傍輩何れも切り討死して見ゆるかと尋ねければ、一人も見
えず候とぞ答へける。是れを聞いて、安東、口惜しき事かな。日本國の主、鎌倉殿ほどの年ごろ住み給ひし處を、敵の馬の蹄に懸けさせな
ら、そこにて千人も二千人も、討死する人の無かりしこと、後の人々に欺かれん事を恥辱なれ。いざや人々、とて死せんずる命を、御屋
敷の焼跡にて、心閑に自害して、鎌倉殿の御恥をす、とんとて、討ち残された那等百餘騎を相從へて、小町口へ打ち在む。先々出仕の如
く、塔の辻にて馬より下り、空しき跡を見廻せば、今朝までは綺麗なる大層高塔の構、忽に灰燼となつて、須臾轉變の煙を殘し、昨日まで遊
び戯れし親類朋友も、多く戰場に死して、盛者必衰の戸を餘せり。悲の中の悲に、安東涙を押へて惘然たるところに、新田殿の北の壘の御
使とて、薄様に書きたる文を捧げたり。何事ぞとて披き見れば、鎌倉の有様今はさてこそ承り候へ。いかにして此方へ御出で候へ。此程
の式をば身に替へても申宥むべく候など、様々に書かれたり。是れを見て安東大に色を損じて申しけるは、梅檀の林に入る者は染めざる
に衣自ら香しと云へり。武士の女房たる者は、けなげなる心一つ持つてこそ、其家をも繼ぎ子孫の名をも顯はす事なれ。されば普漢の高
祖と楚の項羽と戦ひける時、王陵と云ふ者城を構へて籠つたりしを、楚是れを攻むるに更に落ちず。此時楚の兵相謀つて曰はく、王陵は母

の爲めに忠孝を存ずること淺からず。所詮王陵が母を捕へて、楯の面に當て、城を攻むるほどならば、王陵矢を射るとを得ずして、降人に出づる事有るべしとて、潛に彼の母を捕へてけり。彼の母の中に思ひけるは、王陵我に仕ふる事大疑參が孝行にも過ぎたり。我若し楯の面に縛せられ城に向ふほどならば、王陵悲に堪へずして、城を落さるゝ事あるべし。如かず、幾程も無き命を子孫の爲めに捨てんにはと思ひ定めて、自ら劍の上に死してこそ、遂に王陵が名をば揚げたりしか。我唯今まで武恩に浴して、人に知らるゝ身となれり。今事の急なるに臨んで、降人に出でたらば、人豈に恥を知つたる者と思はんや。されば、女姓心にてたとひかやうの事を云はるゝとも、義貞、勇士の義を知り給はざる事やあるべき。制せらる可し。又義貞たとひ敵の志を計らん爲めにのたまふとも、北の方は我が方様の名を失はじと思はるれば、堅く辭せらるべし。唯似るを友とするうたてて、子孫の爲めに遷されずと、一度は恨み一度は怒つて、彼の使の見る前にて、其文を刀に拳(ニギ)り加へて、腹掻き切つてぞ失せ給ひける。

義貞軍進入府中。無復抗者。獨長崎高資子高重力戰。敵四面萃之。高重左右衝突。所向皆披。還見高時曰。事已至此。公自爲圖。雖然。臣猶欲一快戰。公且待之。乃乘其愛馬。與百餘騎。撤幟裏刃。雜入新田氏軍。狙擊義貞。垂及而覺。敵兵圍之。高重乃大呼奮擊。馬上掀敵一將。投數步外。敵軍辟易。高重走。至東勝寺。則高時以下方訣飲。屬觴高重。高重三醕。傳之攝津道準。而自屠抉腸出之。道準笑曰。好下物也。因滿酌。盡半以傳諏訪直性而死。直性與長崎圓喜皆死。高時乃自殺。從死者凡六千八百餘人。

【萃】……あつまる。【披】……ひろく、其勢に恐れて避け退く。【自爲圖】……自ら計を爲せ、自分の覚悟して自殺せられよ。【一快戰】……今一度愉快に戦ふ。【撤】……すつ、取り去る。【裏】……内なり。一本には裏に作る。裏は、包む也。【掀】……高くさし上げる。【訣飲】……最後の別の酒宴。【屬觴】……杯をさす。【三醕】……三杯つづけて飲みます。【傳之】……杯をまはす。【抉腸】……腸をえぐり出す。【好下物】……好き酒の肴。【滿酌】……杯に一ぱい注ぐ。

かくて、義貞の軍勢は、進んで、鎌倉に入り込んだ。誰もまた抵抗する者は無かつたが、たゞ長崎高資の子の高重のみが、力を盡して奮ひ戦つた。敵が四方から之を目掛けて集まつたが、高重は、左に右に衝つかつて、高重の向ふ所は皆なびき避けた。やがて引き返して高時に面謁して曰ふには、事がもはや此通になりまして上は、我が君は御自分の御覚悟をなされよ。しかし、私は、もう一度思ふ存分に戦つて見たいと思ひますから、我が君は暫く御待ちなさいと曰つて、そこで、其愛して居る馬に乗つて、百餘騎の兵士と共に、旗を取りのけ、及物を包み込んで、新田氏の軍勢の中にもぎれ込んで、義貞をねらひ撃たうとして、殆んど義貞の側まで行き著かうとするときになつて、事が發覺したので、敵兵は之を取り圍んだ。高重は、大聲に呼ばりて、奮ひ戦つて、馬上にて敵將一人を高くさし上げて、數歩の外に投げ出したので、敵軍は尻込みして、寄り附く者は無かつた。高重は、そこで、走つて東勝寺に至つて見ると、高時以下の人々は、丁度其時に、最後の酒盃をして居るときであつたが、取り敢へず杯を高重にさした。高重は三杯つづけて飲みまして、それを攝津道準にまはし、そして、高重は自分で腹を切つて腸をえぐり出した。道準は笑つて曰ふには、好い酒の肴であるといつて、そこで、杯一ぱいに酒をつぎ、半分飲んで、之を諏訪直性にまはして、自殺した。直性も、長崎圓喜も共に、皆自殺した。高時も、そこで、自殺した。之に従つて死んだ者は、凡そ六千八百餘人といふ夥しい數であつた。

高時有二子。曰。萬壽。龜壽。萬壽之母之兄五大院宗繁。受高時遺託。爲匿萬壽。義貞購求高時遺胤。宗繁欲斬送萬壽。而憚物議。乃給萬壽曰。敵且來捕。宜逃。伊豆萬壽從之。宗繁走告義貞。追獲斬之。義貞疾宗繁所爲。將誅之。宗繁亡匿。無舍者。道餓死。初泰家密諭諏訪盛高曰。萬壽既託宗繁矣。汝奉龜壽以爲後圖。雖家兄自招禍。而天豈遽忘我祖宗德哉。時高時逃葛西谷。而龜壽猶孩。從在母所。盛高往言於衆婢曰。速付次郎。我公欲訣之。聞太郎已死。次郎亦終難免耳。衆婢皆泣。盛高佯怒。取之而去。走信濃。匿於諏訪祠官賴重家。泰家既遣盛高欲自脫走。爲重傷歸鄉者。狀臥畚中。以衾衣自覆。南部景家。伊達匡衡昇之。令一卒繫新田氏號。

騎而先導。走陸奥。餘兵三百餘人。度其行遠。火第自殺。新田氏至。以爲泰家已死也。鎌倉與六波羅。間十五日。皆夷滅。

【遺託】……遺言して委託する也。【購求】……懸賞を以てさがし求める。【物議】……世間の取沙汰。【給】……あづむく。【疾】……にくむ。【無舎者】……泊めてくれる者が無かつた。【祖宗】……祖先。【萬西谷】……東勝寺の在所。【孩】……幼稚なること。【次郎】……次男の意。【太郎】……長男の意。【神官】……音ホン、もつこ。土を盛るもの。【鐵衣】……血に染みたる衣服。【覆】……おほひかぶせる。【昇】……かく。二人にてかき荷ふなり。【號】……しるし。【度其行遠】……泰家が既に遠くに往きたる頃を見計らふ。【夷滅】……壊れず滅ぶ。

高時には二人の子があつて、兄は萬壽、弟は龜壽と云つて居つた。萬壽の母の兄なる五大院宗繁が、高時の遺言の委託を受けて、爲めに萬壽丸を匿して置いた。義貞は懸賞を以て高時の生き残つて居る子どもをさがし求めさせると、宗繁は、萬壽を斬つて送らうと思つたが、けれども、世間の取沙汰を氣兼ねして、そこで、萬壽を欺いて曰ふには、敵が来て捕へやうとして居るから、伊豆に逃げる方が宜しいと曰つたので、萬壽は、其言に従つた。宗繁は走つて、義貞に此事を告げたので、追つかけて行つて之をつかまへて斬つたが、義貞は、宗繁の仕打が餘りにひどいのを惡み、まさに之を誅殺しやうとしたので、宗繁は、逃げ出して匿れたけれども、皆宗繁を惡んで、誰も之を泊めてくれる者が無かつたから、道中で餓ゑて、のたれ死にして仕舞つた。はじめ、泰家は、ひそかに、諏訪盛高に諭して曰ふには、萬壽はすでに宗繁に委託して置いたから、此方は安心である。汝は、弟の龜壽をもちたて、後々の企をしてくれ。兄上には、自分からこの禍を招くやうな事を致されたけれども、天道は、どうして、にはかに我が北條氏の祖先の徳を忘れて、再興することが出来ないといふ事があるかといつた。その時に、高時は、萬西谷に逃げて行き、そして、龜壽はまだ極めて幼少であつて、母の所について行つて居つたから、盛高は、往つて多勢の腰元どもに言つて曰ふには、早速、御次男様をわれに渡せよ。我が君が最後の御暇乞をなされやうとの事である。承れば御長男様は、早や御亡くなりになつたさうである。御次男様も、また、いづれは御免れなされることは六かしからうと曰つたので、多勢の腰元どもは皆泣いて泣かぬたが、盛高は、わざと怒つたふりをして、龜壽を取つて立ち去り、信濃國に逃げて、諏訪神社の神官なる頼重の家に匿れて居つた。泰家は、もはや盛高を出し遣り、自分も逃げ走らうと思つたが、手傷を負うた者が郷里に歸るやうな風をして、もつこの中に横たはり、血に染みした衣服を以て自分にかぶせて、南部景家と伊達匡衡とが、之を昇り上げ、又、二人の雜兵をして新田氏のしるしをつけて、馬に乗つて先導せしめて、陸奥國に逃げ走つた。残つて居る兵士三百餘人は、泰家が二分まで逃げ延びたといふ時分に、屋敷に火を懸けて自殺して仕舞つた。そこで、新田氏の兵士が来て見たけれども、泰家はもはや死んで仕舞つたと思つた。かくて、鎌倉と六波羅とは、十五日を隔て、皆、残らず滅されて仕舞つた。

長門探題時直。時房第五子也。爲土居氏。得能氏所攻。航而東走。聞高時死。欲還筑紫。筑紫探題北條英時。亦爲少貳貞經所攻殺。時直因貞經降。

宥死歸邑。尋病死。淡河時治。時房孫也。初屯越前。阨北陸道。已而越中守護名越時有戰死。平泉僧兵來攻。時治。時治與妻子。皆自殺。時直。時治之亡。與鎌倉六波羅皆同月。是月大佛高直。一階堂貞藤。長崎高資等解千窟圍。退保南都。七月。謀犯京師。官軍來攻。高直等削髮而降。斬于阿彌陀峯。以貞藤嘗諫高時。特有死歸邑。尋謀反見誅。

【病死】……一に病卒に作る。「平泉」……寺は越前に在り。「阿彌陀峰」……京都に在り。「貞藤嘗諫高時」……高時、後醍醐帝を遷さんと欲せしとき、之を諫めたること、前に見ゆ。

長門の探題なる時直は、時房の第五子であるが、伊豫の豪族土居氏、得能氏に攻められて、舟に乗つて東の方へ走り、その途中で、高時がすでに死んだといふ事を聞いて、筑紫に引き返さうと思つたが、筑紫の探題なる北條英時も、また、少貳貞經の爲めに攻め殺されて、時直は進むことも出来ず退くことも出来なくなつたので、貞經に因つて降参し、朝廷では死罪を教して領地に歸らせられたが、何も無く病氣の爲めに死んで仕舞つた。淡河時治は、時房の孫であるが、はじめ、越前に屯營して、北陸道を喰ひ止めて居つたが、とかくする中に、越中の守護名越時有が戦死し、平泉寺の僧兵どもが來つて時治を攻めたので、時治は妻子と、ともに、皆自殺して仕舞つた。時直と時治との亡びたのは、鎌倉と六波羅との亡びたのと同じ月の事であつた。この月に、大佛高直、二階堂貞藤、長崎高資等は、楠正成の立て籠れる千窟の城の圍を解いて、退いて奈良を守り、七月に、京都を犯さうと企て、居つたが、官軍が來り攻めたので、高直等は髪を剃つて降参し、阿彌陀峰に斬られた。たゞ、貞藤は以前に高時を諫めた事があるので、特別を以て死罪を赦して領地に歸らしめられたが、何も無く謀叛を企て、誅殺せられた。

明年。赤橋重時。僧憲法。及本間。澀谷。規矩。絲田氏等竝起。皆敗死。而泰家自陸奥潛來京師。依藤原公宗。公宗。公經裔。與北條氏有舊。相俱窺伺朝廷。時朝廷失政。天下士民皆思北條氏。泰家於是蓄髮。更名時興。時龜壽在信濃。亦更名時行。約期攻京師。事覺。公宗被誅。時興逃亡。不知所。

終。而時行與諏訪賴重。招聚黨故。旬日得五萬人。東攻足利直義於鎌倉。走之。尊氏自京師來討。時行遣名越時基。將三萬人逆擊。臨發大風破屋。時基受卜日兼行。戰于橋本。後軍多亡者。且戰且退。阻相模河而陣。水方漲。時基不備。足利氏夜濟。時基大敗。與三百人走歸。賴重使時行脫走。而與四十餘人。剝面自殺。足利氏至。謂時行既死也。時行起兵。二旬而敗。世目之曰二十日前代。時行之起也。名越時兼亦起北國。及時行敗。爲加賀將士所攻滅。

【僧憲法】……佐々目憲法僧正。【本間】……太郎と云ふ。【規矩】……掃部介高政。【絲田】……左近少監貞義。【公宗】……左近衛中將。【公經】……左近衛大將。【有舊】……公經は義時と仲が善かつたので、従つて兩家代々親密であつたのである。【頼朝】……隙をうかゞふ。【士民】……人民といふが如し。【約期】……時期を約束する。【黨故】……徒黨故舊。一味の者や縁故ある者。【尊氏】……足利高氏なり。後醍醐帝の御諱の一字を賜はりて名を改めしなり。【卜日】……日の吉凶をうらなふ。【橋本】……遠江に在り。【相模河】……相模に在り。【割面】……顔の皮をひんむきて誰とも分らぬやうにする也。

【明くる年】、赤橋重時、僧の憲法、及び本間、澁谷、規矩、絲田氏など北條氏の殘黨が並び起つたが、皆敗北して死んで仕舞つた。さうして、泰家は、陸奥國から出掛けて、ひそかに、京都に來り、藤原公宗にたよつて居つた。公宗は、公經の末孫であつて、北條氏とは、むかしから親密なる間柄であつたので、兩人ともく、朝廷の隙間を伺つて居た。其時分に、朝廷には、政治上に大分失策があつたので、天下の人民は、皆、北條氏の時を慕はしく思うて居つた。泰家は、是に於て、髪を延ばして還俗して、名を時興と改めた。その時に、龜壽は、信濃國に在つたが、これも亦、名を時行と改めた。時行、時興の兩人は、時期を約束して、京都を攻めやうとしたが、その事が發覺したので、公宗は、誅殺せられ、時興は何處へか逃げ失せて、その終は分らない。そして、時行は、諏訪賴重と與に、一味の者縁故ある者共を招き集めて、十日ばかりで、五萬人を得、東へ向つて足利直義を鎌倉に攻めて之を走らしめた。足利尊氏が、京都から征伐に來たので、時行は、名越時基を派遣して、三萬人を引き連れて迎へ撃たしめることにした。その出發しやうとした時に、大風が吹いて屋根を破損しやうとしたので、不吉であるとして、之を見合はせ、時基は、更に日の吉凶をうらなうて出發し、晝夜兼行して進み、遠江の橋本に戦つたが、後軍には逃げ去る者が多かつたので、戦ひながら退却して、相模河を隔て、陣取つた。折しも丁度、水が漲つて居つたので、時基は油断して用心をせず居ると、足利氏の軍

勢が夜河を濟つて來たので、時基は大に敗れて、三百人と、もに逃げ歸つた。そこで、頼重は、時行をして身を脱して逃げ走らしめ、そして、自分は、四十餘人の者と與に、顔の皮を引きはがして自殺して仕舞つた。そこで足利氏の軍勢が來たが、時行は最早死んだものと思つた。時行は兵を起してから僅に二十日間にして敗れたので、世間では之を諱名して、二十日前代と曰つて居つた。はじめ、時行が起つたときに、名越時兼も亦、北國から起つたが、時行が敗北した時に及んで、加賀國の將士の爲めに攻め滅ぼされて仕舞つた。

延元二年。時行遣使詣吉野行在。上言曰。臣父伏天誅。臣不敢怨。所怨者足利尊氏。世受恩於臣家。而卒背之。今又困天子。臣願討尊氏以贖父罪。詔許之。尋以五千人發伊豆。從官軍將源顯家。擊走足利義詮于鎌倉。退至美濃。與上杉憲顯等戰于青野原。轉戰至和泉。及顯家敗。終赴行宮。任左馬權頭。三年。從宗良親王至遠江。擊破今川範氏兵于匹馬驛。從親王投井伊高顯。亦不知所終。

【延元】……後醍醐帝の時の年號。【吉野】……大和に在り。【卒】……つひに、終に。【困】……こまらず。【源顯家】……鎮守府將軍中納言。【足利義詮】……尊氏の子。【上杉憲顯】……關東管領。【青野原】……あちちと所々に移り戦ふこと。【顯家敗】……攝津阿部野に戦死す。【行宮】……アングウと讀む。行在に同じ。【宗良親王】……曾澄法親王の還俗の名。後醍醐帝の皇子なり。【匹馬】……遠江に在り。

【延元二年】、時行は、使を遣はして吉野の行在所に詣らしめて、後醍醐帝に申上げて曰ふには、私の父の高時が、御咎を蒙りて誅せられましたのは、私、それを怨に思ふ事はいたしません。私が怨に思ひまするのは、足利尊氏で御座ります。尊氏は、代々、私の家から恩義を受けて居りながら、仕舞にはその恩義に背き、今、亦、天子を困しめ奉つて居ります。私願はくは尊氏を討つて、亡父高時の罪を贖ひたいと存じますと申上げたが、詔して之を御許しになつた。間も無く、時行は五千人の兵士を引き連れて、伊豆を出發し、官軍の大將源顯家に従つて、足利義詮を鎌倉に撃ちて、之を走らせ、退いて美濃に至り、上杉憲顯等と美濃の青野原に戦ひ、さきからさきへと移り戦つて和泉國に至り、顯家が敗るゝに及んで、とうとう吉野の行在所に赴き、左馬權頭に任せられ、三年、宗良親王に従つて、遠江に至り、今川範氏の軍勢を遠江の匹馬驛に撃ち破り、親王の御供して井伊高顯の處に身を寄せたが、時行も亦、其終りは如何なつたのか分らない。

外史氏曰。北條氏之於源氏。則藤原氏之於王家也。皆不用寸兵尺鐵。而篡其國於衽席之上。何其易也。蓋人情莫不知親其宗。而顧謂不如妻黨之可倚也。於是削弱兄弟。疏斥親族。以爲爲子孫除患害。而不悟其自剪伐以資異姓。可不哀哉。源氏之成國也。固懸殊王家。而其謬計出王家所未爲。故其受禍有戛烈者。而北條氏之陰謀狡智。乃非藤原氏所及也。鬪其骨肉。剪其手足。潛收默竊其權。而如己未嘗措手。及其得權。亦有所翼戴。而不敢自居。辭其名。而取其實。舍其利。而操其柄。使天下不能議己。子孫守其遺謀。而加以周密。終使帝王之廢立。攝籙之進退。盡取決於己。而如己無所關。不得已而爲之措置。是北條氏家法。所以能長持天下權衡焉。而至於盡心民事。前後武族所罕覩也。蓋自知其悖逆人神所不容。惴惴焉計以此贖之。而泰時其最者矣。

【寸兵尺鐵】寸尺は極めて小なるを云ふ。兵鐵はきれ物を云ふ。寸兵尺鐵とは、一寸の及物一尺の兵器、わづかなる兵器の義なり。其國於衽席之上……篡は奪ふなり。衽席は、しとね、即ち臥具にして、藩國の上と云ふがごとし。北條氏等が居ながら勢せずして天下の政權を奪ひ取りしを云ふ。其宗……同姓を宗と云ふ。其一族、倚……よる、頼とし力とする。削弱兄弟……兄弟の勢力を削り弱める。朝が範頼、義經を害したる如きを云ふ。疏斥親族……疎斥とは、疏遠にし排斥する。叔父を殺し義仲を征する等の如きを云ふ。【剪伐】……切り除くこと。樹木の枝葉を切り取り去るに喩へたる也。【資異姓】……資は助くる也。異なりたる族類即ち妻の家に便宜を與へる。【懸殊】……懸は懸隔なり、殊は異なり。懸殊とは、かけはなれて餘程違ふ。【謬計】……音ヒウケイ。誤まれる計畫、失策。【受賜】……一に取禍に作

る。【更烈者】……臣下に試せられしとを云ふ。頼家、實朝は試せられしを指す。【陰謀狡智】……内密の謀計と狡猾な智謀。【潛收默竊】……人目にか、うぬ様に取り込み、だまつて盗み取る。【措手】……措は置く也。手をつける。【有所翼戴】……上に置いて之を助けあげて居る者あり。頼經、頼朝、宗尊親王等を將軍として上に戴き之を輔翼して、己は敢て其職に居らざるを云ふ。【辭其名而取其實】……その名前を避けてその實質を取る。將軍の名號を避けて受けずして、兵馬の實權を握りたるを云ふ。【其柄】……その權柄。【謀己】……己の事を免や角と非難する。【遠謀】……のこし置きたる謀略。【周密】……周詳綿密、抜目無く行き届いて居ること。【措置】……音ソツチ。處置、取捌。【持天下權衡】……權は秤の重なり、衡は秤の竿なり。持天下權衡とは、天下の治亂の權衡を握つて居ること。【學觀】……まれに見る。觀は一に觀に作る。【悖逆】……音ハイギヤク。理にもとり道に違ふ。帝王を遷し將軍を弑せし等を云ふ。【惴惴焉】……音ズキズキエシ。恐れ懼る、貌。【以此贖之】……力を民事に盡して悖逆の罪を贖はんと計る也。

外史氏論じて曰く、北條氏が源氏に於ける關係は、藤原氏が皇室に於ける關係と同じやうで、いづれも、一寸一尺の兵器を用ふること無くして、そして、藩國の上に坐つて居つて、其國を奪ひ取つたのであるが、まことに容易なることであつた。大體、人の情として、その一族の者に親しむべき事を知らぬ者は無いけれども、思案をして見ると、それよりも、妻の一族の方が頼みにするものが出来て一層宜しいと思ふところから、そこで、兄弟を殺しなどして其勢力を削り弱めたり、親族の者を疏遠にしたり排斥したりして、それで、子孫の爲めに患となるべきもの害となるべきものを取り除いたと思つて居て、而も、其事が自分からして自分の頼みとなるべき骨肉を取り除いて、他姓なる妻の家に便宜を與へるのであることには、氣が付かぬのである。まことに氣の毒千萬なることである。元來、源氏が政權を取つて一國のやうな形を爲すに至つたのは、勿論、皇室とは、かけはなれて大に違つた事情であつて、そして、其誤まりたる計畫も亦、皇室にては未だ爲されることが無いほどの致方であるからして、それ故に、源氏が禍を受けることは、皇室よりも一層烈しくして、頼家、實朝などは人に弑せられるといふほどにも成つたのである。さうして、北條氏が内密の謀計と狡猾なる智謀とは、とて藤原氏の及ぶ所では無く、まことにひとひもので、源氏の身内同士の關係は、其手足とも云ふべきものを剪り除き、源氏の權力をば、人知らぬやうに取れ、黙つて知らぬ顔して盗み取り、そして、自分は一向に手を出したことは無いやうな様子をして居る。又、北條氏が政權を得るに及んで、亦、上に輔け載るところの將軍があつて、敢て自分で將軍の職に居らうとはしないので、その名を辭し避けて、その實を取り、その之れから出で来る末の小利益をば捨て、其根本たる權柄を手に執りて、天下の人々をして、自分の事を免や角非難することが出来ぬやうにして居る。かくて、後世の子孫たる者も、上の如き祖先の遺して置いた謀を守り、その上に、萬事に行き届いて抜目無かつた。それで、とうとう、天子の廢立も、攝政關白の進退も、殘らず其裁決を自分が爲すやうになつたのだが、それでも、自分は本來一向に關係は無いけれども、致し方なくして之れが取捌きするのであると云ふ様なる様子を致して居る。これが、北條氏の家法であつて、長く天下の政權を取つて居つて、格別なる騒動も無かつた譯である。然れども、北條氏が、民事の爲めに心を盡した事に至りては、前後の武門（即ち平氏、源氏、足利氏、織田氏、豊臣氏など）の中で、極めて稀に觀るところであつた。大體、北條氏は、其の理に反り道に背いて天子を廢立し將軍を弑した事などが、人も神も共に許さぬところの大罪であることを、自分で承知して居つたので、それで、恐れく、民事に心を盡す事を以て其大罪の埋め合せをしやうと企てたものである。さうして、其中で、泰時が一番すべられた者であつたのである。

世之論者。於泰時無所閒然已。余謂承久之事。泰時其罪之魁也。何哉。使

泰時之賢果如所傳乎。則既定禍難。擁大兵於輦下。諸大處分莫不由己。其於朝廷與幕府。往復之際。豈無所以善處之。已可以理導。又可以勢禁。是之不思。而陷其父於大惡。雖有善政。寧贖其罪邪。是知舊史所稱。泰時勸其父。詣闕納降不聽。臨發。問遇親征。則何爲。曰。降之。否則決前。皆史氏爲之文過耳。不足信也。至其立後嵯峨。亦出恩仇之私。論者謂之天命正理。亦過褒矣。

【論者】……議論をする者。【開然】……開は隙間なり。開然とは、隙間を見て非難する也。【魁】……音クワイ。かしら。首魁。【定禍難】……承久の時の禍亂を平定したるを云ふ。雖は兵亂なり。【往復之際】……雙方の間に往復して掛け合ふときに。【以理導】……君臣の大義を以て父義時を善道に導く。【以勢禁】……大兵の勢力を以て父の惡を禁止する。【舊史】……蓋し増鏡を指すなりん。【決前】……心を決して前へ進む。【史氏】……歴史家。【文過】……文は飾る也。泰時の過を飾る。【恩仇之私】……順德帝の皇子を立つべき善なるに、土御門帝は北條征討の議に與り給はざりし爲め、其子後嵯峨帝を立て、順德帝の皇子を立てざりしは、恩と仇とに對する私心に出でたりとの意。【過褒】……はめ過ぎ。

世間の議論する者は、泰時に就ては、何等の缺點を擧げて非難するところも無いのである。けれども、余(山陽)が思ふには、承久の事に就ては、泰時が帝王に反抗した罪の首魁であると思ふ。それは何故かといふに、泰時の賢なることが、果して世間で傳へて居る様であるならば、泰時は、彼の時に、もはや禍難を平定して仕舞つて、澤山の兵士を御膝元にかゝへて留まつて居り、諸々の大事件の處置は、皆、自分の手から出ないものは無い有様であつたのであるから、泰時が、朝廷と幕府とに於ける交渉適合のときに當りて、どうして、善く之を處置するの道が無いことがあらうか。君臣の大義の道理を述べて父を善に導くことも出来るのである。又、大兵の勢力を以て父の惡を禁止することも出来るのである。泰時は、此事をば思はずして、其父を大惡に落し入れたのである。されば、後來に善政があつたところで、どうして其大罪の埋め合せをするのが出来やうか。これによりて、舊い歴史に云つて在る所の、泰時は、はじめに、其父義時に勸めて、朝廷に往つて降参せよと勧めたけれども、義時は聞き入れなかつたので、泰時は止むを得ずして出發するときに、若し上皇が御自身で御征伐に御出ましになる時は、如何しませうかと問ふと、義時が曰ふには、その時には致し方が無いから降参せよ。若し然らざるるときは、斷然として前進せよと曰つたと云ふ事は、これは皆、歴史家が泰時の爲めに過を飾つて書いたものであつて、信ずるに足らぬものであると知る事が出来る。又、泰時が後嵯峨帝を立て、御位に御即位なされるやうにした事に至りては、これも亦、自分の家に對する恩と仇との私情から出たものである。議論をする者は、土御門上皇が北條氏を討つるの議に與り給はず、その餘慶によりて、その皇子がやがて帝位に即位した

ふに至れるものにて、これは天命なり正理なりなど云ふけれども、これも亦褒め過ぎたる評論である。

然北條氏七世。其可以人理論者。獨有泰時。其他如義時輩。皆蛇虺鬼蜮。又曷足責歟。或傳義時誅深見某者。而近其子。卒爲所殺。噫。是其或然也。昔平清盛源義仲。竝稱兵抗上皇。皆除讒人而已。不敢遂其幽囚之計也。然猶不免誅滅。如義時者。眞無前逆賊。而得脫。叛名於世。天其假手其臣僕。斃之也。及其子孫。遇新田氏之斧鉞。抉其巢穴。殲其醜類。天網恢恢。疎而不漏。豈不信哉。

【人理】……人間の道理。【蛇虺鬼蜮】……蛇は音ゲ、へび。虺は音キ、まむし。鬼は、おに。魍は音ヨク。口に沙を含めて人を射殺すといふ蟲、イサギとむし。【稱兵】……兵を擧ぐ。【上皇】……後白河上皇。除讒人……清盛は成親等を除かんとし、義仲は知康等を除かんしを云ふ。【無前】……これまでに無い。【脱】……まぬがる。【斧鉞】……音フエツ。おの、まさかり。古者支那にて大將出征の際、天子より之を賜ふを例とせり。【抉】……あぐる。掘りくじる。【醜類】……惡黨。【天網恢恢而不漏】……老子の語。漏を失に作る。天の網は廣大にして其目は荒けれども、善惡とも漏すこと無ければ、善人は何時かは賞せられ、惡人は何時かは罰せらるるとの意。恢恢は音クワイ、廣大の貌。

然しながら、北條氏の間に、其中で人間の道理を以て論ずることが出来る資格ある者は、たゞ泰時一人あるばかりである。その他義時などの輩の如きは、皆蛇やまむしや鬼や、いさむしの様なもので、また、何ぞかれこれと責め立てるほどの價値があらうや。或る言ひ傳へには、義時は、深見某といふ者を誅殺して、其子を近づけて寵愛したために、とうとう其れに殺されたといふ言ひ傳へもあるが、此事はさうであつたかも知れない。昔、平清盛、源義仲は、いづれも、兵を擧げて後白河上皇に抵抗したのであるが、これは、皆、讒言する者を除かうとしたのみで、飽くまで上皇を押し込め奉らうとは致さなかつたのであるけれども、清盛、義仲は或は其身誅せられ、或は其一族滅亡することを免れなかつたのであるから、天が、それ、其家來の手を借りて之を斃されたのであらう。其子孫に及んでは、新田氏の斧鉞の誅罰に遇つて、その巢とも穴とも謂ふべき隠れ家を掘りかへされて、其同類を殺し盡されて仕舞つた。天の網は廣大にして、網の目はあらうけれども、それでも決して善惡共に漏れることも無く、それ、應報を受くるといふのは、なんと信實ではあるまいか。

外史氏曰。時宗之禦元虜。保我天子之國。足以償父祖之罪矣。虜蓋以其所以恫喝趙宋者。來擬於我。我卻其使。不納。未有曲直也。及彼以兵來脅。剪屠我邊疆。則曲在於彼。彼使再來。不可不執而戮之。折彼凶威。定我民志。奪其所挾。而決死待之。可謂深中機宜矣。否則我幾何而不爲趙宋也。其後唯菊池氏之待明。庶幾接武。足利氏屈膝外嚮。不足言已。豐臣氏能不辱國體。勝足利氏萬萬。然至與明戰。張皇太甚。內自困敝。雖攻守異勢。不及北條氏遠矣。北條氏之策。守則土著。不煩徵發。軍須不擾經費。委任將帥。不自中擊之。其戰則憑陸誘寇。走舸逆戰。短兵急接。皆可以爲後世之法也。吾嘗觀鎮西士人所傳元寇圖卷。虜盛以砲礮臨我。而我兵揮刀奮前。虜不暇發焉。蓋是時我未有火器相敵。吾是以知兵之勝敗。在人不在器。我長技自有在。爲可恃也。

【元寇】……元のえびす。【恫喝】……音ドウカツ。おとしつける。【趙宋】……宋朝の天子の姓は趙氏なるが故にかく云ふ。【擬】……あてがふ。【卻】……しりぞく。【脅】……おびやかす。【剪屠】……きりほふる。【邊疆】……邊境、對馬なり。【凶威】……凶暴なる威勢。【其所挾】……心に持つ所のもの、即ち元が我が國を侮慢する志を云ふ。【中機宜】……機會の宜しきにあたる。よい工合にあてはまる。【菊池氏之待明】……待は待遇する也。補氏記に云ふ、征西將軍源良親王、菊池氏に依りて一隅を保守す。是より先に明主朱元璋、使をして征西府に來らしめしに、其書辭無禮なるを以て、却けて納れざりきと云ふ。【接武】……接は續ぐ也。武は歩と通ず、迹なり。時宗の爲せしところと略同じきを云ふ。【足利氏屈膝外嚮】……義滿が好みを過じ其封冊を受け臣と稱せしを云ふ。【豐臣氏能不辱國體】……秀吉の征韓を云ふ。【張皇太甚】……

張は大なり。張皇は、おしひろげて大きくすること。張皇太甚とは、勢につけ上りてかさの張りやうが餘りに甚だしとの意。【攻守異勢】……豐臣氏は明韓を攻め伐ち、北條氏は元寇を防ぎ國を守る。是れ勢を異にする也。異勢は、一に勢異に作る。【土著】……其土地に住して他處より移り來れる者に非ざる也。北條氏が、元寇を防ぐに、専ら九州の兵士を用ひしを云ふ。【軍須】……軍中の費用。【製之】……干渉して自由にさせぬ。事を任じながら中より彼此と差圖して自由にさせぬを云ふ。【遊】……據る、たのむ。【舸】……小舟。【短兵急接】……刀劍を揮つて急に打ちかゝる。【元寇圖卷】……蒙古襲來の繪卷物。【砲礮】……音ハウク。大筒、石火矢、火器。【長技】……すぐれたるわざ。即ち短兵急接を云ふ。【爲可恃也】……爲は一に焉に作り、上の句に屬す。

【外史氏又曰く、時宗が元のえびすを禦ぎて、我が天子様の御國を保つたことは、それを以て父祖の罪を償ふに十分である。元のえびすは、大體、其の趙宋をおどかしつけたところの仕方をして、來つて我が國にあてがつたのであるが、我が國は、其使者をしりぞけて納れなかつたのである。その時には未だいづれにも曲は無かつたのである。その後、元のえびすが兵士を引き連れて來りおびやかす、我が邊疆即ち豊岐對馬の人民を斬りさいなむに至りては、曲は彼れに在るのであるから、彼れの使が再び來たときには、之をひつ捕へて殺さぬわけには行かなかつた。かくて、彼れ元の凶暴なる威勢をくじき、我が國の人々の意志を決定し、彼れが胸中に貯へて居るところのもの、即ち我が國を侮慢するの志を奪ひ去り、そして、死ぬる覺悟で之を待つて居たのは、深く機會の宜しき中ではまつたものと謂ふ可きである。さうでなかつたならば、我が國も、どうして、趙宋のやうにならなかつたであらうか、矢張滅びて仕舞ふやうな事になつたかも知れない。其後、唯だ肥後の菊池氏が明を待遇した仕方が、時宗の足跡をふんで、ほとんど之に及ぶとも謂ふ可きほどの者である。足利氏が膝を屈めて國外に向つて、其封冊を受けたりなどはあるが、實に言ふに足らぬほどつまらない仕方である。豐臣氏が、我が國の體面を辱かしめなかつたのは、足利氏に勝ること萬々ではあるが、けれども、明と戦ふに至りては、勢に附け上つて事を大業にすることが餘りに甚だしく、我が國內が自然と困窮疲弊するやうになつた。豐臣氏は攻めであり、北條氏は守であつて、其勢は異なつては居るけれども、北條氏に及ばないこと遠いのである。北條氏の策としては、守るには、其土地に定住して居る兵士を用ひ、格別に他の國より徵發するとの面倒も無く、軍中の費用は經常の入費を掻き亂すことも無く、一切の事を將帥に委任して置いて、中から之に干渉するやうな事を爲さず、其戦ふときには、陸地に據りたのみで寇賊をおびき寄せざるやうにし、小舟を走らせて逆へ戦ひ、専ら刀槍の類を以て手近くきびしく接戦したので、これ等は皆、後世の手本とすべきものである。吾、山陽ある時、九州の士人が持ち傳へて居る蒙古襲來の繪卷物を觀たが、元のえびすが盛に火砲を舟に載せて我に臨んで居る、しかるに、我が兵士は刀を揮つて奮ひ進んだので、えびすが共、折角の大砲を發する暇も無くて役に立てることが出来なかつた。大體、その頃には、我が國には、未だ火道具の之と匹敵するものが無かつたのである。吾は、これを以て、戦争の勝敗は、第一に人に因るものであつて、道具に因らぬものであることを知つた。我が國の獨得のすぐれた技倆は自ら存在する者があるから、十分に恃とすることが出来るのである。

日本外史講義卷之四終

蒙古來

筑海颶風連_レ天黑。蔽_レ海而來者何賊。蒙古來。來自_レ北。
 東西次第期_二吞食_一。嚇_二得趙家老寡婦_一。持_レ此來擬_二男兒
 國_一。相模太郎膽如_レ甕。防海將士人各力。蒙古來。吾不
_レ怖。吾怖關東令如_レ山。直前斫_レ賊不_レ許_レ顧。倒_二吾橋_一。
 登_二虜艦_一。擒_二虜將_一。吾軍賊。可_レ恨東風一驅附_二大濤_一。不
_レ使_二羶血盡膏_二日本刀_一。

昭和八年十一月五日 印刷
 昭和八年十一月十日 發行

— 定價金壹圓五拾錢 —

日本外史講義



編纂者

興文社編輯所

代表者 石川寅吉

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

株式會社 興文社

代表者 石川寅吉

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
 振替貯金口座東京一八四四番
 電話浪花(84)一四〇・一八四〇・一八四一

株式會社 興文社

351

554

終